Japan. Gaimushō. Tsūshōkyoku
Fukkoku taishi keizai sei-

E
A
S

no order

外務省通商局編纂

佛國對支經濟勢力の全貌

日本國際協會發行

序

支那に於ける第三國權益の重要性に鑑み外務省通商局に於ては曩に「米國對支經濟勢力の全貌」を刊行し一般の參考に資したのであるが、最近蔣政權に依る西南地區開發工作なるものが種々宣傳せられるに至つたので、曾て省內に於て調査せる在支第三國權益の中佛國關係のものを蒐錄補正し「佛國對支經濟勢力の全貌」として玆に公刊する次第である。

昭和十五年五月

外務省通商局

佛國對支經濟勢力の全貌

目次

第二節 借款の現狀……一五八

佛國對支經濟勢力の主要統計表　目次

佛國對支經濟勢力の全貌

外務省通商局編纂

第一章　序　說

第一節　佛國對支經濟進出の沿革

佛國と支那との經濟關係は葡・西・蘭・英の諸國に次いで一六六〇年絹貿易に始まる。爾來佛國は英國の對支經濟發展に時には拮抗し時には之に協同便乘して對支進出を遂げ、領土的、利權的且金融資本的に鞏固な地盤を築き上げ、之が保持に力めてゐる。

第一　廣東貿易時代

一六六〇年以來時偶佛國船の廣東を訪れて絹其他支那特產物の取引をなすものあり、一六九八年には佛國商社廣東に出現し、一七二八年には佛國ファクトリーの正式設立を見た。一七七六年に佛國は廣東に領事を設置したが、十八世紀中佛

支貿易に見るべき發展はなかつた。十九世紀に入つても當初は歐洲に於ける對英關係の故に佛國は支那に於て勢力を伸張することが出來なかつた。只舊敎布敎事業に於ては貿易關係よりも遙に早く佛國人は他國人に率先し、特に南支に手を染め、既に十七、八世紀の交、佛國の在支布敎活動に目醒しいものがあつた　英佛の和成り、一八三二年佛國領事は公然國旗を掲げることが出來、鴉片戰爭の結果、英支南京條約が締結せられたのを見るや、佛國政府は全權公使ラグルネーを支那に派して一八四四年黃埔條約（修好通商航海條約）を締結させ、英・米と同等の通商上の特權を獲得した。夫れのみならずラグルネーは曩に禁止に遭つた舊敎布敎の自由を回復し、沒收布敎財產の還付を受けて佛國を在支全舊敎の保護者たらしめた。

第二　十九世紀後半

英米に伍して對支進出の條約上の足場を築いた佛國は英・米・露の三國と相競つて支那と條約締結を重ねて之を補强した。其の爲には英國と共に武力を發動することをも敢へてした。佛國は特に在支舊敎徒の待遇の改善を策し、所謂「保護權」を樹立した。夙に印度支那に對して領土的野心を有せる佛國は一八六二年より一八九五年に至る間、謀略と武力行使と條約締結とを繰返して遂に印度支那を略取し、進んで雲南・廣西・廣東に向つて延びんとする素地を固めた。一八九五年には日本の遼東半島領有に對し露・獨と共に三國干渉をなす傍ら、露國と一緒になつて支那の日淸戰爭賠償金支拂の爲に四億法の借款に應じ金融的な活動を始めた。同年龍州鐵道敷設權と雲南・廣東・廣西に於ける鑛山經營に關する人的權益を設定した。次いで一八九七年には海南島不割讓を取極めると同時に、白耳義シンヂケートの名を藉りて露國と共に京

漢鐵道借款の設定を策し、龍州鐵道の延長及び安南國境より雲南に向ふ鐵道の敷設權を獲得し、翌一八九八年には東京邊境不割讓を取極め、同時に雲南鐵道敷設經營權を獲得し、之と前後して廣州灣租借條約を締結した。更に翌一八九九年には佛支合辦の福安公司を組織して四川鑛山に關する利權契約を締結した。

第三　二十世紀歐洲大戰前

十九世紀末より引續き二十世紀初頭より歐洲大戰までは列國の對支利權活動が旺盛を極め、從て佛國の對支經濟活動も最も華々しかつた時期である。卽ち日清戰爭に依り老大支那の積弱が暴露するや、之につけ入つて列國の利權爭奪は飽く所を知らず、政治的には露の旅大、獨の山東租借となり、而して佛國は前述の如く廣州灣租借條約を締結するに至つたが、一方經濟的にも或は露淸銀行を通じての佛國資本の活躍となり、或は正太鐵道借款、汴洛鐵道借款等、所謂鐵道と銀行とに依る佛國の支那侵略は猖獗を極めた。斯かる列國の利權活動は支那民衆の憤激を買ひ、遂に一九〇〇年の義和團事件となつて爆發したが、其の媾和締結に際しても列國は元金四億五千萬海關兩の賠償金を議定し、此の中佛國の取分は七〇、八七八、二四〇海關兩卽ち露、獨に次ぎ第三位の巨額であつた。此の賠償金が驪て中法實業銀行の破綻整理に充てられたのは後述の如くである。

日露戰爭に依る帝政露國の敗戰は露國の極東行動を挫折せしめたと共に、佛國の對支經濟活動に重大な轉機を與へた。卽ち日露戰爭以前の佛國の對支經濟政策は專ら露國と提携して英國に對抗し、佛國資本は露國名義の露淸銀行を通じて支那の各種借款に投下されて居たが、此の戰爭以後は、多年の競爭相手である英國と提携し或は川漢及粤漢鐵道への貸付に

應じ、或は支那の京漢鐵道利權買戻しに對し英佛五分利付金借款に應ずる等、打つて變つた佛國の態度であつて、これは歐洲政局の反映として一九〇四年に成立した英佛協商の餘波と見ることが出來るけれども、又常に他國の背後に隱れて利權を獲得しようとする佛國の傳統的對支政策の現れとも見ることが出來よう。日露戰爭後の佛國の對支活動の第二の特徴は所謂四國借款團、六國借款團等の國際共同投資團中に於ける活動である。これは佛國の特徴と言ふよりも寧ろ支那を舞臺とする各國の投資勢力が其の勢力均衡の爲に、自由奔放な活動を止めて漸く協調的態度に出ざるを得なくなつた結果と見るべきであらう。

四國借款團の成立過程については後章に詳述するとして、該借款團は一九一一年の湖廣鐵道借款を繞つての各國の角逐の結果である。卽ち支那政府が粤漢鐵道の完成を目的とする外資導入を圖つて居るのに際し、英米が共同して獨逸に對抗し、後に之に米國が參加して四國の國際投資團となつた譯であるが、其の借款引受に參加した佛國財團は東方滙里銀行卽ち印度支那開發を主眼とする銀行の支店であつて、佛國は未だ專ら支那開發を主眼とする投資銀行を有たなかつた。然るに一九一三年支那大陸を投資活動の對象とする佛國系の中法實業銀行が設立され、嘗て露淸銀行を通じ、又白國資本と共同して投資を行つて居た佛國は玆に獨自の投資機關を擁して投資活動をなすこととなつた。

前述湖廣鐵道借款は痛く支那民心を刺戟しそれが一つの動機となつて遂に辛亥革命を招來したが、革命後の政府が財政難に陷り頗る窮地に陷つたので袁世凱は佛國に借款を申込んだ。一九一三年中法實業銀行は最高一億五千萬法を限度として財政借款に應じ更に翌一九一四年欽渝鐵道借款に應じた。これ等は純然たる佛國借款である。素より斯かる佛國獨自の借款以外に白國と共同した借款、例へば一九一二年の隴海鐵道借款、一九一三年の同成鐵道借款等があつて、鐵道と銀行

とに依る佛國の支那征服が着々進んで居たのが歐洲大戰前の狀態であつた。

第四　歐洲大戰後滿洲事變前

日露戰爭後歐洲大戰までは佛國にとつて對支投資の最も盛な時期であつたが、一九一四年歐洲大戰勃發するや佛國は支那を顧みる餘裕なく、前期の如き活潑なる借款活動は絶え、對支貿易に於ても一九一三年四千六百萬海關兩であつたものが一九一四年には三千萬海關兩に激減し、一九一七年には二千七百萬海關兩にまで衰落した。翌年歐洲に砲煙漸く收つたとはいへ、戰爭に依る打擊は佛國を多大の戰債國となした爲に、法價大暴落を演じ、さなきだに放漫な不良貸付をなし銀爲替思惑をして失敗した中法實業銀行は一九二一年遂に破綻の止むなきに至つた。佛國政府は支那に於ける重要な投資機關である該銀行破綻が、極東の債權者に對してのみならず佛國對支政策自體に對しても大なる影響あるを認め、急遽之を救濟すべく支那政府の協力を得て中法實業銀行整理會社を組織し、極力整理に努め大戰中支拂猶豫となつて居た團匪賠償金の爲替相場に關する所謂「金法問題」の解決した一九二五年、該賠償金を以て中法實業銀行の救濟資金となし改めて資本金を二千萬法に增額して中法工商銀行と改稱して開業することとなつた。

此の頃から佛國の對支貿易も漸く戰前の水準に復歸したけれども佛國の戰禍に依る創痍は意外に深く、爲に對支借款活動を起す程の餘力なく、僅に一九二〇年新四國借款團に加入して、對支經濟活動のゼスチュアを示したに過ぎなかつた。新四國借款團はもともと歐洲大戰に依つて急激に支那に其の勢力を增强した日本を牽制する爲に組織されたものであるから、何ら積極的目的もなく、其の活動も極めて消極的であつて、唯他の團體が支那政府に借款を與へるのを抑制する作用

をなしたに過ぎない。隨つて滿洲事變までの佛國の對支經濟活動は借款及金融方面に於けるよりも主として貿易方面に限られた。然し、雲南地方は佛領印度支那に接壤せる地であつて、夙に佛國勢力の浸潤地であるから、佛國は他國に率先して此の地方の開發に着目し、既に十九世紀末鐵道並に鑛山に關する數多の利權を獲得したが、一九三〇年には印度支那政廳の補助金に依つて成るフランス會社より雲南鐵道に對し三千二百萬米弗を直接投資して西南ルートの强化に乘出した。

第五　滿洲事變後

滿洲事變が世界恐慌（一九三一年）と時を同じくして起つたのは興味のある現象であるが、此の世界恐慌が支那に影響を與へたのは一九三二乃至四年である。從て此の頃の佛支貿易は極度に沈滯し、一九二九年七千四百萬海關兩であつたものが、一九三二年には三千八百萬海關兩、一九三四年には實に二千七百萬海關兩となつて極度の減少をなした。然し孫逸仙死後十年政爭と內亂に終始して居た支那が一九三三乃至三四年の頃、蔣介石治下に漸く統一の緒につき始めてからは、外國投資家の支那への關心は再び復活し、金融に、鐵道に、鑛山其の他の事業に、投資の觸手が次第に動き始め、佛國も歐洲政局の紛糾を繞つて本國問題の調整に多忙を極めたとはいへ、東亞の利權は百方其の維持に努め、特に自己植民地印度支那に接壤せる西南支那に經濟的勢力を扶植し、此の方面からの支那征服を目標とする計畫が漸く露骨に現れ始めた。時恰も今次事變が勃發し佛支經濟關係も亦著しい影響を受けた。

第二節　最近佛國對支經濟勢力概況

上述の如き沿革を有する佛國對支經濟勢力の最近に於ける狀態は次章以下に詳說せむとする所であり、其の概要は本書に添付せる『佛國對支經濟勢力一覽表』の示す如くである。

左に經濟勢力の主體といふべき支那在留佛國人人口、在支佛國系商社の現在概況を掲げ、而して經濟勢力自體の指標として佛國の對支投資額、佛支貿易額、支那各港出入佛國船舶噸數の各項を選んで其の現在概況を摘錄し、以て最近に於ける佛國の對支經濟勢力の輪廓を示さう。

第一　支那在留佛國人人口

在支佛國人人口は昭和十一年（一九三六年）末に於て香港在住者を併せ男女計五、二六〇人を算する。遡つて大正十四年末には三、一五三人であつて其後昭和十年末まで三千人乃至四千人の間を往來し、昭和十一年には一躍して五千人臺となつた。獨逸人の三、八一一人より多いとはいへ、葡萄牙人の八、三五六人に遠く及ばない。尤も、安南人の八、三一八人を合すれば一三、五七八人に達し在支米國人人口を凌ぐ。佛國人のみでは在支第三國人全體の五％に過ぎず、安南人を合すれば一三％に達する。支那事變は在支佛國人人口にも影響を及ぼし、可成りの減少を來した。左に昭和十一年末に於ける在支佛國人の分布を示し、事變の進行した昭和十三年（一九三八年）末に於ける各地在留佛國人人口を不詳なる地域を除き附記して事變に依る在支佛國人の減少程度を示さう。

	一九三六年末			一九三八年末		
	男	女	計	男	女	計
天津地方	九五七	八四五	一、八〇二			

天津	九五七（北京を含む）	八四五（同上）	一、八〇二（同上）	四五〇	四四八	八九八
唐山					三	三
山海關	一		一			
北京				一〇五	九三	一九八
包頭						
張家口	一		一			
芝罘	一六六	九六	二六二			
威海衞				三	四	七
青島地方	一九	九	二八			
青島	一六	七	二三	八	一四	二二
坊子	三	二	五		一	一
濟南地方	三二	一五	四七			
濟南	二三	九	三二			
張店	九	六	一五	五		五
博山	一		一	一		一
北支小計	**一、一七五**	**八七二**	**二、一四〇**			
上海	一、二二一	七六〇	一、九八一	一、七二一	一、二六〇	二、九八一
蘇州						
杭州	一五	一〇	二五			

南京						
蕪湖	三	三	六	二		二
九江	三一	四三	七四	六	四	一〇
漢口	三二	二一	五三	九九	一六	一〇五
鄭州	四	三	七			
沙市	二	一	三			
長沙	一	二	三			
宜昌	三	一	四			
重慶	二〇	一八	三八			
成都	六	一〇	一六			
中支小計	一、一七五	八七二	二、三二〇			
福州	一〇	三	一三			
厦門	二三	八	三一			
汕頭	二九	一七	四六			
廣東	五九	二九	八八	一四	三	一七
雲南	三二五	二〇八	五三三			
南支小計	四四六	二七四	七二〇			
全支合計	二、九五九	二、一一一	五、〇七〇			
香港	八三	一〇七	一九〇			

支那香港澳門通計	三、〇四二	二、三二八	五、三七〇

第二　在支佛國系商社

在支佛國系商社の主だつたものは百餘に過ぎない。業種別と商社數大凡左の如くである。英國系商社は勿論米國系商社に比しても如何に劣勢なるかが知られるであらう。

銀行業	四	土木建築請負業	三
不動產金融販賣信託及土地建物業	八	藥品、石鹸、香料及植物油製造業	二
保險業	八	造船、機械、車輛附屬品、タイア製造及金屬管熔接業	四
有價證券賣買仲介業	二	酒類、麥酒釀造及製氷業	五
電燈、電車及水道事業	二	麵包及菓子製造業	二
鐵道、航業及旅行案內業	六	鑛業	一
貿易業	五〇	旅館業其他	四
通信、新聞雜誌社	五	計	一〇八
圖書販賣業	二		

第三　佛國對支投資額

佛國の對支投資を借款投資と事業投資との兩方面より見ると次の如くである。

(イ) 借款

一九三九年一月一日現在に於ける支那國民政府外債中佛國の引受になるものの未償還高合計は左の如くである

	財政部所管外債	鐵道部所管外債	合計
英貨建	五、九六五、〇〇〇磅	三、九五七、一〇七磅	九、九二二、一〇七磅
佛貨建	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	一六四、九八五、〇五〇法	二六四、九八五、〇五〇法
米貨建	二四、九一九、五〇〇米弗	―	二四、九一九、五〇〇米弗
支那貨建	―	三四、五〇〇、〇〇〇元	三四、五〇〇、〇〇〇元

右を一九三八年十二月の公定相場によつて元單位に換算すれば財政部所管外債と鐵道部所管外債の合計は三〇六、三一七、五二二元となり、これが支那外債總額中に占める割合は一八・七%である。

財政部所管外債	一九一、〇五一、〇〇〇元
鐵道部所管外債	一一五、二六六、五一三元
合計	三〇六、三一七、五二二元

尙ほ佛人 Guy Lacam の調査によれば、支那政府の證券及債務中佛國の保有する分は一九三八年始に於て約二十一億法で、支那政府債務總額の二三%に當ると推定されてゐる。

（ロ）事業投資

一九三一年に於けるリーマー教授の調査によれば、佛國の對支事業投資は九五、〇〇七、二〇〇米弗で、列國の對支事業投資總額中に占める割合は三・八%である。その後の佛國の對支事業投資の變遷に關しては信憑するに足る發表を見ないが、前記 Lacam の調査によれば三十七億法とされてゐる。

かくして今 Lacam の調査に大過なきものとすれば、一九三八年始に於ける佛國の對支投資は借款投資、事業投資を合計して五十八億法、これを米弗に換算すれば一億六千百萬米弗となり、その額は大體に於て米國と匹敵する。而して右投資額が佛國の海外投資總額中に占める比率は五％にすぎないが、無論この一事を以て佛國の對支關心が小なるものと斷ずるのは早計で、爾來佛國も他の諸列强と同樣支那を最も將來性に富んだ商品並に資本市場として重要視してゐたことを忘れてはならない。

第四　佛支貿易額

佛支貿易は從來支那に取つては米・日・英・獨・香港等には及ばないが又相當に重要なものであつた。殊に支那としては自國生產物の顧客として卽ち生絲、豚腸、桐油、茶、卵及卵製品、皮革、落花生、豚毛の常華客として重要性が感ぜられてゐた。然るに支那事變發生後我が無敵艦隊による全支那沿岸の航行遮斷により水路による支那奧地と通商が著しく阻礙されるに至つた結果、佛支直接貿易は稍〻減じたが、佛國の領土たる佛領印度支那が支那と境を接してゐる爲、此處を經由しての佛支間接貿易は著しく伸張したのである。廣東陷り、汕頭陷落し、北海亦皇軍の占領する所となつて以來佛領印度が蔣介石政權に對する殆んど唯一の武器軍需の供給路と化したことは注目すべき事象である。佛國の對支輸出品は從來金屬・化學製品・染料・機械工具等を主としたが、事變後武器軍需品の輸出の夥しく增加したことは見逃がせない事實である。

佛國は本國以外に數多の植民地を持つてゐる故佛支貿易の檢討には佛本國支那間の貿易と同時に支那と佛國植民地卽ち

佛領印度支那・アルゼリヤ・モロツコ等との間の貿易狀況をも併せ考究する必要がある。特に事變後に於ける佛領印度支那・と支那との貿易に就ては詳細の檢討を要するが、實際の調査に當つては中國海關統計以外に信憑すべき資料が得られないのを遺憾とする。貿易上に現れた支那對佛本國の關係は低度産業品對高度産業品の關係にある。卽ち支那は佛本國に對して主として原料品乃至食料品を供給し、佛本國より精製品を仰いでゐる。然るに、支那の貿易上佛國植民地に對する關係は之と異り、支那の産業的水準は上位に立つて佛國植民地に對してゐる。卽ち支那は佛國植民地に綢緞・綿布等の如き工業製品を供給し、米、石炭、石材等の如き原料品、食料品を仰いでゐるのである。

佛本國及佛國植民地と支那との最近の貿易額は次の如くである。（單位千元）

	佛本國			佛國植民地		
	支那より輸入	支那へ輸出	合計	支那より輸入	支那へ輸出	合計
一九三六年	三〇、三八九	一八、三八一	四八、七七〇	二六、三二六	一八、一一一	四四、四三七
一九三七年	三二、六四三	一五、一〇六	四七、七四九	二五、八六一	八八、五八〇	一一四、四四一
一九三八年	二〇、四〇二	一八、三〇四	三八、七〇六	二九、〇〇四	二七、四四〇	五六、四四四

第五　支那各港出入佛國船舶噸數

最近數年間の支那各港に於ける佛國船舶出入噸數は左の如くである。

	內國航路		外國航路	
	噸數（千噸）	總噸數に對する比率	噸數（千噸）	總噸數に對する比率
一九三五年	三二三	〇・三三%	一、二五三	一・六〇%

一九三六年	三六〇	〇・三六%	一、三三七	二・七三%
一九三七年	三八八	〇・七一%	一、〇四六	二・九五%
一九三八年	三四九	一・一九%	一、〇〇六	三・四二%

一九三七年內國航路外國航路を通じて佛國船舶の支那各港出入噸數は一、四三五千噸にして、總噸數に對する比率は一・五九%に過ぎない。內國航路に於ては英・支・日・諾・蘭・獨・伊・米に次いで第九位にあり、外國航路に於ては英・日・支・諾・米は勿論獨・蘭・葡の諸國にも及ばずして同じく第九位を占め、內外航路を通じて英・支・日・諾・獨・米・蘭に次いで第八位に居る。

佛國の支那航運上に於ける地位は云ふに足らぬ微々たるものである。事變の影響を受けて一九三八年には更に噸數が減退してゐる。たゞ總噸數に對する比率に於ては却つて向上してゐる　因みに、香港入港の佛國船舶噸數の增大せるは注目に値ひする。一九三七年と三八年との佛國船舶香港入港隻噸數左の如し。

一九三七年	一八七隻	六一一、五九七噸
一九三八年	二〇八隻	六六二、五七〇噸

第三節　佛國對支經濟勢力の性格

米國の對支經濟勢力と同樣に、佛國の對支經濟勢力にも其の沿革現狀を一貫せる性格がかなり明確に看取される。共に文化事業に力を入れてゐる點に於て一致する外、米國の對支經濟勢力と佛國の對支經濟勢力とは其の性格正に對蹠的である。卽ち、米國は殆んど獨自の政治的權益を設定することなくして其の經濟的實力を以て雄厚なる對支經濟進出をなして

ゐるのに對して、佛國は支那に向つて矢鱈に政治的權益を貪つて置きながら其れ相應の經濟的勢力を之に伴つてゐない。

佛國對支經濟勢力の性格特徴と見るべきものを列擧すれば左の如くである。

一、舊き植民政策の傳統

佛國の對支經濟勢力は同國が嘗て葡・西の諸國と共に行つた掠奪的植民政策の傳統を脱することが出來ず、左の如き特徴のある支那植民地化の態度を持した。要するに、政治的色彩が濃厚なのである。

1、可及的領土的野心を充足する。

2、其の不可能な場合には租借地、租界、勢力範圍等の權益を設定して、切りに利權を獲得する。

3、設定した權益の上に權力的且地主的に振舞ふ。

概して政治的活動が先んじて經濟的實力並活動之に伴はない。

二、借款投資

利子配當生活者 rentier の國である佛國は國際的にも亦金貸國として立廻り、支那に對しても貿易利益よりも投資を重んじ、投資の中に就ても事業投資よりも比較的に借款投資に重きを置いてゐる(註)。

三、曩には露・白、後には英との協調

佛國は當初對支態度に於て共通のものを持つた露國と提携し、時には其の背後に隱れて英國の對支經濟發展に拮抗し、又白耳義を傀儡として利用する所があつたが、後には英國と協同して之に追隨すると共に、又單獨にも前面に現れるに至つた。

四、舊教布教事業

支那に對する基督舊教布教事業は超國家超國民的であると稱するが、事實は然らず。舊教布教事業に於て佛國は古く且大なる勢力を有する。特に十九世紀中「保護權」なるものを樹立して他に對して優越地位を占めた。佛國舊教布教事業は支那の開市場のみならず奥地邊陬に深く喰ひ入つて、一方宣教師は其の生活を支那に同化すると共に、他方教會のみならず廣大な土地、數多の家屋を獲得し、經濟的自立を策すると共に行政及裁判の實權をも樹立して一見小王國の觀を呈してゐる。布教並社會救濟の事業を主とする。

五、南支雲南に對する特殊の關心

印度支那を支那より奪取した佛國は之と接壤の南支雲南に特殊の關心を寄せた。總じて防衛的な佛國の對支態度も南支雲南に關しては積極的であつて、概ね支那の資源に冷淡な佛國も雲南の鑛產資源に對しては少からぬ熱意を有する。

（註）借款投資の占める比率は日・英・米諸國にあつて二割前後なるに、佛國にあつては實に五割を越えてゐることが、一九三一年リーマーの調査に窺はれる。

一九三一年リーマー調査に基く日・英・米・佛各國對支投資種別金額（單位百萬米弗）並に百分率

	事業投資	同百分率	借款投資	同百分率	總投資	同百分率
日本	九一二・八	七六・九%	二二四・一	二三・一%	一、一三六・九	100・0%
同百分率	三六・〇%		三八・二%		三五・一%	
英國	九六三・四	八一・〇%	二二五・八	一九・〇%	一、一八九・二	100・0%
同百分率	三八・九%		三六・一%		三六・七%	

米國	一五五・一	七八・八%	四一・七	二一・二%	一九六・八	100・0%
同百分率	六・一%		五・九%		六・一%	
佛國	九五・〇	四九・四%	九七・四	五〇・六%	一九二・四	100・0%
同百分率	三・八%		一三・七%		五・九%	
列國計	二、五三一・九	七八・一%	七一〇・四	二一・九%	三、二四一・三	100・0%
同百分率	100・0%		100・0%		100・0%	

第二章　鑛工業

第一節　鑛業

佛蘭西の鑛業投資は殆んど雲南省及び四川省に集中して行はれたが、未だ大規模なものはない。今その沿革を見よう。佛國は一八九五年の條約によつて、支那が雲南省の鑛山を採掘する場合には、技師其他所用人物を佛國に求むべきことを約さしめ、且つ安南鐵道を雲南府迄延長する權利をも取得した。次いで一八九七年六月龍州鐵道の雲南への延長及び廣東、廣西、雲南の鑛山採掘權を支那に要求してその大部分を獲得し、又更に四川省に進出した。卽ち一八九九年には佛支合辦福安公司を組織し、四川鑛山に關する契約を締結し、四川省に於ける炭礦其他鑛山の採掘權を主張したのである。玆に於て佛國の勢力は英國の利權と衝突せざるを得なくなり、事毎に反目を續けたが、其後歐洲の政情と團匪事件とに影響せられ、次第に協調主義を採るやうになつた。一九〇二年に於ける英佛兩國の支那政府との協定によれば、兩國既得の雲南省外六箇所に於ける鑛山採掘權を英佛合同の雲南公司に移讓したのであるが、本公司は其後別に活潑な活動をしてゐない樣である。

一九〇二年佛國外務省の調査報告によれば、佛國の對支鑛山投資額は五〇〇萬法に達すると云はれる。

其後雲南鐵道の開通に依り、雲南省産錫の輸出の輸送路を掌握するに至り、間接に雲南省の鑛業に參加することを得、

數箇の佛國會社は箇舊產錫を大量に支配するやうになつたのである。

第二節　工　業

第一　總　說

佛國の工業投資は前世紀末頃から上海を中心として發展して來た。併し、上海竝に天津に於ける電力事業を除けば、大規模なるものは僅かに一、二あるだけである。

一八七八年、或る佛國商人は廣東省南海に支那最初の近代的製絲工場を設立したけれども、數年も經たぬ間に沒落してしまつた。佛國外務省の調査報告によれば、一九〇二年、佛國人所有の紡績會社及び煙草會社（五〇萬法）が上海と漢口とに在つたと云ふ。同年、天津法租界電燈房及び中法求新機器輪船製造所等が設立されたが、其後は專ら上海を中心として發展してゐる。就中一九〇六年設立の上海法商電車電燈公司はその最大なるものである。

第二　機　械　工　業

機械工業の中で最も注目すべきものは、中法求新機器輪船製造廠（Société Franco-Chinoise de Constructions Métalliques et Mécaniques）である。略稱を中法求新製造廠（Kiousin Dock）と云ひ、前名を求新機器輪船製造所(Nicholas Tsu Engineering Works)と稱した。Nicholas Tsu Engineering Works は、一九〇二年に東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）の買

辦朱志堯が資本金五〇萬兩を以て創設したものである。一九一四年朱志堯は財政部の保證を得て、當造船所及び其の經營に屬する同昌紗廠並に油房を擔保として滙豐銀行から八〇萬兩を借入れたが、一九一八年辦濟不能のため同年四月一日、之を佛國郵船會社代表孛利杜（Famberteaux）及び歇乃達（Schneider）鋼鐵廠代表羅達に讓渡してしまつたので、純然たる佛國商社に變じた。併し、その時に龍華護軍使盧永祥及び上海總商會の强硬な反對があつた爲め、財政部より國務會議に建議の上之を國營に移すことを決定したが、其後兩國交涉の結果遂に現在の合辦企業に改組されたものである。本製造廠の營業種目は、造船、船渠、汽罐製作、電氣及びアセチリン熔接、銅鐵鑄物、銅鐵製窓枠家具事務用品等の製作修理であるが、その規模は大體左の如くである。

資本金	一、二〇〇、〇〇〇兩
工場用地	五〇畝
江南水面線	四〇〇呎
錨地（Berth）	全長二五〇呎汽船五隻迄碇繫
斜路（Slipway）	一臺、修繕及び塗換用
乾船渠（Dry Tock）	一基、長二三五呎、口巾三五呎、渠口水深一二・二呎
機械工場	鑄物工場（能力一〇噸）
	汽罐工場（一、五〇〇馬力迄、Scotch Yarow 型）
	木型工場
	組立工場（能力一、二〇〇馬力迄）
鐵道部（客貨車、電車、貨物自動車ノ建造修理）	

艀船部（曳船業、並小蒸氣、艀船の建造修理）

職工數　約七〇〇—一、〇〇〇人

主なる佛國系機械工廠を列擧すれば左の如くである。

	本店	支店	工場	設立年	資本金	摘要
中法求新機器輪船製造廠 Société Franco-Chinoise de Constructions Métalliques et Mécaniques	上海			一九〇二	一、二〇〇、〇〇〇兩 佛支合辦	造船及び機器
巴黎工業電機廠 Matérial Téchnique						機器、鐵路材料
東方修焊有限公司 Far East Oxygen & Acetylene Co. Ltd.	上海	天津 漢口	上海 天津	一九一八	三、〇〇〇、〇〇〇元	壓搾酸素、アセチリン、炭酸瓦斯熔接材經營、カルシウム、カーバイト、電機熔接器具の製造販賣
法商長途電話公司 Société Française des Téléphones interurbains						電話電報機器材料
德威洋行 Hardivillers & Cie						機械
東方百代有限公司 Pathé Orient, Ltd.	上海	香港 天津	上海	一九〇八	五〇〇、〇〇〇元	蓄音器、レコード、ラヂオ、パテー、フイルム輸入
昇昌忠記行鐵工廠	北京				一六、〇〇〇元 佛支合辦	機械、自動車部分品

第三　其他の工業

其の他の雜工業の多くは餘り大資本のものもなく、その數も亦僅かである。一例を擧げて見よう。それは康成造酒廠(Société Franco-Chinoise Distillerie de Hankou)の如きものである。同社は、Pasteur's Methods により、諸花果露酒、藥酒、汾酒、白酒、シロップ等を製造し、その日產能力は酒精(純)一、〇〇〇ガロンに上ると云はれる。本廠は一九二三年、罐詰食料品部を增設し、又自家製品以外張裕釀酒公司及び惠泉汽泉公司等の葡萄酒、麥酒、其他製品の取次販賣も開始した。

土木建築業に於ては、主として建築及び不動產の管理、投資並に金融に從事し、自動車工業に於ては、自動車の組立修理に止まり、何れも餘り大規模ではない。

次に主なる雜工業商社を列擧すれば次の通りである。

	本店	支店	工場	設立年	資本金	摘要
康成造酒廠 Société Franco-Chinoise Distillerie de Hankou.	パリー	漢口 上海	漢口	一九一〇	兩 三五〇、〇〇	諸種酒類及び食料品
中國啤酒廠 National Brewery.	上海					麥酒釀造

西南軋油公司 Huileries de Tientsin	天津			一九二〇	二〇〇,〇〇〇元	落花生油・麻子油
瑞興蛋廠 Société Anonyme pour l'Industrie des Oeufs. (S.A.P.I.O.)	、		天津 漢口		四〇〇,〇〇〇元	鳥卵加工食料品
華安捲烟公司 Stamboul Tobacco Co.	上海			一九二八	一〇,〇〇〇元	卷煙草
大陸油業公司	天津			一九三四	四〇〇,〇〇〇元 佛支合辦	搾油業
光華搾油廠	天津			一九三四	四〇,〇〇〇元	
永興蛋粉公司	天津				一〇〇,〇〇〇元	

	本店	設立年	資本金	摘要
中國建業地産公司 Foncière et Immobilière de Chine.	上海	一九二一		建築及び不動産管理投資並に金融
法商營造公司 Minutti & Co.	上海			土木建築

魯衞 Top-realty (Viborel & Co.)				測量及び工事
儀品公司	濟南		一、八五〇、〇〇〇元	土地建物業
Waterman Corporation.	靑島		五〇〇、〇〇〇元 佛米支合辨	ホテル
法大汽車行 Grand Garage Français.	上海			自動車及び修理
愛捷克汽車行 Isaacs Motor Service.	上海			自動車修理

第三節　電車及電氣事業

第一　上海法商電車電燈公司 (Compagnie Française de Tramway et d' Eclairage Electriques Shanghai.)

本公司は、當初佛蘭西租界工部局であつたが、一九〇六年白國商國際遠東公司 (Cie. Internationale Extrême Orient) が上海佛蘭西租界當局と佛租界內の電車電燈事業經營の特許を得て設立した新會社である。初めの資本金は三〇〇萬法で、

株式は悉く佛國にて募集され總本店を巴里に設置し、佛國會社法に依り組織され、專門代理店を白國商國際遠東公司とし、經營は上海佛租界工部局が之に當つてゐたが、一九〇七年上海に辦事處を設けた。其後租界の發展並に水道部の設置等に伴ひ、資本金を二千萬法に增資、次いで一九二八年五千萬法、一九二九年七千五百萬法、一九三一年一億法に增資した。

本公司の發電所は初め汽力により三、五〇〇KW迄設備したが、一九一九年に至り大擴張の必要を生じ、しかし冷却水の補給方法がつかぬため、ディーゼル機關を採用することに決定して、一九二二年一、〇〇〇KW二臺、一九二四年三、〇〇〇KW二臺の据付を終つた。其後四、六〇〇KW發電機を二臺宛順次六臺据付け、更に一九三三年八、〇〇〇KW一臺增設し、全部で十一臺三七、六八〇KWディーゼル機關五〇、〇〇〇馬力を有する、ディーゼル發電所としては世界第一の大容量のものとなつた。

次に水道であるが、最初上海佛租界の水道は上海自來水公司から給水を受けてゐたのであるが、一八九六年に同租界工部局は自ら水廠を薰家渡に設立自營し、後一九〇八年に至り公營を民營に改めることとなつた。卽ち本公司に賃貸經營せしめたのである。本公司の規模並に設備の大樣は次の如くである。

(1)發電所設備

發電所容量	三相交流	三七、六八〇KW				
原動機						
種類	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル
製作者	ズルザー	ズルザー	ズルザー	ズルザー	ズルザー	ズルザー

汽筒數	四	六	八	八	八	八
馬力	一、七五〇	四、五〇〇	六、二五〇	六、二五〇	六、二五〇	一一、四〇〇
廻轉數	一五〇	二五〇	一二五	一二五	一二五	一三六
臺數	二	二	二	二	二	一
發電機						
種類	三相交流	三相交流	三相交流	三相交流	三相交流	三相交流
製作者	エールリンコ	シュナイデル				
電壓	V 五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇
容積	KVA 一、〇〇〇	三、〇〇〇	四、八五〇	四、八五〇	四、八五〇	一〇、〇〇〇
周波數	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
廻轉數	一五〇	二五〇	一二五	一二五	一二五	一三六
臺數	二	二	二	二	二	一
据付年	一九二三	一九二四	自一九二四 至一九二六	自一九二九 至一九三二	一九三二	一九三三
變流機						
種類	廻轉式					
電壓	直流五五〇					
容量	KW三五〇					
臺數	四					

(2) 發電狀況

		一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
發電量	KWH	三三、一八八、六九四	三八、九八三、五三九	四三、七七三、一〇八	—	五四、三八七、一六八
出頭負荷	KW	九、六四〇	一〇、九〇〇	一三、一八〇	—	一五、一八〇
年負荷率	%	三八・二	四〇・七	三七・八	—	四〇・八

（3）需用狀況

		一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
電燈需用家	戸	二〇、二二二	二三、五七三	二五、六二一	—
電力需用家	戸	七三三	一、〇七八	一、四九一	—
電熱需用家	戸	五四三	七五五	一、〇五三	—
計		二一、四八七	二四、六〇四	二八、一六五	三〇、二九四

（註）本公司は一一〇V電球を使用してゐるが、この電壓は上海では異例である。

（4）收支

	收入	支出	利益
一九二九年	四、二五五、八二五兩	—	—
一九三〇年	四、九三九、九〇二	—	—
一九三一年	六、〇七四、〇九九	—	—
一九三二年	六、二四七、一七七	二、六三七、四六七	三、六〇九、七一〇

（5）電車、乘合自動車（一九三五年度）

軌道全長　三五・八三二粁（有軌九線二九・四六六粁、無軌五線六・三六六粁）

電氣方式　架空單線式五〇〇V
電動車　有軌六二輛、無軌十八輛
追隨車　有軌のみ三二輛
乘合自動車　一四・〇四〇粁（二線十九臺）

業績

	電車（有軌及無軌）乘客	電車（有軌及無軌）收入	自動車 乘客	自動車 收入	使用人
	人	元	人	元	人
一九二七年	四七、六〇四、三〇八	一、二四六、五七九	二、〇三七、八四〇	一三七、一二九	六〇
一九二八年	五三、七五五、五三八	一、四〇九、四七九	二、七九四、〇四九	一六八、〇七〇	六一
一九二九年	六一、三四〇、二九三	一、六三三、〇七〇	三、一三五、八八〇	一九八、二〇七	七〇
一九三〇年	五五、二六六、三〇四	一、六八九、四九三	三、六七九、七四〇	二三五、五一七	七三
一九三一年	六三、六六二、四〇九	二、二〇九、四九七	三、五九八、六二四	二八〇、〇九六	七四

	電車 乘客	電車 運轉總距離	自動車 乘客	自動車 運轉總距離
		粁		粁
一九三二年	五八、四七八、二九一	五、三三二、九一三	三、三五九、二九四	九一四、四三七
一九三三年	五八、六七〇、二六四	五、七〇九、八一九	二、七二四、六五五	九〇二、一九四
一九三四年	五二、三三二、七三三	五、二九一、四三三	二、四三六、八三一	九〇三、九二一
一九三五年	四七、三八五、六〇六	五、三六九、四一二	二、六一六、五九三	一、〇一八、二四〇

（6）水道

管業區域　佛租界、面積一〇・二二平方粁、人口四三五、〇〇〇人、使用者戸數六、八〇五戸

水源地　黄浦江

設備

緩徐砂濾過池	一二	總面積八、六四〇平方粁
急速濾過池	四	總面積三一五・四平方粁
第一濾過池	二二	總面積四、一二五平方粁
淨水池	四	總容量二〇、〇〇〇立方米
沈澱池	二	總容量四、六八七立方米
コンクリート池	二	總容量四、六八七立方米
給水塔	四	容量各三六〇、　二五〇、　七五〇、　一、〇〇〇立方米
電力喞筒	濁水用六	能力毎時四、三〇〇立方米
	淨水用六	能力毎時四、五〇〇立方米

此外に毎時能力各二五〇、二〇〇、一二〇立方米の喞筒三あり。

給水管	全長	一二二、七二〇米
防水栓	七二〇	

業績

毎日平均給水量　四六、二六六立方米（最高一日給水量六六、六一〇立方米）

平均一人一日消費量　一〇六リットル

收入年額　一、二〇六、〇三二兩（一九三一年度）

第二　天津法租界電燈所　(L'Energie Eléctrique de Tientsin)

天津法租界電燈房は一九〇二年資本金二五萬元を以て設立された。租界內の電燈電力を供給し、その經營は租界當局である。同電燈房は牆子河畔に所在しその營業區域は狹小ではあるが、成績は極めて良好である。規模その他は次の如くである。

(1) 發電所設備

發電所容量　三相交流　五、三〇〇KW

汽罐	種類	ランカツシャー	水管式
	臺數	三	二
原動機	種類	タービン	タービン
	製作者	BBC	BBC
	容量	KW一、二五〇	二、八〇〇
	迴轉數	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	臺數	二	一
發電機	種類	三相交流	三相交流

製作者	BBC	BBC
電壓	五、〇〇〇	五、〇〇〇
容量	KW一、二五〇	二、八〇〇
周波數	五〇	五〇
廻轉數	三、〇〇〇	三、〇〇〇
臺數	二	一
据付年	一九二四	一九二六

（2）發電狀況（一九三三年）

總發電量	六、〇〇〇、〇〇〇KWH
尖頭負荷	四、〇〇〇KW
平均負荷	六八〇KW
年負加率	一七・〇%
一KWH石炭消費量	一・三瓩

第三章　貿　易

第一節　佛支貿易の沿革

第一　廣東貿易時代より一九〇五年迄

歐羅巴と支那との直接貿易は一五一六年（明朝正德十一年）葡萄人の廣東來港によつて開始されたのである。葡萄人の渡支以後西班牙、和蘭、英國の各國商人も相次いで通商を求めて支那に渡來し、稍々後れて佛國も亦一六六〇年（清朝順治十七年）に船を廣東に廻はして佛支直接貿易の端緒を開いた。其の後一六九八年に法國公司（Compagnie De Chine）が廣東に設立され、又清朝政府では承認しなかつたが、一七二八年には佛國の商務辦事處、一七七七年には佛國の領事館が夫々設置された。併し此の時代の佛支間の貿易は遲々として振はず、一八四二年の英支南京條約の成立までは殆ど見るべきものがなかつた。

南京條約締結後佛國は英國に倣つて支那と通商條約を締結せんことを求め、一八四四年遂に佛支修好條約が成立した。是が佛支兩國間に於ける正式條約締結の始めである。其の後一八五八年の天津條約、一八六五年の佛支條約改訂によつて佛國の支那に於ける通商權は次第に擴大された。

他方佛國の印度支那に對する侵略的植民政策は十八世紀後半から開始された。即ち佛國は一七八七年交趾支那王がルイ

十六世に其の侵犯された領域の回復を依賴したのを奇貨として攻守同盟を結び、爾來數次の段階を經て一八八五年遂に印度支那を其の領有とするに至つた。印度支那の領有に成功した佛國は之を據點として更に南支に對する政治的經濟的支配に乘り出さうと企圖したのである。卽ち一八八五年の安南條約によつて佛國商人が支那と印度支那との境界を通過して貿易に從事することを認めしめ、更に兩國相互の貿易を促進する見地より同國境線附近に道路及鐵道を敷設する權限をも承認せしめた。而して翌一八八六年には越南邊界通商章程を結び、保勝以上凉山以北を開市場として指定し、佛領印度支那よりの輸入稅及支那より佛領印度支那への輸出稅は支那海關輸出入稅の夫々五分の四、三分の二と定めた。越へて一八八七年には商務專條を結び龍州(廣西省)、蒙自(雲南省)、蠻耗(雲南省)を開市場と定め前年の稅率を更に十分の七、十分の六に夫々改訂して佛支貿易を一層有利に導いたのである。

一八九五年佛國は又商務專條を改訂し、

(一)蒙自保勝間の開港場を蠻耗を廢して河口となし、新に思茅(雲南省)を開市場とする。

(二)雲南、廣東、廣西諸省の鑛山開發の場合には先づ佛國の承認を求める。

(三)滇越鐵路を延長する場合は佛支間の協議により之を國境内に延長し得る。

等を締約せしめた。而して佛領印度支那の領有後支那の西南諸省を自己の勢力範圍たらしめやうと野心に燃える佛國は、一八九七年乃至一八九九年の三ヶ年間に矢繼早に支那に要求を提出し次の諸條約を締結した。

一、海南島を他國に割讓或は租借せしめない。

二、東京に隣接せる廣東、廣西、雲南の諸省を他國に割讓或は租借せしめない。

三、東京雲南間の鐵道は佛國が建設に當る。
四、廣州灣の九十九ケ年間租借。

一九〇五年以前に於ける佛支貿易額に就ては中國海關統計では知ることが出來ないが、（一九〇五年以前の佛支貿易額については中國海關統計に記載がなく、單に歐洲大陸諸國と云ふ項目中に包含せられてゐるに過ぎない）東印度會社の「對支貿易史」によれば、一七九二年の廣東の對外貿易額一千二百五十六萬海關兩中佛國は四十一萬海關兩（對支輸出は四萬九千海關兩、對支輸入は三十六萬一千海關兩）で支那の對外貿易額中僅かに三・二％を占めるに過ぎず、英米は勿論和蘭よりも遜色があつた。蓋し十八世紀末佛國は極端な保護貿易政策を採つた結果極力輸入を防遏し、支那茶の輸入をさへ禁止したのである。從つて當時の佛支貿易が停滯狀態にあつたのは當然である。其の後南京條約によつて廣東外四港が開港され、殊に上海のヒンターランドが對外貿易に開放されてからは支那の重要輸出品たる生絲及茶の歐米輸出は好轉するに至つた。當時佛國は歐洲に於ては絹織工業の最も發達せる國であつたから歐洲向生絲の大部分は佛國に向けられてゐた。是等の生絲は主として東印度會社の如き英國船によつて倫敦に送られ佛國商人は倫敦市場に於いて購入するのが常態であつたが、一八六九年スエズ運河の開通以後はマルセーユに直接輸送されるものが多くなつた。

第二　一九〇五年より一九三五年迄

一、一九〇五年より歐洲大戰迄

一九〇五年（日露戰爭勃發）以後一九一三年（歐洲大戰勃發）迄の間の佛支貿易は累年增加し、一九〇五年の貿易額二

千二百萬海關兩が一九一三年には四千六百萬海關兩となり二倍以上の增加を見た。この佛支貿易の發展は主として佛國の對支輸入の增加に基くもので、佛國の支那商品輸入額は一九〇五年の一千八百八十萬海關兩より一九一三年の四千七十萬海關兩へ二千一百九十萬海關兩を增加してゐる。他方佛國商品の對支輸出は微々として振はず、一九〇五年の三百八十萬海關兩が一九一三年の五百二十萬海關兩へと百四十萬海關兩を增加したに過ぎない。此の期間中に於ける支那の對外貿易就中輸入貿易は著しく伸張し、日・英・米・獨の諸國は何れも對支輸出の發展を見たに反し獨り佛國の對支輸出のみは不振であつた。之は他に原因もあるが、其の最大原因は佛國の輸出品には重工業生產品が少く、大量消費を伴はない奢侈品的性質の物が多いために、支那への大量輸出が無かつたのに由るのである。

二、一九一四年より一九一九年迄

世界大戰中の佛支貿易は輸出入共に戰前に比べ著しく後退し、一九一四年乃至一九一九年の六ケ年平均貿易額は一九一三年に比較すると對支輸入は二八%、對支輸出は八二%、輸出入合計に於て四三%を減少した。

三、一九二〇年より一九三五年迄

世界大戰中極度に萎縮した佛支間の貿易は戰後漸次に恢復し、一九二三年には既に戰前の水準を突破して佛國の對支輸入は三千九百六十萬海關兩、對支輸出は七百五十萬海關兩、合計四千七百十萬海關兩に達し、一九〇五年以來の佛支貿易の新記錄を作つた。其の後佛支貿易は益々好調にして一九二八年には輸出入合計九千三百六十萬海關兩(支那の對外貿易總額の四・二八%)に達し佛支貿易開始以來のレコードを示した。尤も一九二八年に於ける佛支貿易の躍進については同年六月ポアンカレーがフランの價値を五分の一に切下げた爲佛國の對外貿易が出超に轉じたことをも併せ見る必要がある。

斯くの如く伸長した佛支貿易も世界を襲つた恐慌の影響を蒙り、一九二八年を峠として再び逐年衰頽の一路を辿り一九三四年には二千七百九十萬海關兩に低落した。

一九二九―三四年の五ヶ年間に三二、三三年の兩年を除くと英米獨の對支貿易は何れも輸入は減退したが輸出は增加したに對して佛國の對支貿易は輸出入共に減退した。其の主因は佛國の輸出品中高級贅澤品が多くして自然恐慌の影響が長びいたこと、英米獨等の支那市場に對するダンピング乃至爲替ダンピングの猛烈であつたこと等である。

第一表　佛支貿易額表（一九〇五―一九三四年）

年度	佛國より輸入	支那の對外輸入總額中に占める割合	佛國へ輸出	支那の對外輸出總額中に占める割合	合計	支那の對外貿易總額中に占める割合
	海關兩		海關兩		海關兩	
一九〇五	三、八二一、六三四	〇・六七%	一八、八七二、二三三	七・九三%	二二、六八三、八六七	三・二六%
一九〇六	四、二八一、六七四		二五、三五八、九六四		二九、六四〇、六三八	
一九〇七	三、一五八、六二六		三〇、六五八、五八五		三三、八一七、二一一	
一九〇八	二、四〇三、四五八		三二、一二九、一九三		三四、五三二、六五一	
一九〇九	二、一八一、六二七		三八、五九八、三二七		四〇、七七九、九五四	
一九一〇	二、七六〇、九三三		三八、八二九、五三二		四一、五九〇、四六四	
一九一一	三、〇一八、三四三		三九、一〇二、三二五		四二、一二〇、六六八	

一九一二	二、九三二、三七三		三八、八〇九、一三八		四一、七四一、五一一
一九一三	五、二九九、五一七	〇・八八	四〇、七四九、七八二	九・九二	四六、〇四九、二九九	四・七四
一九一四	四、九五一、四七一		二五、五九〇、九二四		三〇、五四二、三九五
一九一五	二、四三〇、五九九		三〇、四七〇、六八八		三二、九〇一、二八七
一九一六	二、八三七、八八四		二七、二六一、九五九		三〇、〇九九、八四三
一九一七	二、三〇九、一六〇		二五、五三六、〇七九		二七、八四五、二三九
一九一八	一、五六八、八五八		三〇、四六九、六七七		三二、〇三八、五三五
一九一九	三、三七五、八〇九	〇・四六	三四、二八五、九八九	五・三九	三七、六六一、七九八	二・九七
一九二〇	四、八七八、五一九	〇・六四	二一、〇一六、四四四	三・八八	二五、八九四、九六三	一・九九
一九二一	九、六三九、一三八	一・〇六	二三、九四五、一五一	三・九八	三三、五八四、二八九	二・二五
一九二二	四、五五五、五一〇	〇・四八	四〇、七五五、八二四	六・三三	四五、三一一、三三四	二・八一
一九二三	七、五四八、六五四	〇・八一	三九、五七七、六五九	五・〇〇	四七、一二六、三一三	二・八〇
一九二四	一〇、五六〇、〇一八	一・〇二	四五、〇九六、一五八	五・八四	五五、六五六、一七六	三・一三
一九二五	一二、四三八、九六七	一・三一	六六、〇七七、三〇三	八・五一	七八、五一六、二七〇	四・三六
一九二六	一七、〇一六、二七三	一・五一	六八、一四六、一四二	七・八八	八五、一六二、四一五	四・二〇
一九二七	一四、七〇〇、〇九三	一・四五	五一、四三七、三九六	五・六〇	六六、一三七、四八九	三・四一
一九二八	二一、五七九、三三八	一・八〇	七二、〇四〇、六九四	七・二六	九三、六二〇、〇三二	四・二八
一九二九	一八、一八五、一三八	一・四三	五六、二三九、一三一	五・五四	七四、五〇四、二六九	三・二八
一九三〇	一六、九八六、八八五	一・二九	四二、六九九、七四九	四・七七	五九、六八六、六三四	二・七一

一九三一	二、六八三、九四九	一・五一	三四、二一一、三三八	三・七五	五五、七九五、二八七	二・三八
一九三二	一五、五四七 000	一・四六	三二、八一八、000	四・六三	三八、三六五、000	二・四七
一九三三	一五、二八九、000	一・七七	二〇、六七八、000	五・二六	三五、九六七、000	二・八四
一九三四	一四、三九〇、一八四	二・一六	一三、五六九、九九六	三・九五	二七、九六〇、一八〇	二・七七

第三　佛支貿易商品の變遷

一、對支輸入商品の變遷

旣述の如く佛支貿易開始當初は主として支那の生絲が佛國に向けられ、佛國は十九世紀末年迄支那生絲の最大顧客であつた。二十世紀に入つて米國及香港の支那生絲輸入增加のため稍壓されて、佛國は支那生絲輸入の順位に於て第一位を米國或は香港に讓ることがあつたが、第三位以下に退くことにはなかつた。一九一三年の佛國の支那生絲輸入額は　千萬海關兩であつたが、世界大戰終了の一九一八年には二千七百萬海關兩に達した。一九一九年以後一九三四年に至る佛國の支那生絲輸入量は次表によつて見る事が出來る。

最近は米國の支那生絲輸入額は佛國よりも大なることが多い。是は佛國が生絲を主として需要の比較的限られた高級品製造に用ひ、而も一部は支那生絲に代へて日本及伊太利産の生絲を用ひるに至つたに反し、米國では絹靴下製造の如き大衆向きの大規模工業に生絲を使用するため大量の支那生絲を必要とするに至つたによる。

一九一九年より一九三四年に至る支那生絲の主要仕向國別輸出量及百分比

年度	佛國 擔數	佛國 %	香港 擔數	香港 %	日本 擔數	日本 %	米國 擔數	米國 %
一九一九	26,202	15.86	47,559	28.77	21,895	13.25	45,100	27.30
一九二三	22,324	16.14	44,376	31.06	17,130	13.28	37,035	26.75
一九二四	31,776	24.20	46,847	35.69	14,110	10.75	12,997	9.90
一九二五	51,299	30.83	23,866	14.34	21,079	13.67	53,382	32.08
一九二六	49,167	29.51	8,415	5.05	19,132	11.48	61,979	37.20
一九二七	35,286	33.38	47,586	30.18	19,537	13.39	28,033	17.78
一九二八	52,968	30.09	49,521	28.13	25,179	14.30	28,792	16.36
一九二九	40,064	33.25	44,041	30.00	25,412	14.12	40,656	23.58
一九三〇	25,928	17.65	47,410	33.20	20,032	13.63	37,264	25.37
一九三一	18,510	13.91	19,708	33.30	5,703	4.29	27,847	20.93
一九三二	16,308	21.27	1,332	1.71	741	0.97	20,250	38.41
一九三三	23,145	30.73	1,737	2.66	941	1.5	22,128	29.88
一九三四	13,000	14.87	3,956	7.77	1,260	2.48	7,922	18.20

（本表は黄絲、白絲及柞蠶絲の三種を包括す）

最近に於ける支那生絲の主要仕向國別輸出額

	一九三五年 數量	一九三五年 金額	一九三六年 數量	一九三六年 金額	一九三七年 數量	一九三七年 金額	一九三八年 數量	一九三八年 金額
佛國	1,450 千担	11,658 千元	928 千担	9,723 千元	720 千担	8,352 千元	680 千担	8,100 千元

米國	一、四七四	三、九四三	九五八	二、二五五	一、一五七	一五、五八九	五二五	六、九三八
日本	一一七	七七	六二	五八四	四六	五二九	一五一	二、七一八
香港	三	一〇七	三	一九五	一三	一、二八一	一〇三	六九九

佛國が支那より輸入する商品の中終始首位を占める生絲の地位は牢として抜く可からざるものがあるが、第二位以下の商品については時により消長があつた。一九一三年の輸入品中第二位にある獸皮の輸入額は三百萬海關兩で第一位の生絲の輸入額四千萬海關兩を遙かに下廻つてゐた。生絲・獸皮に次いで茶・繭綢・麥稈眞田等の輸入は何れも二百萬海關兩に達し、落花生・豆類・豚毛等は何れも百萬海關兩以上であつた。世界大戰勃發以來各種支那商品の輸入は著しく衰へたが、唯例外的に一九一八年には生絲の輸入增加があつた。大戰終結後支那商品の輸入は漸次恢復したが、生絲が依然輸入品中の第一位を占め、第二位は落花生、之に次いで卵製品・茶・繭綢・麥稈眞田・豚毛・獸皮・腸衣・桐油等が主要輸入品である。

生絲に次ぐ重要輸入品である落花生は世界大戰前は佛國が最大の顧客であつた。一九一三年に於ては、支那輸出落花生の三〇%は佛國に、一四・八%は和蘭に、九・八%は獨逸に仕向けられた。戰後も支那落花生の輸入は依然重要な地位を占め一九二二年に於ける輸入額は三十三萬擔に達し支那輸出落花生の二四・八%を占めてゐる。一九三二年には佛國は尙二六・八%（獨逸は一八・八%）を輸入して第一位であつたが、一九三三年には一七・二%となり和蘭、獨逸に次ぎ第三位となつた。落花生は佛國に於て工業原料として使用される。

近時原料落花生は佛領アフリカ、英領印度等より多量に輸入する結果支那よりの輸入は漸減の傾向にある。

第二表　佛國對支重要輸入商品表（一九三一年より一九三四年迄）　（單位　海關兩）

品名	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
生絲	一六、〇二九、一九九	八、一二二、一四二	一〇、七一七、六二七	四、四一九、七八九
膓衣	七一六、七七二	五三二、〇六五	八三八、三七二	一、三九九、〇三〇
桐油	三八八、五〇一	三九、八四二	六二五、八九〇	八六〇、八二一
茶	九九九、五二七	一、一五五、一八二	八二四、六一六	八五〇、七五九
卵及卵製品	二、二二五、〇六四	一、五一三、一三三	一、三六〇、九五四	五七七、〇九六
獸皮	七〇八、四五二	二六九、一〇八	三九四、七九七	五三四、一八二
豚毛	五五五、七四八	四六五、五〇四	三九二、五八三	四八七、一四七
落花生	四、〇八八、二六八	五、四七七、三四四	一、九五九、二四一	四五七、〇八三
金絲草帽	六一九、九三八	三七〇、五一九	二五一、一三三	四五六、二五六
繭綢	三、一一一、一〇六	一、二九八、一〇三	五五二、〇一〇	三五九、一八八
麻	五〇七、七四七	二五七、五〇七	一八七、〇五四	三三二、六四八
麥稈眞田	三七一、六七五	一、一三三、三三六	三八〇、二六六	二八三、五六五
落棉及屑棉	三三六、四一一	一〇六、八六七	一八七、〇五四	三三二、六四八

二、對支輸出商品の變遷

佛國對支輸出品は一九二〇年頃は染料が筆頭であつて、之に次いでは油類、絹製品、香水・白粉等の化粧品であつた。其他には小額の時計及び毛織物が輸出され、金屬及金屬製品は殆ど輸出がなかつた。然るに其の後數年間に著しい變化を

生じ、一九二六年には毛織物第一位、人絹織物第二位、化粧品第三位、染料第四位、酒類第五位となつた。

加之從來貧弱であつた金屬品の輸出が漸く增加の兆を示し始めた。一九三〇—三四年にては佛國の重工業の發展と他方支那の經濟建設運動の進展と相俟つて、金屬及其の製品が輸出品中最も重要な地位を占めることとなつた（此の時代に佛國の輸出額が減少したことは第二の三に於て述べた如くである）。一九三一年には金屬が第一位を占め、二百四十萬金單位で對支輸出の一三・三%を占めた。毛織物が第二位、機械及金屬製品は第三位となつた。翌三二年は金屬製品二百三十萬金單位で第一位、化學藥品は百十萬金單位で第二位、機械及工具は第三位である。三三年は金屬製品が再び第一位となり、金額も四百三十六萬金單位に增加した。而して金屬が第二位、化學藥品が第三位である。更に三四年には金屬製品の三百七十八萬金單位を第一位とし、機械及工具の百四十四萬金單位が之に次ぎ、其の他煙草用紙・酒類・毛織物・化粧品の順である。佛國の對支輸出品は以上の如く輕工業品中心から重工業品を根幹とする方向に推移した。

以上の佛國對支輸出品を支那が各國から輸入する商品總額の上から見るときは、概して重要な地位を占めるものが乏しいが、一九三三、三四兩年間に於て其の二〇%以上を占めるものは天絹及人絹織物・化粧品・酒類・煙草用紙であつて、一〇%以上のものには金屬製品・人絹絲・精油がある。他は何れも一〇%に充たないものである。金屬製品は一九三二年に於ては支那の同品輸入合計の一三・四%、三三年には一五・四%を占めた。

第三表　佛國對支重要輸出商品表（海關金單位）

品目	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
金屬	二、四九、一二〇	九一四、三六〇	一、二九五、四一〇	三、七八六、六五八

機械工具	八一七、二〇一	九二八、五三三	五〇三、七〇二	一、四四五、二六六
車輛	四一三、七七七	四五七、七七二	三一七、八三四	一、〇二六、三〇一
雜金屬製品	七三五、五九八	二、三三一、二〇七	四、三六七、〇二七	七〇三、七四六
酒類	六五九、七五六	六六一、三三三	四六七、四二七	五〇一、七九七
化學製品	五、五三五	一、一七八、九〇三	一、二四六、一一三	四五〇、一七九
煙草用紙	八二一、五一三	七七三、九五二	五三八、六六五	三九八、〇九〇
化粧品	三三三、三七三	一九〇、八一七	二〇八、一八〇	二〇四、八五五
精油	三五五、八五一	一三三、六八二	一六九、六六五	一四六、六二六
毛織物	一、〇一四、七〇七	二五一、二七五	二六五、六九〇	一四一、四九三
寫眞材料	三三二、九三九	一九五、六四六	一一四、四七三	一一七、五九六
縫糸	二四八、一八九	一〇八、二七九	八二、六三五	一一三、四九〇
アニリン	二七三、二四〇	三八八、九二四	一〇二、四五〇	六一、四一五
人絹絲	六九三、五四〇	四九〇、三六九	一五一、〇一三	四八、二八四
人絹織物	九三一、六一六	九七、〇三五	五一、一四二	三三、三三六
電氣材料	二八一、〇四七	六一、〇四八	一〇、八二九	一五、一七〇
綢緞	一四九、九五四	五三、〇九五	一三、六六一	八、一〇〇

第四　佛國對支貿易收支

佛國の對支貿易收支は一九三四年に於て八十二萬海關兩の出超を見た以外は連年入超を繼續してゐる（第四表參照）。

一九〇五年より一九三三年に至る二十九年間の入超累計は八億三千三百五十一萬五千海關兩に達し、年平均二千八百七十四萬二千海關兩の入超となる。此の入超現象は大戰中より戰後一九二一年までは稍々減じたが、一九二二年よりは戰前の水準以上に復し、一九二五年には遂に五千三百萬海關兩に達して入超の記錄を示した。

一九二八年より輸入の減少に伴ひ入超も漸減し、一九三三年は入超額五百萬海關兩となり歷年の最低となつた。而して、翌一九三四年は生絲の輸入が大減した爲に一轉して出超となつた。以上の如く佛本國は對支入超を續けて來たけれども、本國以外に植民地保護國の對支貿易收入があり、且つ佛本國の對支投資及び借款の利子、海運收入等があるので、前記の入超を補塡し得ることは云ふ迄もない。

一九三五年乃至一九三八年間の佛本國及植民地を含めた對支貿易收支を見ると次掲第五表の如くである。

第四表　佛國對支入超額年表

一九〇五年	一五、〇六〇、五九九海關兩	一九一三年	三五、四五〇、二六五〃
一九〇六年	二一、〇七七、二九〇〃	一九一四年	二〇、六三九、四五三〃
一九〇七年	二七、四九九、九五九〃	一九一五年	一八、〇四〇、〇八九〃
一九〇八年	二九、七二五、七三五〃	一九一六年	二四、四二四、〇七五〃
一九〇九年	三六、四一六、七〇〇〃	一九一七年	二三、二二六、九一九〃
一九一〇年	三六、〇六八、六〇〇〃	一九一八年	二八、九〇〇、八一九〃
一九一一年	三六、〇八三、九八二〃	一九一九年	三〇、九一〇、一八〇〃
一九一二年	三五、八七六、七六五〃	一九二〇年	一六、一三七、九二五〃

一九二一年	一四、三〇六、〇一三	〃
一九二二年	三六、二〇〇、三二四	〃
一九二三年	三二、〇二九、〇〇五	〃
一九二四年	三四、五三六、一四〇	〃
一九二五年	五三、六三八、三三六	〃
一九二六年	五一、一二九、八六九	〃
一九二七年	二六、七三七、三〇三	〃
一九二八年	五〇、四六一、三五六	〃
一九二九年	三八、一三三、九九三	〃
一九三〇年	二九、七一三、八六四	〃
一九三一年	一三、四二七、三八九	〃
一九三二年	七、二七一、〇〇〇	〃
一九三三年	五、三八八、九六〇	〃
一九三四年	（出超）八二〇、一八八	〃
一九三五年	一五、八八三、八一四	元
一九三六年	一三、〇〇八、〇八四	〃
一九三七年	一七、五三七、〇九九	〃
一九三八年	二、〇九七、五五五	〃

第五表　佛本國及屬領對支貿易收支表（單位元）

	佛本國	佛領印度支那	モロッコ	アルゼリア	廣州灣租借地	佛領西アフリカ	佛領東アフリカ	佛領印度	合計
一九三五年 支郡へ輸出	一三、三六一、八六四	五九、九七二、九二〇	一四	五七、六九八	三、三九二	一、九六三	二二、三〇八	四、三二三	七三、四三四、五八二
支那より輸入	二九、二四四、六七八	五、六四三、五六二	一〇、七八六、八三二	二、三二七、四八五	四四六、一六二	四六七、九八三	三〇二、〇六八	一四〇、八七九	四九、三四九、六四九
合計	四二、六〇六、五四二	六五、六一六、四八二	一〇、七八六、八四六	二、三八五、一八三	四四九、五五四	四六九、九四六	三二四、三七六	一四五、二〇二	（＋）二四、〇八四、九三三 一二三、七八三、二三一
一九三六年 支那へ輸出	一八、三八〇、五三六	一八、〇四七、六七四	三八八	一六、七五七	一九、八七一	九、八六八	一六、一九三	—	三六、四九一、三八七
支那より輸入	三〇、三八八、六二〇	九、八九三、六七三	一一、二七七、七五六	二、八六〇、八九九	五四一、〇三一	六七〇、四九八	九六、七八三	一六八、一五六	五五、八九七、四一六 （－）一九、四〇六、〇二九
合計	四八、七六九、一五六	二七、九四一、三四七	一一、二七八、一四四	二、八七七、六五六	五六〇、九〇二	六八〇、三六六	一一三、〇七六	一六八、一五六	九二、三八八、八〇三

一九三七年								
支那へ輸出	一五、一〇六、一一七	二九、九九〇、七〇七	二、七四九	四一、〇三五	二八、二九五	二、九四〇	七、一三七	三七二
支那より輸入	三二、六四三、一七六	一三、八二六、五六二	八、三三六、七三一	二、〇五六、九五一	一、一五六、七三五	四四四、一一八	一六、二二三	一六、四三九
合計	四七、七四九、二九三	四三、八一七、二六九	八、三三九、四八〇	二、〇九七、九八六	一、一八五、〇三〇	四四七、〇五八	二三、三六〇	一六、八二一
一九三八年								
支那へ輸出	一八、三〇四、二三三	二七、三五一、二九五	二、三六八	一九、四四七	五七、二〇〇	九〇〇	一、四〇二	—
支那より輸入	二〇、四〇一、七八八	一五、八一六、〇〇二	七、五四九、六二三	一、七八七、四〇六	二、三八一、三一四	四二六、三二四	三二、六六一	七〇、六四四
合計	三八、七〇六、〇二一	四三、一六七、二九七	七、五五一、九九一	一、八〇六、八五三	二、四三八、五一〇	四二七、二二四	三四、〇六三	七〇、六四四

一九三七年	
支那へ輸出	四五、一七九、三五二
支那より輸入	五七、五八六、九三五
	(一)一二、四〇七、五八三
合計	一〇二、七六六、二八七
一九三八年	
支那へ輸出	四五、七三六、八四五
支那より輸入	四八、四六五、七六二
	(一)二、七二八、九一七
合計	九四、二〇二、六〇七

（註）一九三五年は佛領印度支那より例外的に米の輸出が多かつた爲め二千四百萬元の出超を見たのであつて、此の年以外は毎年入超で、一九三六年千九百萬元、一九三七年千二百萬元、一九三八年二百萬元である。

佛國屬領中チュニス、シリア其他は省略。

第二節　佛支貿易の現狀

第一　支那對外貿易に於ける佛國の地位

一、佛本國の對支貿易

佛支貿易の支那貿易に對する割合は一九〇五年以來現在に至る迄、大體二%―五%の間にある。最近數年間の佛支貿易總額の支那貿易總額に對する割合を見るに、一九三五年は四千二百六十萬元で二・八五%、一九三六年は四千八百七十萬元で二・九六%、一九三七年は四千七百七十萬元で二・六六%、一九三八年は三千八百七十萬元で二・三五%を占めてゐる。

而して佛國の對支輸入は各國對支輸入總計の五・〇七%（一九三五年）、四・三〇%（一九三六年）、三・八七%（一九三七年）、對支輸出は各國對支輸出總計の一・四四%（一九三五年）、一・九五%（一九三六年）、一・五八%（一九三七年）である。以上の如く佛國は對支入超國であるから、輸入は輸出よりも相對的に重要な地位にある。

二、佛國植民地の對支貿易

然るに佛國は所謂「持てる國」であつて本國以外に佛領印度支那、モロッコ、アルゼリア、廣州灣租借地、佛領東・西阿弗利加及佛領印度との對支貿易があるが故に、之をブロックとして合計するときは一九三七年に於て一億三百三十萬元となり、同年の支那貿易總額（十七億五千九百萬元）の五・七五%に相當する。斯くの如く佛本國及其の植民地は對支貿易に於て相當有力な地步を占めるが、之を英帝國の二七・六%、米國及屬領の二四・〇%、日本帝國の一五・六%に比較する時は、到底足許に及ばないのは勿論、獨逸の一二・二%に比べてすら遙に徑庭がある。（第六表參照）

第六表 列强ブロックの對支貿易額及百分比（單位千元）

	一九三六年			一九三七年		
	支那へ輸出	支那より輸入	合計	支那へ輸出	支那より輸入	合計
英帝國	二〇四、二〇一	二三五、二五一	四三九、四五二 二六%	二〇〇、〇九九	二九八、二〇六	四九八、三〇五 二七・六%
米國及屬領	一八九、〇九五	一九三、五八九	三八二、六八四 二三・二%	一九二、五八八	二三九、七六五	四三二、三五三 二四%
日本帝國	一七〇、七二七	一三四、五五三	三〇五、二八〇 一八・五%	一六五、五〇八	一〇九、四六五	二七四、九七三 一五・六%
獨逸	一五〇、〇五一	三九、一七三	一八九、二二四 一一・四%	一四六、二四九	七二、四七七	二一八、七二六 一三・二%

佛本國及屬領	三六、二九六	五六、五一六	九二、八一三 五・六三%	四五、〇五七	五八、二一三	一〇三、二七〇 五・七五%
其他合計	九四四、八二七	七〇六、七九〇	一、六五一、六二七	九五六、二三三	八二八、七六九	一、七九五、〇〇二

第七表　佛本國及屬領の對支貿易額（單位　千元）

地域	一九三五年	一九三六年	一九三七年
佛本國	四二、六〇七	四八、七六九	四七、七四九
佛領印度支那	六五、六一六	二七、九四一	四二、八一七
モロッコ	一〇、七八七	二、二七八	八、三三九
アルゼリア	二、三八五	二、八七八	二、〇九八
廣州灣租借地	四四九	五六一	一、一八五
佛領西アフリカ	四七〇	六八〇	四四七
同東アフリカ	三二四	一一三	一三三
佛領印度	一四五	一六八	一七
合計	一二三、七八三	九二、三八八	一〇二、七六五

植民地中對支貿易上最も重要なものは、云ふ迄もなく佛領印度支那であつて、其の對支貿易は一九三五年六千五百萬元（四・四〇%）、一九三六年二千七百九十萬元（一・六九%）、一九三七年四千二百八十萬元（二・四〇%）に達し、殆ど本國の對支貿易に劣らない貿易額を示してゐる（因に一九三五年は佛印より支那への穀物輸出が未曾有の巨額―三千萬元―に達した爲めに本國の對支貿易額を凌駕したのである）。佛領印度支那の對支重要輸入品としては、金屬、生絲が何れも數百萬

元に達する以外、見るべきものがなく、對支輸出に於ては西貢米の輸出額が嶄然多く、一九三五年の三千萬元は例外としても、毎年四百萬元乃至千萬元に達する。但し佛領印度支那に於ける米商人は華僑に依つて占められて居ることは注目すべきである。米に次いでは石炭が百五十萬元程度の輸出を見る外は著しいものがない。尙佛領印度支那の貿易については第三、事變後に於ける佛支貿易に述べることとし、其他の植民地の對支貿易は以下の表を以て示さう。

第八表　佛國屬領別對支貿易額及主要輸出入品

アルゼリア及モロツコの支那茶輸入額　（單位元）

國別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
アルゼリア				
輸入總額	二、三三七、四八五	二、八六〇、八九九	二、〇五六、九五一	一、七八七、四〇六
茶輸入額	二、一三四、七四八 （七・二%）	二、五一四、五二九 （八・二%）	一、八三三、九五九 （五・九%）	一、三四六、九四九 （四・〇%）
モロツコ				
輸入總額	一〇、七八六、八三二	一一、二七七、七五六	八、三三六、七三三	七、五四九、六三三
茶輸入額	一〇、三三〇、七三二 （三四・八%）	一一、〇四八、九六一 （三六・〇%）	八、一七三、〇六五 （二六・六%）	七、四〇三、五一九 （二三・四%）

%は支那の茶輸出總額に對する割合を示す。

佛領東阿弗利加對支主要輸入品　（單位元）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
織物	一七五、九四九	五〇、四三九	一四、七五八	一一、九八三

茶	六、二四〇	六、六〇〇	九二、一二六	
綿糸、刺繡品	一一六、一七八	二三、四四三	一二九	三七
其他合計	三〇二、〇六八	九六、七八三	一一六、二三三	三三、六六一

佛領東阿弗利加對支主要輸出品（海關金單位）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
罐詰	三二、〇二九	四、二二三	三、一三六	六〇一
其他合計	三二、〇七八	七、一七二	三、一三六	六〇一

佛領西阿弗利加對支主要輸入品（單位元）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
茶	四二七、五三六	四七七、一六八	三四六、一八一	二八七、九一四
織物	一九、一七七	一八二、五〇九	八八、八二六	一二五、七八五
其他合計	四六七、九八三	六七〇、四九八	四四四、一一八	四二六、三三四

佛領西阿弗利加對支主要輸出品（海關金單位）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
雜貨	一、〇五四	四、三六二	一、三八二	三九二
其他合計	一、〇五四	四、三六三	一、三八二	三九二

佛領印度對支輸出額（海關金單位）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
合計	二、二〇三	—	一〇三	—

佛領印度對支主要輸入品（單位元）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
紡織纖維	三〇、九二四	二八、〇七九	一五、七五五	二、八四六
織物	八〇、五六一	一三六、九一三	六八四	二、五八五
其他合計	一四〇、八七九	一六八、二五六	一六、四三九	七〇、六四四

三、佛國側より見たる對支貿易

佛支貿易を佛國の對外貿易上より見ると、對支輸入は全輸入額の一・〇九%（一九二五年）、〇・八七%（一九三六年）であり、而して對支輸出は全輸出額の〇・四六%（一九三五年）、〇・六二%（一九三六年）であつて、佛支貿易を佛國側より見ると支那側より見たときよりも一層重要の度合が少ない。元來佛國の輸出品は化學製品を第一として鋼鐵及同製品・絹製品・毛織物より成り、輸入品は各種食糧品及石炭を主要なものとする。

佛國の主要輸入相手國は米獨英であつて、植民地よりの輸入は全輸入の二五―二八%を占め、主要輸出相手國は英、獨、米、瑞西、白耳義、ルクセンブルグの諸國であつて、植民地への輸出は全輸出の三一―三四%と云ふ可成り大きな割合を占める。

而して佛領印度支那と本國との貿易は植民地よりの全輸入額の一〇―一五%、植民地への全輸出額の八―九%に相當する。因に佛國の相手國別輸出入額及植民地別貿易額については、次表を參照せられたい。

第九表　佛國相手國別輸入額表　（單位千法）

國別	一九三四年	一九三五年	一九三六年
獨逸	二、三三六、〇三七	一、七三八、三一六	一、七七一、〇二七
支那	一四一、七〇〇（〇・六一%）	三三八、二〇七（一・〇九%）	二三四、二四五（〇・八七%）
西班牙	四九七、八三三	三三三、七二三	四七二、七〇三
米國	二、一九〇、一三九	一、七七四、一一六	二、五三四、六六二
英國	一、六四三、四四四	一、五七九、二四六	一、六九八、二七一
伊太利	四八四、三二七	四〇四、四五四	二二三、七七四
日本	一九五、三一六（〇・八五%）	一九一、一五一（〇・九一%）	一九四、一九二（〇・七六%）
瑞西	五三三、九八六	五〇六、五八五	五七七、〇四一
白耳義、ルクセンブルグ	一、四六八、六二六	一、四〇六、〇一一	一、六四四、二四八
蘇聯	四五四、八五三	三六八、五二一	四五七、〇二八
其他合計（植民地を含む）	二三、〇九七、三三三	二〇、九四五、二五一	二五、三九八、〇四四

%は輸入總額に對する百分比

第十表　佛國相手國別輸出額表　（單位千法）

國別	一九三四年	一九三五年	一九三六年
獨逸	一、九八九、一九五	一、〇四九、七七七	六六七、一六一

支那	八八、五三五 （〇・五%）	七三、〇八六 （〇・四六%）	九五、四二一 （〇・六二%）
西班牙	三九五、七六七	三〇一、三八五	二八八、九七一
米國	八三六、二三九	七一四、四三一	八七七、四四三
英國	一、五四三、六八八	一、六一一、七八二	一、九二一、六四三
伊太利	五五二、二〇一	五八三、三七九	一三七、二四四
日本	九六、一三五	九三、〇六〇	八三、七三九
瑞西	一、二六六、三七七	一、〇三七、三九一	九七一、五三八
白耳義、ルクセンブルグ	一、九七七、七三三	一、八一四、八三三	一、八五六、七三四
蘇聯	一七六、二三四	一〇七、六三〇	一三五、〇〇五
其他合計（植民地を含む）	一七、八五〇、一一九	一五、四七二、六一四	一五、四五三、六二五

%は輸出總額に對する百分比

第十一表 佛國對植民地輸入額表 （單位千法）

植民地	一九三四年	一九三五年	一九三六年
佛領西アフリカ	五〇八、八〇〇	六五八、〇六七	九三七、九四一
アルゼリア	二、八一三、三一五	二、三〇五、一三二	二、八三六、九二八
印度支那	六一三、一三七	五六九、七二〇	一、〇五〇、二四〇
（植民地よりの輸入總額に對する割合）	（一〇・五%）	（一〇・六%）	（一四・五%）
マダガスカル	二五三、一七八	二一〇、六七七	三二一、一九四

	一九三四年	一九三五年	一九三六年
モロッコ	四六八、四三七	三七五、六二〇	五八一、四七三
シリア	二八、五三〇	二三、三〇三	六五、九三四
チュニス	四一五、四七〇	四六三、八八〇	五三六、一九一
其他の植民地	七四二、七八四	七七七、二四一	九一八、〇三三
合計	五、八四三、七五一	五、三八三、八四〇	七、二四九、九二四
佛國の輸入總額に對する割合	二五%	二六%	二八%

第十二表　佛國對植民地輸出額表　（單位千法）

植民地	一九三四年	一九三五年	一九三六年
佛領西アフリカ	二三三、七七一	二八二、〇四一	三三二、八二三
アルゼリア	三、〇八二、九四一	二、五七七、九一六	二、六九〇、五七四
印度支那	四四九、二三五	四三八、八七二	四六七、三一五
（植民地への輸出總額に對する割合）	（八・一%）	（九・〇%）	（九・一%）
マダガスカル	一八九、五七八	一八四、二〇三	二〇〇、三〇三
モロッコ	四六五、一三七	四一五、六三三	三八三、二四九
シリア	一〇四、一七九	八五、三七八	八二、八二三
チュニス	六一六、五九九	五六六、九〇四	六一〇、〇三七
其他の植民地	三八三、六四八	三三八、八六〇	三七二、〇八六
合計	五、五一四、〇八八	四、八八九、八〇七	五、一五九、二二〇
佛國の輸出總額に對する割合	三一%	三一・五%	三三・五%

第十三表　佛國對支重要輸入品統計（單位元）

商品	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
機械製白生絲	九、七七八、五五二	八、七九〇、四二四	七、二八〇、六九六	六、六三九、五七七
腸衣	一、五五七、二一九	二、二二三、一七六	二、四〇七、四一五	一、五一五、三六二
屑生絲	一、一〇一、三三〇	二、二二八、八三一	二、四五五、〇七三	一、五一八、五五一
卵及卵製品	七六七、六三三	一、二〇〇、六四一	一、三三三、一九四	一、四七六、一七五
麥稈帽、パナマ帽	二、一七八、一九七	一、二二一、〇七〇	九三五、六四〇	一、三一八、六三〇
豚毛	八四六、九五五	一、二八七、五七四	一、二九一、一一六	七九五、一〇二
落花生	三、一七六、六四八	一、一二六、八七三	九〇三、〇九三	八二三、七四四
杏實	一六六、六三八	三一六、七七一	一九五、〇五六	六七七、七一三
座操白絲	二三六、八四五	三三八、七七五	二五三、四一八	六四六、八三二
桐油	一、七七八、七六九	三、七四六、一五一	三、二五五、〇七四	六二〇、八八〇
繭綢	四九七、五九九	三一〇、七〇一	七五三、〇〇五	六二一、〇四一
機械製黃生絲	一、二五四、六〇五	二一四、四五八	三六、四八四	五一四、一九六
茶	四六〇、五四九	八四二、九五三	九二六、七〇一	三一一、一九九
タングステン	四七一、七〇四	三八二、四七二	五、一〇七、一二八	二九二、七七八
毛皮、皮革	七八三、二〇六	一、四五四、五一〇	一、二八二、五七六	三〇四、八一四
麻、ラミー	九六五、五〇二	七六五、三二一	三七九、二二一	二五一、八七三
麥稈眞田	五八一、四八八	五六八、三五二	一九九、七三三	二八〇、一二〇

棉花、落棉	三四五、八一八	八〇九、〇五一	五〇四、九九五	三三六、七一一
柞蠶絲	三三六、二三〇	二九九、九四六	四二七、三五三	一九二、七九九
麝香	一七七、二〇六	一六八、五五七	二一一、三九二	二〇五、五九三
五倍子	二五一、五四四	一一七、三三三	三一六、二五九	七八、八一八
頭髮網	九九、九五九	一八一、九三〇	一六九、四七七	四〇、五八八
其他合計	二九、二四四、六七八	三〇、三八八、六三〇	三三、六四三、一七六	二〇、四〇一、七八八
支那輸出總額に對する割合	五・〇八%	四・三一%	三・八九%	二・六七%

第二　貿易商品より見たる佛支貿易の檢討

一、對支輸入品

第十三表の示す如く佛國の對支重要輸入品は生絲を筆頭とし、麥稈眞田・腸衣・卵製品・豚毛・落花生・桐油・タングステン・獸皮等である。右の中生絲の比重(第十四表參照)は壓倒的であつて、一九三五年四三・三%、一九三六年三九・三%、一九三七年三三・二%と漸減したが、一九三八年には四七・一%に增加し、佛國對支輸出額の大半を占めてゐる。斯くの如く佛國は現在に於ても依然として、米國に次ぐ支那生絲の主要市場である。

生絲以外の各商品の對支輸入に於ける比重は年々移動があつて、其の傾向は一定しないけれども、落花生・桐油は幾分減少の傾向を示し、麥稈眞田・腸衣・卵製品は漸增の傾向にある。

其他各商品の對支輸入に於ける比重については、第十四表に示す如くである。

第十四表　佛國對支輸入商品別百分比

商品	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
生絲類	四三・三二(%)	三九・三二(%)	三三・一七(%)	四七・一四(%)
麥稈帽及眞田	九・四五	五・八五	三・七六	八・一三
腸衣	五・三五	七・二八	七・四〇	七・四二
卵及卵製品	二・六四	三・九四	四・一〇	七・一三
豚毛	二・九〇	四・二五	三・九六	三・八九
落花生	一〇・九〇	三・七〇	二・七〇	四・〇三
桐油	六・一〇	一三・三〇	一〇・〇〇	三・〇七
タングステン	一・六二	一・二六	一五・七〇	一・四三
毛皮、皮革	二・六八	四・七七	四・一三	一・四九
其他合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

次に以上の各輸入商品が該品の支那輸入總額中に占める割合を一九三六年を採つて示すと左の如くである。

生絲	二八・〇%	腸衣	二一・五%
落花生	一一・三%	桐油	五・一%
豚毛	四・九%	卵製品	二・九%
獸皮	三・六%	茶	二・七%
金屬(アンチモニー・タングステン)	一・二六%		

二、對支輸出品

近年對支輸出商品の中金額の最も大なるものは雜品であつて、金屬製品・化學製品・染料・機械工具及自動車・トラック等の交通器具が之に次いでゐる(第十五表參照)。雜品の輸出は近時年を追ふて增加し、一九三五年には對支輸出の一五・五%であつたものが、三六年二五・〇%、三七年四四・八%となり、更に一九三八年に於ては五五・七%の著大な割合を示すに至つた（第十六表參照）。

此の雜品の內容を檢討すると、第十七表の示す如く化粧品・タイヤ・郵便小包・寫眞材料等の品目の明瞭なるものは全體の極小部分に過ぎないで、七二%―九五%は品目不明の雜品である。

最近問題となつた佛國の對支武器供給は此の雜品輸出增加の事實と關聯して居ることは勿論であるが、右雜品の全部が果して軍器であるか否か、又海關統計外に如何なる程度までに軍器の特殊輸入が行はれて居るかに關しては之に深く立入ることが出來ない（佛國及列國の對支輸出中に於ける品目不明雜品の輸出額比較については第十七表及第二十表參照）。

第十五表　佛國對支重要輸出品統計　（海關金單位）

商品	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
雜品	一、一三三、七六四	二、〇四四、九三九	二、九八六、二八二	四、四八三、一三三
金屬	一、七二七、四〇一	二、九一七、六八四	一、三三五、七八八	八九八、六一六
化學製品、藥劑	八八四、六〇四	七七七、五〇二	六六五、二七五	六八六、八〇七
染料及塗料	三四三、九七六	三八五、七七七	三四九、六〇〇	三三六、三三三
機械、工具	四一七、七二六	一七五、三六七	一六八、三四六	三三〇、一五五

貨車・自動車・トラック	五三八、四九三	五七九、九二三	二〇八、九九三	二八二、四九六
紙類	三二〇、九二四	二六一、七三三	一三〇、九四七	二五一、一四九
雜金屬製品	二八四、九五三	二五七、一〇三	一二三、六三三	一三六、五五〇
羊毛及同製品	二九九、二四一	三一、一五〇	一八六、三九六	九八、〇八二
酒類	三九八、六〇五	二二七、七八二	一五八、七九二	一〇三、七〇九
刺繍糸	一一八、七八〇	一一三、三四六	一五七、八七一	九七、一三一
香油	九〇、九八九	一二九、六三一	一一三、八八六	五二、四五五
天、人絹製品	九二、九三八	五八、三三七	一三、六九三	二七、八六八
麻及同製品	一九、五四二	五、八〇二	三二、三六〇	一八、九〇二
其他合計	七、二九七、三六五	八、一四八、三五一	六、六五五、二一九	八、〇四五、八七四
支那輸入總額に對する割合	一・四五%	一・九四%	一・五八%	二・〇五%

第十六表 佛國對支輸出商品別百分比

商品	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
雜品	一五・五二(%)	二五・〇九(%)	四四・八七(%)	五五・七一(%)
金屬	三三・六七	三五・八〇	一八・四一	一一・一六
化學製品、藥劑	一二・一二	九・五八	九・九九	八・五三
染料及塗料	四・六五	四・七三	五・二五	四・〇五
機械・工具	五・七五	二・一五	二・五五	四・一〇
貨物・自動車・トラック	七・三七	七・一三	三・一六	三・五〇

紙類	四・三九	三・〇八	一・九五	三・二三
其他合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第十七表　佛國對支輸出雜品內譯（海關金單位）

品目	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
品目不明の雜品	八一七、三八七	一、七三八、五一八	二、八二八、九五八	四、二九五、四一九
香水	七一、五三五	六六、二八一	四六、七五〇	五九、四七七
レース及衣飾品	二八、〇〇四	二七、一九九	一六、三〇七	二四、四六五
自動車タイヤ	一六、六七〇	一四、六五三	一三、〇七七	一三、六九四
白粉	四四、三八〇	四七、八七七	二九、九三〇	二六、一七二
人力車タイヤ	二、七四〇	二、〇二八	二、九七四	一〇、三三九
郵便小包	一六、一九三	一三、八〇五	九、一三一	一〇、二九八
乾板、フイルム	四四、〇二一	三八、六七八	一六、一〇六	五、七五一
其他合計	一、一二三、七六四	二、〇四四、九三九	二、九八六、二八二	四、四八三、一三二
雜品總額に對する不明雜品の割合	七三・〇%	八七・五%	九四・五%	九五・六%

第十八表　佛國對支輸出金屬內譯（海關金單位）

品目	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
鋼鐵屑	七五、六一六	九六、二〇六	一八五、五一七	一一、五三七
軌條	五六七、二四一	一、六六七、九〇五	九三、七〇一	二九八、四〇〇

棒釘	一四五、六三〇	三一八、八八八	四二四、五〇九	二七、九三八
其他合計	一、七二七、四〇一	二、九一七、六八四	一、二三五、七八八	八九八、六一六
支那金屬輸入額に對する割合	三・五七%	六・一〇%	二・一三%	三・一六%

第十九表 列國の對支金屬輸出額比較（海關金單位）

國別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
米國	六、七四八、〇九〇	七、四二六、二〇九	三、七二八、七七〇	六、九三五、八四三
獨國	一〇、六六二、四九〇	一〇、二八五、二八二	九、八二五、二一三	六、四四一、五八〇
英國	九、七八〇、〇〇〇	八、七四七、八〇五	一〇、〇五二、三二三	四、九六二、三一七
白耳義	五、三六七、九六九	三、八七八、五五四	七、〇九四、六五二	三、二八二、七八四
日本	七、七五六、一四九	九、五三二、四六〇	七、六〇二、一一三	二、九四三、二〇九
佛國	一、七二七、四〇一	二、九一七、六八四	一、二三五、七八八	八九八、六一六
其他合計	四七、四三〇、九三〇	四七、七九一、六三一	五七、九〇八、一九五	二八、四〇四、四三〇
支那金屬輸入總額に對する佛國の割合	三・五七%	六・一〇%	二・一三%	三・一六%

第二十表 列國の「不明雜品」對支輸出比較表（海關金單位）

國別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
獨國	二、九四〇、五二七	一二、一三五、五一八	七、〇九四、〇〇五	八、八八八、一四六
伊太利	二、六〇三、六三二	二、三七三、一五七	八四八、八七二	五、四五九、九八一
佛國	八一七、三八七	一、七五八、五一八	二、八二八、九五八	四、二八五、四一九

米國	四、八五二、一一一	一三、三七五、〇二七	六、二三六、五七九	二、八九九、〇〇七
白耳義	一、三二九、五四四	八七七、八七〇	一、〇一五、一二四	一、九六五、七三一
チエコ	三六、八四六	九、六八五	三五一、〇九七	一、八二三、六七六
英國	三、五四三、二四六	二、八四四、九八六	二、四〇四、九二六	一、一四二、三二一
日本	六七六、一三五	七四一、二六二	五三八、七〇一	五九六、〇四六

上記の雜品に次いでは金屬が第二位であつて、一九三六年には三五・八%に達したが、三七年は一八・四%に下り、更に一九三八年には一一・一%に低下した。此の金屬類の大部分は第十八表に示す如く鐵及鋼鐵であつて、其の支那金屬輸入合計中に於ける割合は三%―六%の間にある。以上雜品、金屬を除く他の佛國對支輸出各商品の支那輸入各商品總額に對する割合を一九三六年を採つて之を示すと次の如くである。

金屬	六・一〇%（鋼鐵は九・六七%）	化學製品、藥劑	三・四四%
交通器具	二・〇〇%	染料	二・一一%
雜金屬製品	一・二五%	紙類	〇・八四%
機械工具	〇・六六%		

第三　支那事變勃發後に於ける佛支貿易

一、一九三七、八年の佛支貿易

事變勃發の前年、一九三六年の佛支貿易は支那の經濟建設、幣制の安定、豊作に依る購買力の増加等の好條件を反映し

て、輸入輸出共に一九三五年より著しく増加した。

一九三七年の後半は事變の爲に佛國の對支貿易は大打擊を被つたが、其の前半に於て好調であつた爲に、全體として一九三六年の輸出入合計四千八百萬元より僅に百萬元を減じただけである。而して佛國の對支輸出は一九三六年の千八百萬元より三百萬元を減じたが、支那の對支輸出は三千萬元より三千二百萬元に增加した。更に佛國の對支貿易を本國と植民地とを一括して見るときは、一九三七年には一九三六年の九千三百萬元より一億三百萬元に增加を示した。而も支那への輸出は一九三七年の八月乃至十二月の交戰期間に於てすら前年同期の九百萬元より千八百萬元に激增した爲に、同期に於て支那よりの輸入は前年の二千八百萬元より二千五百萬元に下つたが、尙一ケ年を通計すると前述の如く貿易額の上向を示した。右の後半期に於て英・米・日・獨の支那への輸出が何れも激減したのに、佛國だけが以上の如く增加したのは、主として印度支那よりの米の輸出が增加したに因るものと考へられる（第二十一表參照）。

これは、蓋し交戰區域の擴大に伴ふ食糧の生產不足を補給する必要に出でたものであらう。

一九三八年に於ける佛本國と支那との貿易を一九三七年に比べると、輸出は千五百萬元より千八百萬元に增加し、各國の支那への輸出總計に對する佛國の割合は一・五八％より二・〇五％に增加した。只支那よりの輸入は前年の三千二百萬元より二千萬元に低落した。

右の輸出增加は佛國の對支武器輸出の增加に因るものであることは疑を容れない。（第二十三表參照）

第二十一表　佛領印度支那對支主要輸出品統計（海關金單位）

品別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
米穀	三〇、六〇一、九三〇	四、六六九、二九六	一〇、一四四、三六〇	六、七八六、〇一九
石炭	一、四五五、八七九	一、五一五、三〇五	一、四三〇、四九六	三、七二二、九一九
石材・セメント	五六二、三九五	二一四、一七二	一四四、八三一	三四三、一三四
海產物	三八八、三三三	二五四、九七三	三〇四、五八五	二九四、四五〇
雜品	一七一、一〇五	六三〇、四二七	四九四、七〇八	二六三、九三七
藥劑・香料	三〇三、五〇四	三三一、一二八	三三一、六三一	一五六、〇七四
棉花	一三五、六五一	二四、九七三	五七、六一〇	三二、六五〇
染料・塗料	一〇九、七九三	一一四、三五六	八一、〇四八	五八、四三三
其他合計	三三、九九四、四〇七	七、九九七、三九六	一三、一三一、〇四五	一一、九九〇、〇七三

第二十二表　佛領印度支那對支主要輸入品統計（單位元）

品別	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
金屬	五四〇、一二八	一、一三三、七三九	三、四九二、七三一	五、四九一、七六七
生絲	二、七五七、五三八	五、四七六、八二七	六、二一三、八三八	四、三四四、四八〇
雜紡織品	二三一、八六三	二六四、七七四	三〇二、九九一	四一七、一九一
紙	四八二、四三七	五五六、六一三	四八六、一一七	四二七、八九八
煙草	一〇五、八七五	一三六、七〇四	一二九、六三七	三三六、三七〇
蔬菜	一九三、八一〇	二一九、六三〇	二六五、九二二	三三九、二四五

果實	一六七、二三五	二〇七、九八六	三三四、一六四	二八三、五八八
石材・磁器	九四、七〇八	二四五、三八四	二〇九、九九〇	二七〇、九七九
雜品	一六三、三四八	二一一、〇九〇	一五八、六八三	一八六、二五三
藥材・香料	七六、二〇二	一〇〇、〇三三	八〇、五五三	一二〇、七〇二
化學製品	三三、三七九	一三九、五七八	一〇七、五三六	七五〇、〇五六
植物製品	二三八、八九九	二二五、五三〇	二〇七、二〇四	三三、一〇〇
其他合計	五、八四三、五六二	九、八九三、六七三	一三、八三六、五六二	一五、八一六、〇〇二

第二十三表　最近佛支貿易額表（%は支那の對外輸出入合計額に對する百分率を示す）（單位元）

	佛國より輸入	%	佛國へ輸出	%	合計	%
一九三五年	一三、三六一、八六四	一・四五	二九、二四四、六七八	五・〇七	四二、六〇六、五四二	二・一八
一九三六年	一八、三八〇、五三六	一・九五	三〇、三八八、六二〇	四・三〇	四八、七六九、一五六	二・九六
一九三七年	一五、一〇六、一一七	一・五八	三二、六四三、一七六	三・八九	四七、七四九、二九三	二・六六
一九三八年	一八、三〇四、一三三	二・〇五	二〇、四〇一、七八八	二・六七	三八、七〇六、〇二一	二・三三

二、武器輸出の經路

南京放棄後の國民政府は四つの武器供給動脈を有つて居た。卽ち（1）粤漢線―香港、（2）甘肅、新疆を經てソ聯と結ぶ供給路、（3）昆明―海防（佛領印度支那）、（4）雲南―緬甸に至る供給路である。併し粤漢線は廣東、漢口の陷落以前から既に猛烈な空爆を受けて輸送能力が減殺され、且つ漢口より重要機關が奧地に撤退すると共に、此の供給路の重要性が頓に喪失するに至つた。而して第二のソ聯への通路は距離が長く輸送に不便であり、從て陝西甘肅を地盤とする共產軍にと

つては之を利用することは好都合であるが、四川、貴州、雲南諸省を根據とする蔣政權にとつては作戰上第三の佛領印度支那の連絡路及び第四の緬甸經由路線（英國の援助に依る）を利用して交戰能力を培養するに至るのは當然である。此の第三の供給路は四川、貴州、雲南を經由して佛領の海港に通ずるが故に、空襲の危險も比較的に少ない。斯くして一九三七年六月頃より蔣政權の漢口放棄、昆明移轉を見越して佛國の武器輸出は益々積極化し、其の間我國から再三佛國に對して武器輸出禁止の申入れをなしたに拘らず、依然として之を繼續して來つたのである。以上の佛國對支武器輸出は英米並にソ聯の對支援助の動向に便乘し、其の虎威を藉つて執拗に行はれて居り、一面其の商業上の利益を博すると共に、他面支那の長期抗戰を側面より援助して、日本の大陸進出の結果佛領印度支那に於ける自己の勢力が脅威を受けることを阻止せんとする意圖に出でたものであることは明白である。

三、西南支貿易に於ける佛國の勢力

第一節第一に於て概述した如く佛國は西南支に於て多年經濟的勢力を扶殖した。米國領事の報告に依ると、一九三〇年の雲南省の對外貿易額は二千五十五萬六千米弗であつたが、一九三一年には僅に四百五十八萬二千米弗となり、此の中六〇%は佛商人の取引に係るものであつて、米國は二〇%、英國は一五%の割合を占めて居たと謂はれる。

佛國の對支全貿易額は左程大ではないが、雲南貿易に於ける其の勢力が上述の如く最も優越なのは其の歴史的背景の然らしめる所である。

最近の雲南貿易額及び其の全支貿易額に於ける割合は左記の如くである。

一九三五年	二千九百萬元	（一・九五%）
一九三六年	三千八百萬元	（二・三〇%）
一九三七年	四千九百萬元	（二・七五%）
一九三八年	五千八百萬元	（三・五三%）

支那事變勃發以來躍進せる雲南の對外貿易の相手國は元より佛國だけではないが、事變以來西南支に於ける佛國勢力の増加の顯著なものがあることが推知出來る。

第二十四表　南支對佛印陸境貿易額

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
龍州	一〇九、八一六元（〇・〇一%）	二三五、二四四元（〇・〇一%）	三七九、四八九元（〇・〇二%）	六九八、〇八一元（〇・〇四%）
蒙自	二三、五八七、八〇八（一・五七%）	三一、七八〇、一〇六（一・九二%）	四三、七九〇、八四六（二・四四%）	五一、一八二、九二七（三・一五%）
思茅	一、〇二七、〇二六（〇・〇七%）	一、二七一、五九八（〇・〇八%）	八八九、二八〇（〇・〇五%）	五三七、七二六（〇・〇三%）
計	二四、七二四、六五〇	三三、二七六、九四八	四五、〇五九、六一五	五二、四一八、七三四
以上三地の全支貿易に於ける割合	一・六五%	二・〇一%	二・五一%	三・二二%

第二十五表　支那對佛印貿易額表（%は支那の對外輸出入合計額に對する百分比を示す）

	佛領印度支那より輸入	佛領印度支那へ輸出	合計
一九三五年	五九、九七二、九二〇元（六・七四%）	五、六四三、五六二元（〇・九八%）	六五、六一六、四八二元（四・四〇%）

一九三六年	一八、〇四七、六七四 （一・九一%）	九、八九三、六七三 （一・四〇%）	二七、九四一、三四七 （一・六九%）
一九三七年	一九、九九〇、七〇七 （三・一四%）	二二、八二六、五六二 （一・五三%）	四二、八一七、二六九 （二・四〇%）
一九三八年	二七、三五一、二九五 （三・〇六%）	一五、八一六、〇〇二 （二・〇七%）	四三、一六七、二九七 （二・六〇%）

四、香港と佛領印度支那との貿易

第二十五表に依つて知る如く、支那の佛領印度支那に對する貿易額は一九三六年の一・六九%から一九三七年の二・四〇%に飛躍し、更に一九三八年には二・六〇%に增加した。一九三八年十月末廣東、漢口の兩地が相繼いで陷落し粤漢線並に廣九線の輸送が遮斷せられた爲に、香港對南支貿易は非常な打擊を受けることとなり、從來香港より南支に直接積送せられた貨物は一旦佛領印度に陸揚げして海防より陸境を經て支那へ輸入せられるものが多くなり、又同時に支那奧地の物產も重慶、若くは昆明に集中の上、滇越鐵路に依つて海防へ送られ、若くはトラックに依つて廣州灣經由香港へ輸出せられるものが激增した。右の事實は次表に依つて看取することが出來よう。

第二十六表　一九三七—三八年香港貿易（單位香港弗）

	香港へ輸入		香港より輸出	
	一九三八年十一月	一九三七年十一月	一九三八年十一月	一九三七年十一月
北支	二二、五四二、一八〇	六、五三九、八〇三	二、九八三、九八二	四、七六二、四〇二
中支	一、五九〇、二四四	九八三、三七四	九七六、〇七七	二、〇六三、〇三三
南支	四、三一三、〇一五	一三、〇〇四、七四八	三、八八二、八七三	一三、二八八、〇四〇

全支	二八、四四四、四三九	一九、五一七、九二五	七、八四二、九三二	一九、一二三、四六八
佛領印度支那	二、五一〇、八九七	二、五六四、三五四	二、六八三、一〇二	一、七五五、二一九
佛國	三三四、五〇四	二三六、四三一	八二六、三七四	七五〇、七七七
廣州灣	一、一五四、四八一	一、〇四三、五一五	一、二九五、五三四	六六六、六四九
其他合計	五三、六四四、八二六	五九、六七五、二〇四	四一、三八三、七九八	四五、三二四、三三四

即ち廣東陷落後香港にストツクした貨物が急激に廣州灣及海防方面に輸送されたのである。右十一月の香港貿易表の示す如く、輸出入總額の減少よりも、其の對南支貿易の減少が著しく眼を惹く。而して此の對南支貿易の激減は對廣州灣及佛領印度支那貿易の增加に依つて聊か相殺された感がある。

佛領印度支那向け輸出は一九三八年十一月は前年同期に比べて五二%を增加し廣州灣向けは同じく九四%を增加した。斯くの如く佛領印度支那及廣州灣は第二節第三に於て述べた如く佛國の武器輸送經路として役立つて居るばかりでなく、又第三國商品の對支輸出、支那物產の對外輸出の經路としても、事變以來特殊な役割を果して居るのである。

第四章　交通及通信

第一節　鐵　道

第一　沿　革

一、南支への進出

佛國の對支鐵道進出の企圖は佛印と境を接する南支に於て比較的早く、且つ順調に進捗した。卽ち一八八四年の淸佛戰爭は翌年天津條約を以て平和克復したが、是に依つて支那は佛國の東京領有、安南の保護領化及その鐵道敷設權を承認し、次で國境劃定及通商に關する追加補足條約に依り、支那領內への鐵道延長權とでも稱すべきものを認めるに至つた。斯くてこの利權は一八九六年六月五日、安南鐵道の延長として諒山・龍州間路線の敷設權獲得として實現し、費務林公司 La Cie de Fives-Lilles が工事を請負ふこととなつた。これは列國の對支鐵道權益獲得の最初であつて、英國のそれに先だつこと二年である。

これに引續いて佛國が南支に於て確保した鐵道敷設權は一八九七年の龍州鐵路の東方延長線、安南國境と雲南省城を連絡する路線、一八九八年の東京より雲南府に至る路線、南寧・北海線、赤坎・暗舖線等の多數に上り、南支に於ける勢力圈を設定したのであつたが、實際に起工せるものは皆無であつた。而して右のうち東京・雲南府間路線は一九〇三年印度支那政廳の補助に係る滇越鐵路公司 La Compagnie Française des Chemins de Fer de l'Indo-Chine et du Yünnan の創立及

び中法合訂滇越鐵路章程の締結に依つて具體化し、難工事を克服して一九一〇年海防―老開―雲南府間八五一粁を完成した。本鐵道は形式的には佛支共同經營の如くなるも、支那側雲南省當局は用地を提供せる外何等の權利義務を有せず、公司は建設、管理、經營の諸權利を八十年に亘つて特許せられた所の所謂外國承辦鐵道であつて、廣九鐵道英國段及び舊東淸鐵道と共に、在支鐵道中の特殊形態に屬する。

此間に於て注目すべきは雲南、四川兩省に於ける英佛兩勢力の接觸であつて、一八九六年兩國間には協調成立したが、その後佛財團は漢口、信陽地方より成都に至る路線の建設權を獲得し、更にこれを雲南に延長する計畫をなせるに對し、英國もまた浦信鐵道を成都に延長しこれをビルマに連絡せんと企て協調は空文に歸した。然るに兩國は米、獨兩國の進出を惧れ、一九〇五年十月遂に在支鐵道建設に關する協定を取決め、中部支那に於ける鐵道企業の獨占を宣言し、共同歩調をとることを申合せた。

二、投資活動

中北支に於ける佛國の鐵道事業進出は南支に見る如き表面的な動きを見せず、專ら便乘主義とも謂ふべき獨特の性格に從つて借款投資の設定に多忙であつた。

即ち佛國は當初支那に於て共通の利害を有せる露國側と提携し、恰も支那政府の鐵道建設熱勃興に乘じ暗躍を續けたが、一八九七年五月芦漢鐵道（現在の京漢鐵道）建設に對し一一、二五〇萬法の借款契約を結んだ支那鐵道研究會社 Société d'Etudes des Chemins de Fer en Chine の名を以つてする白耳義財團の出現の如きは、正にその典型的進出形式とも見るべきである。同財團の內容は露淸銀行を實體とする佛露兩財界の有力な援助を伴ふものであつて、本鐵道計畫に對し米、

英、獨の提出した條件が苛酷に過ぎて行惱みとなり居れるに乘じ、極めて輕易なる非侵略的態度を以つて契約を假に成立させ、幾何もなく獨國の山東侵略等を理由としてその改訂を迫り、一八八九年六月二十六日上海に於て新契約を締結するに至つた。右契約は債權者にとつて極めて有利なるもので、殆ど承辦鐵道のそれと選ぶところなく、支那側の名儀のみの監督權の下に建設權はもとより、借款期限三十年間或はそれ以上に亘る廣汎なる經營權を保有するものである。

同じ露淸銀行の佛人技師は山西省鑛産開發の目的を以つて、この芦漢鐵路の培養線たる正太鐵路の踏査計畫を進め、一八九八年五月支那政府と露淸銀行との間に借款草約が取交され、一九〇二年十月十五日前記支那鐵道研究會社の獲得せると酷似せる條件を以つて五分利附四、〇〇〇萬法の借款契約が上海に於て調印された。露淸銀行は表面的には露支合辦となつて居るが、支那側出資はなく、露國側資本は主として佛國國民爲替銀行の供給に係るもので、上記二鐵道に對する佛國側の進出策の如何に巧妙なるかを見ることが出來る。

京漢鐵道の今一つの培養線とも謂ふべき汴洛鐵道（洛陽―鄭州―開封間一八六粁、後隴海鐵道の一部に包含せらる）に對しても白耳義財團の活動顯著にして、競爭的地位にありし英國勢力に先立つて一九〇三年十一月十二日支那電車鐵路公司 Cie. Générale de Chemin de Fer et de Tramways en Chine は支那政府と五分利付二、五〇〇萬法の借款契約を締結した。該公司は事實上、支那鐵道研究會社と同じく假面を附けたる佛國財界勢力の一つであつて、その契約要旨も全く前二者の例に倣つたものであつて、同鐵道延長に際する優先權をも許與されてあつた。

一九〇〇年の團匪事變に際して佛國は列强と共に出兵し、關係鐵道に對する實際的勢力を加へたが、更に一九〇六年京漢鐵道、一九〇七年正太鐵道、一九〇九年汴洛鐵道が相次いで竣工するに及んで、次第にその實體が暴露せられ、同時に

支那側の利權回收運動の擡頭に遭つて、以上の契約を次々に更訂するの止むなきに追ひ込まれた。前記の如く京漢鐵道は一九〇六年四月全通するに至つたが、支那側は直ちにそれに附帶せる廣汎なる營業權の回收に苦心し、遂に英佛兩國系銀行よりの資金調達を得て、その買戻しに成功した。即ち一九〇八年十月八日北京に於て支那政府郵傳部と滙豊銀行 The Hongkong Shanghai Banking Corp. 及び東方滙理銀行 La Banque de l'Indo-Chine との間に調印された京漢鐵路回收資金借款がそれであつて、契約內容は(一)借款金額は五〇〇萬磅、手取九四%年利五分、十六年目より四・五分(二)償還は十年据置後二十年賦とし(三)擔保は浙江、江蘇、湖北、直隷四省の煙、鹽、酒稅其他の雜稅とし鐵路財產收入をそれに含まず(四)一部を郵傳部費用、大部分を舊借款の整理償還(五)兩銀行は折半して負擔し、互に關係なし等である。また正太鐵道に關する露淸銀行の權利も日露戰爭後の露國後退に依り、一九〇五年支那鐵道建設開發會社 Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine なる佛國會社に移讓され、斯くて佛國の勢力は表面化するに至つた。

南支、北支に於て佛國は表裏兩面よりの鐵道投資に進出し、やがて英國の既成勢力範圍たる長江沿岸、四川地方に達するに及んで、兩國の間に屢々交渉が繰り返されたことは、既に略述したところである。而してその協定內容は各勢力範圍の劃定と言ふ如き所より、やがて兩國資本家の合作協定の形に進み、一九〇五年に於ける支那中央鐵道會社 The Chinese Central Railway Co. の資本强化及び中支鐵道企業の獨占宣言となつた。この結果は一九一一年の湖廣鐵道四國借款團成立の經緯に最もよく現はれてゐる。この鐵道は京漢鐵道計畫に呼應して武昌・廣東間を結ばんとするもので、一八九八年米資を輸入して具體化せられたが、佛國は支那鐵道研究會社の名を以つてその權利買收を策し不成功に終るや、後にその獨

逸側に提供されんとするのを排除し、英國との提携を利用して三國均等分擔を提議、一九〇六年六月伯林に於て支那側の諒解を得た。併しこれに對しては米國の强硬なる參加主張があり、遂に四國間の妥協成つて一九一一年五月二十日には北京に於て佛國側東方滙理銀行を含む四國銀行團と支那政府との間に湖廣鐵道借款を締結するまでに至つた。この契約內容は總て四國の平等負擔となし（一）借款額六〇〇萬磅手取九五％年利五分（二）償還は十年据置の三十年賦（三）擔保は湖北、湖南兩省の一般釐金、鹽稅一部等となし（四）債權國技師を採用すること等を規定したが、佛國の態度は比較的消極的であつて、右資金を支出したのみであつた。因にこの湖廣鐵道借款の成立に對しては地方民間の反對氣勢激化し、遂に革命を導くに至つた。

當時に於ける佛國關係鐵道にして旣成線延長は白耳義財團のそれをも含めて總計二、二八〇粁、總計の約半分であつて獨占的なるものは滇越及び正太の兩鐵道計七一三粁である。

三、辛亥革命後の投資

一九一一年革命後に於ける新政府の基礎薄弱に乘じて列國の鐵道利權獲得運動は再び活潑となつた。佛國は旣に滇越鐵道が一九一〇年開通せるに乘じ、四川、貴州方面への延長を策し獨逸との競爭に先んじて袁世凱と關係深き支那興業銀行La Banque Industrielle de Chineをして支那政府との間に一九一四年一月二十一日欽渝鐵道借款を締結せしめた。この鐵道は廣東省欽州に起り、廣西の南寧、百色を經て貴州省興義を經て雲南に至り、更に四川省の叙州を經て重慶に到る延長七〇〇哩餘の大鐵道であつて、借款額は六〇、〇〇〇萬法に達するものであつたが、世界大戰其他に妨げられ未發行に終つた。併し乍ら引受銀行はそれまでに三、二一一、五萬法の前渡金を交付してゐる。

一方白耳義財團はこの機會に乘じて最も目覺しい活躍をなし、隴海鐵道及び同成鐵道に對する權益を獲得したが、その裏面に多量の佛國資本の動いてゐることは勿論である。

隴海鐵道は前記汴洛鐵道をはじめ、その後民間に群立した開徐、海徐、洛潼、潼西諸鐵道建設計畫を國有に編入統一せるものであるが、その際支那鐵道會社 Société Belge de Chemins de Fer en Chine との間に新借款契約が結ばれた。一九一二年九月二十四日の隴秦豫海鐵路金借款二五、〇〇〇萬法がそれであつて、その後三回に亘つて續契約が締結されてゐる。支那政府は前記支那鐵道電車會社に對する汴洛鐵道借款の不利を回收せんため、この新財團に依存せんとしたのであつたが、兩者は密接なる關係に在り、新契約內容も若干の有利さを獲得したと言へ、大差なきものであつて、而も汴洛借款そのものは濟決せられずに殘つた。リーマーに依れば、この會社資本には佛國側が多く參加し、出資半額を佛國側に屬せしめてゐると言ふ。

同成鐵道計畫は京綏鐵道の大同に起つて太原、潼關を經て陝西省に入り、西安、漢中を連ねて四川省成都に至る一、六〇〇粁の大規模なもので、佛國側の欽渝鐵道の完成と相俟つて北京佛印間を結ぶことになるもので、各國はその權益獲得に狂奔したのであつたが、隴海鐵道の支那鐵道會社と正太鐵道の支那鐵道建設運營會社とが共同して支那政府と契約締結に成功した。卽ち一九一三年七月二十二日北京に於て調印せられた同成鐵道一、〇〇〇萬磅借款がそれであつて、契約要旨は前記二鐵道と相似たるものであるが、公債は未發行であつて六分複利付七七〇、二一七磅、五、七九八、五一八法の前渡金交付に終つてゐる。

民國革命の直接誘因となつた湖廣鐵路借款當事者たる四國借款團は支那に對する列國共同投資の新形式として注目され

爾後の鐵道投資に對しても相互に均等なる條件を享有するの主義に基づく規約を定めたのであつたが、支那側の却つて忌避するところとなり、具體的な成果を見るに至らずして崩壞の途を辿り、佛國は單獨に前記欽渝鐵道其他の借款權を獲得した。然るに歐洲大戰後の情勢變化、支那國內に於ける內亂政爭の激化に鑑み、右と同一主旨に依る新國際借款團設立が米國に依つて提議され、一九二〇年十一月十五日ニューヨークに於て日米英佛の代表者間に調印を見た。

新借款團 New Constrium の佛國側參加は東方滙理銀行一個であつて、これに對し各加入國は現に所有し又は管理する一切の借款契約並びに借款選擇權にして既に具體的進捗をなせるものの外は、總て是を提供することゝなつたが、佛國は進捗中と稱して欽渝鐵道をはじめ何等提供するところがなかつたのである。而して借款團そのものゝ活動も期限を一九三一年まで延長せられたにも拘らず極めて消極的であつて、何等鐵道建設を具體化するに至らず、佛國側單獨の活動も表面化するに至らなかつた。

國民政府がその根據を南京に確立し、新支那の樹立を目指して尨大なる經濟建設計畫の實現を圖つたのは一九三〇年以後の最近に屬するが、就中鐵道建設はその核心をなしそのために支那政府は外資の援助を必要とした關係上、積極的に舊債の整理をなし對外信用を高めるに努力した。斯くて數年間のうちに津浦、湖廣、隴海をはじめ主要借款の殆ど全部に近きものを整理更新し、更に新線建設資金の調達に奔走し、列國またそれに應じて再び利權爭奪戰に登場した。而して佛國の獲得せるものは成渝鐵道、桂越鐵道及び寶成鐵道(白耳義)の三であつて、何れも既得勢力に密接な關聯を有するものである。重慶と成都を結ぶ約五二二粁の成渝鐵道は蔣介石の所謂鐵道五ケ年計畫に含まれるもので、一九三六年資本金二、〇〇〇萬元の川黔鐵路公司(鐵道部及四川省各四五〇萬元、中國建設銀公司一、一〇〇元)に依つて建設することとし、同

年十二月十六日銀公司代表は佛シンヂケート代表中法工商銀行 La Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie と材料二、七五〇萬元及び現金七〇〇萬元計三、四五〇萬元（七分利付十五年間）の借款契約をなした。本鐵道は一九三七年二月着工、一九三九年九月竣工豫定であつたが事變のため遲延の見込である。桂越鐵道は嘗ての安南鐵道延長權の具體化と見るべく南寧より國境の鎭南關まで二三〇粁に對し、一九三八年六月、中法銀行其他との間に一五、〇〇〇萬法、年利七分、十五年期限の借款契約が成立した。最近一九三九年十二月十一日には更に中法銀行は叙州・昆明間の川滇鐵道七二〇粁に就て四八、〇〇〇萬法の借款契約を結んだと報ぜられてゐる。

第二　現　狀

一、滇越鐵路（一九一〇年二月完成）

〔區間〕 昆明（雲南府）―碧色寨―河口―老開―河内―海防　八五九粁（内支那領内四六四粁）

本鐵道は前述の如く一八八五年及び一八九六年の佛支間契約に基き、印度支那總督ポール・ドウメルの努力によつて一九〇三年十月中法合訂滇越鐵路章程の細目を取極め、資本金一千萬法を以つて東方滙理及び越南兩銀行によつて組織された佛國會社滇越鐵路公司 La Gie. Française des Chemins de de Fer l'Indo-Chine et du Yunnan がその建設、經營に當ることとなつた。この契約要旨は（一）支那側は鐵道の獨立及び必要なる土地を供給するの外何等の義務を有せず（二）鐵道に必要なる用品の關稅を免除し得（三）他國と戰爭を開始し本鐵道が中立を維持し能はざるときは支那政府は任意之を管理する（四）特許期限を八十年とし、その後は無償にて支那政府の所有に歸す（五）右以前に於ても相當の代償を以つて

買收し得る等である。而してこの鐵路公司は名義上こそ佛支合辦と言ふも、株式は土地出資を除く外總て佛人によつて所有され而も植民地政府がその營業利益額を保證し、更に一九〇九年には會社の窮狀を見て財産を買收、經營のみを委任する等、支那側にとつて全く容喙する餘地を存しなかつたのであるが、一九三四年に至り國民政府は前契約を改訂し、稍々有利なる條件を獲るに成功した。

建設工事は一九〇三年佛領内三八七粁を完成し、翌年より支那領内の難工事に掛つて一九一〇年二月之を終つた。路線のうち佛領内は概ね平坦にして國境老開に於てすら標高は九三米に過ぎず施工平易であつたが、雲南山岳地帶に於ては、一、〇〇〇米乃至二、〇〇〇米の標高に達し、隧道數一五八、延長約一八粁、橋梁數四二五に及び建設費は一六、五〇〇萬法の巨額を要したのであつて、公司の資本金、社債、佛政府補助金等を以つてこれに充當した。軌間一米の狹軌單線であつて最大勾配は千分の二五、最小半徑一〇〇米、停車場は佛領内に六一、支領内四九、計一一〇、工場は河内、老開、阿迷、雲南に在るが大規模なものではない。支那事變以來この線の一部複線化が計畫され海防埠頭にはそれら材料が山積されてゐるとのことである。

本線はなほ培養線として、雲南省民商辦の箇碧鐵路二二六粁（一九二一―一九三六年完成）を有し、碧色寨にて連絡し箇舊地方の錫鑛搬出を行つてゐる。

營業成績は必ずしも良好とは言はれないが、一九二四―一九三三年平均旅客收入は年二、三五八千ピアストル、貨物收入は一、六七七千ピアストルであつて、最近の統計は　（單位ピアストル＝一〇フラン）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年（前半）
旅客收入	九六〇、七四六	一、三二一、八七七	六七〇、〇〇〇
貨物收入	二、九二七、一五七	三、一一七、一六六	一、七九八、〇〇〇
合計	三、八八七、九〇四	四、四三九、〇四三	二、七七一、〇〇〇

であり、運輸量は同じく一九三七年前半期に於て旅客數一、九七九千人、八九、二八四千人粁、貨物量二二四千瓲、四二、〇六五千瓲粁、使用せる延車輛數二〇、八〇五となつてゐるが、事變後に於て激增を見てゐることは疑ない。

二、京漢鐵道（一九〇六年四月完成）

〔幹線〕 北京―保定―正定―石家莊―順德―彰德　新鄉―鄭州―許州―信陽―漢口　一、二一三粁

〔支線〕 良鄉―坨里　一六・三粁　琉璃河―周口店　一五・二粁　高碑店―西陵　四二・五粁　豐樂―六河溝　一・八四粁
保定―保定南站　六・二粁　長辛店―芦溝橋　二・七粁　鴨鴿營―臨城　一六・七粁

〔道清支線〕 楚旺―道口―新鄉―清化―楚旺　二三一・四粁

本鐵道は一八九六年清朝政府に依つて具體化せられ、一八九七年蘆溝橋・保定間を起工せるが、資金不足を外資に求むるに至り、前記の如く露佛財團を背景とする白耳義財團支那鐵道研究會が一二、五〇〇萬法の借款契約を獲得、一九〇五年十月黃河鐵橋の完成を最後として工を終り、一九〇六年四月一日全線通車した。この借款契約には鐵道完成後に於ける經營にも廣汎なる干與權を伴ふものであつたが、支那側の利權回收運動、英佛間の協調等によつて一九〇八年支那政府は舊債整理のため佛國の東方滙理銀行及び英國の滙豐銀行と五分利付五〇〇萬磅の借款契約をなし、自國側よりその管理、經營權を回收した。尙舊債元利は既にこの額を越えてゐたため、各國銀行よりその超過額を一時借入し、後一九一一年日

本の正金銀行との五分利一、〇〇〇萬圓借款を以つて、それらを一括償還した。

道淸鐵道は一九〇五年七月英國福公司との間に五分利付七〇萬磅借款契約其他を有し一九〇八年營業開始せるものであるが、一九三六年一月を以つて京漢鐵道の支線に編入された。

本鐵道幹線一、二一一・六粁、驛數一二五、蘆溝橋―保定間及び漢口―㶏口間を複線となし三七―四二瓩軌條を使用してゐる。最大勾配は千分の一五、最小曲線半徑六五〇米、隧道は武勝關、黄河南岸に二箇、橋梁は三、〇一〇米の黄河鐵橋を最長として九七五箇を有する。一九三六年國民政府鐵道部發表に依れば本鐵道資產は一三〇、〇七五、九七七・一九元とされてゐる。

一九三五年度（一九三五・七―一九三六・七）京漢鐵道貨物運輸量内譯（單位千噸）

	噸數	百分比		噸數	百分比
鑛產品	三、一二九	五二・六	政府用品	三四五	五・八
農產品	八七〇	一四・六	他路材料	二四九	四・二
林產品	三四	〇・六	自路材料	七九二	一三・九
畜產品	四五	〇・八	總計	五、九一三	一〇〇・〇
工產品	四四八	七・五			
小計	四、五二六	七六・一			

京漢鐵道累年營業成績（單位千元）

	收入	支出	純益	旅客收入	貨物收入
一九二〇年	二五、八二七	一〇、三二〇	一五、五〇六	七、六〇三	一七、八〇〇

一九二五年	二七、一一二	一三、〇四八	一四、〇六三	七、五九一	一六、八〇一
一九三〇年	二〇、一三八	一四、七九九	五、三三八	五、八八五	一四、〇八三
一九三一年	二三、五一七	一六、六一九	六、八九七	七、〇一七	一六、二四一
一九三二年	三〇、一四二	一九、七三九	一〇、四〇三		
一九三三年	三〇、九四〇	二〇、五八七	九、三五三	八、一七〇	二〇、〇七三
一九三四年	三四、三三六	一八、六五六	一七、六八〇	八、九一〇	二一、四四七
一九三五年	三六、七〇六	一九、四八五	一七、三二〇	八、五七九	二五、八一六

これに依つて見るに、貨物收入は旅客收入を遙かに壓倒し、而してその半ば以上は鑛產品に屬する。卽ち本線の運炭線としての價値を認めるべく、この狀態は略々安定せるものと見ることが出來やう。同じく一九三五年度に於て一粁平均旅客通過數五〇四、〇〇〇、貨物輸送量一、八一〇、〇〇〇瓲を示す。

本鐵道の有する借款は一九三六年末現在に於て國府發表に依れば外債一四四、七五〇、〇四四・九〇元、內債一八五、六九九、七〇二・九四、元計三三〇、四四九、七四七・八四元となつてゐる。前記一九〇八年滙理、滙豊借款は一九三九年一月現在に於て償還元利九、一五七、三〇〇磅、未拂利子七五〇、〇〇〇磅であつて英佛切半する。この他一九一三—一九二五年にかけて材料借款三件、一五、五七六磅、四九六米弗、一二六、七八元があり、支拂は行はれてゐない。

三、粤漢鐵道（一九三六年九月完成）

幹線　武昌—長沙—株州—衡州—韶州—廣東　一〇、九五六粁

支線　廣州—三水四八・九粁、余家灣—鮎魚套二・九粁、長沙—新河一・九粁、英城—英德一・二粁、廣東—黃德二六・〇粁

本線は一八九六年支那政府の計畫に始まり、當初米國資本を輸入して先づ一九〇三年三水枝線を完成したが、本線の工事は遲々として捗らず、白耳義財團を以つてする佛露の策動を誘ふに至つたが、一九〇五年支那側關係省民に於て工事に當ることとなり英國よりの借款によつて舊債を整理した。而して既成線は廣東、湖北、湖南三省合辦經營、廣東線は商辦、湖南線は官督商辦、湖北線は官辦を以つて企業したのであつたが、廣東線を除くの外は成績思はしからず、長沙―株州間を完成せるのみで、一九一一年五月再び佛英米獨による湖廣鐵道借款を契約するに至つた。斯くて北部線は國有として一九一八年武昌・株州間開通、廣東線は依然商辦に依つて一九一六年韶州まで完成、約四〇六粁の中間未成線を殘して工事は一先づ打切りとなつた。

國民政府成立後一九三〇年に至り廣東線を買收國營となし、英國關係の北淸事變賠償金よりの援助等に依り一九三六年四月工を終り、九月一日より通車を見た。計畫以來實に三十三年である。

本線全通以前に於て南段の營業成績は稍々良好であつたが、北段は毎年缺損を續けてゐた。全通直後の十月、營業收入は約六〇萬元、十一月七一萬元、十二月七三萬元、一九三七年一月八〇萬元、二月八七萬元と漸增の傾向を示してゐるが開通一年を出でずして今次事變に遭ひ、纏つた統計を得られない。一九三七年下半期の貨物輸送統計は次の如くで、事變の影響を如實に表現してゐるが、七月の分は稍々平常に近いと見ることが出來る。

一九三七年度下半期貨物運輸統計（單位千瓩）

	七月	%	十二月	%
鑛産品	三四、二九	三一・七	一三、三六	一九・八

農産品	三二、四九二	三〇・二	一〇、三三六	一五・五
林産品	三、四二七	三・二	三三三	〇・六
畜産品	一、二二六	一・一	二二七	〇・四
工産品	一三、四六九	一二・六	一、二三六	二・〇
小計	八四、八八四	七八・八	二五、三二八	三八・三
政府用品	一三、二三六	一二・四	四〇、四四八	五九・八
他路用品	一三	〇・〇	二	〇・〇
自路材料	九、五七五	八・八	一、三四九	一・九
小計	二二、八一五	二一・二	四一、八〇四	六一・七
合計	一〇七、六九九	一〇〇・〇	六七、七三三	一〇〇・〇

本鐵路の有する外國借款は前記一九一一年湖廣鐵路四國借款六〇〇萬磅であつて、右は一九二五年末より元利共延滯となつて居り、一九三七年四月整理されて一九三七年六月末に於て元利殘額五、七九七、四〇〇磅及び延滯利子より成るスクリツプ借款元金四四一、六七六磅、計六、二三九、〇七六磅であつて、佛國分はその四分の一に當る。

四、同成鐵道（未着手）

大同―太原―潼關―西安―成都

本鐵道計畫は革命當時の混亂中に、袁世凱の財源捻出策として表面化したものと思はれる。即ち當時としては凡そ實現性に乏しい大計畫であり、且つ一、〇〇〇萬磅と言ふ莫大な借款額が契約（一九一二年九月二十四日）されてあるに拘らず

公債はその後未發行のまゝ終り、六分複利付七七〇、二一七磅、五、七九八、五一八法の前借金も全く他の方面に流行せられたことを見ても諒解されるところである。債權當事者は正太鐵道の支那鐵道建設開發運營會社 Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine 及び支那鐵道會社 Société L'elge de Chemins de Fer en Chine であつて、前者は佛國財團、後者は白耳義財團であるが、實質上は佛白兩財團によつて等分されるものと見做すを得る。

本計畫線に就てはその後山西省當局の同蒲鐵道、隴海鐵道及び一九三六年の寶成鐵路契約に依り實現性を全く失つたものである。

右前渡金は一九三五年整理され、一九三九年一月現在に於て五七七、一七六磅、四、二五一、五六〇法となつてゐる。

五、欽渝鐵道（未着手）

欽州―南寧―百色―興義―昆明―叙州―重慶　一、一三〇粁

本鐵道は同成鐵道と同じく革命後の支那政府窮乏に乘じて一九一四年一月二十一日中法實業銀行 La Banque Industrielle de Chine が六〇、〇〇〇萬法の借款契約獲得に成功して計畫されたものであるが、世界大戰其他に妨げられ公債は未發行に終り、三、二二一・五萬法の前渡金は他に流用されてゐる。このうち昆明、叙州間七二〇粁の川滇鐵路公司に對し一九三九年十二月十一日佛シンヂケート代表中法實業銀行は新らしく四八、〇〇〇萬法の借款契約を獲得した。

六、成渝鐵道（未完成）

重慶―永川―資中―簡陽―華陽―成都　五二二粁

本鐵道計畫は一八九六年より初まり、東方滙理銀行、湖北、四川兩省當局、四國銀行團等が順次その具體化を計つたが

何れも成らず、一九三六年國府鐵道部は測量に着手すると共に、鐵道部、四川省各四五〇萬元中國建設銀公司一、一〇〇萬元の出資を以つて資本金二、〇〇〇萬元の川黔鐵路公司を設立、更に同一九三六年十二月十六日中佛工商銀行 La Banque Franco-Chinois と建設材料二、七五〇萬元、現金七〇〇萬元、計三、四五〇萬法の借款契約を締結するに至つた。右契約は鐵道部保證の下に十五年期限、七分利付であつて、佛人技師の採用を條件とし、自流井、彭縣、貴陽への延長支線計畫をも含む、建設工事は一九三七年二月一日を以て開始既に路盤の大部分を完成したが、事變の影響に依り材料の運搬に支障を來し工事は停頓の狀況にある。

七、桂越鐵道（未完成）

南寧―龍州―鎭南關　二三〇粁

本鐵道は一八九七年開通せる河內―諒山間鐵道に接續して廣西省內に延長せんとするものであつたが、支那側計畫が抛棄せられてゐたものを一九三八年六月佛支兩當局の間に於て材料一二、〇〇〇萬法、現金三〇〇〇萬法、計一五、〇〇〇萬法（七分利付、十五年期限）の借款契約が成立し、工事に着手、佛側諒山より國境の鎭南關まで一九三九年開通した。

本鐵道は南寧を經て更に桂林に延び、湘桂鐵道に連絡せんとするものである。

附　市街交通

上海法商電車電燈公司　Cie. Française de Tramway et d'Eclairage Electriques de Shanghai.

（第二章鑛・工業、第三節電車及電氣事業、（一）上海法商電車電燈公司の項參照）．

一九〇六年設立、現在資本金一億二千萬法、本店巴里。

本公司は電燈、水道と共に電車、乘合自動車業をも共營するものであつて、現在の車臺數、軌道延長距離、業績等は前掲項目に記載して居るものを參照。

一九〇六年一月白耳義國商國際遠東公司と租界工部局との訂約に依り、本公司が成立してより以來　軌道敷設工作を積極的に進行させ、一九〇八年二月には正式に通車開通を見た

其の後一九二五年十二月十四日租界工部局との補訂契約に基き、一九二六年八月一日無軌道電車を開通、翌一九二七年二月一日乘合自動車を開始した。

一九三六年三月現在通車路線は左の如くである。

有軌電車、九線

十六舖―佛租界バンド―徐家滙八・五粁（十六舖―佛租界バンド―外洋涇橋一・二粁、上記線の例外線）、小東門―老西門二・六粁、海格路―提籃橋五・六粁、西門―北停車場一・四粁、十六舖―民國路―盧家灣五・一粁、十六舖―海格路六・三粁、十六舖―佛租界バンド―外洋涇橋一・二粁、十六舖―霞飛路―盧家灣四・八粁

無軌電車、五線

何れも民國路より―北停車場〇・四粁、曹家渡〇・三粁、昆明路二・五粁、岳州路二・五粁、小沙渡〇・三粁を通ずる。

乘合自動車、二線

外洋涇橋　貝勒路―打浦路五・三粁、外洋涇橋―聖母院路―徐家滙路―按原路―外洋涇橋循環線八・七粁

上海は、元來脆弱な下層土、排水の困難及び多くの高層建築の存立の爲めに地下道を作るには不適であつて、地上交通に依る外はなく、暫くは軌道、バスが主要交通機關として永續すべきものと思はれる。法商公司の市街交通上の地位は餘り大きなものではない。

電車について、上海各公司を比較すると

一九三五年內	上海電車公司	華商電氣公司	法商公司
乘客人員延數	一一、五二〇萬人	二、三一〇萬人	四、七三九萬人
運轉距離延粁	一、七一〇萬粁	三〇三萬粁	五三七萬粁

右の如く電車に於て上海電車の約五分の二弱に過ぎない。

乘合自動車については更に低い。

一九三五年內	公用局バス管理處	華商バス公司	法商公司
乘合人員延數	四九三萬人	三九七萬人	二六二萬人
運轉距離延粁	七四萬粁(一九三四年)	二二五萬粁	一〇二萬粁

本公司のバス事業は、水道、電燈の如き公共事業と共に經營されて居り、佛國の政治的勢力範圍の存續する限り、上海の特殊性と相俟つて永續するものと思惟せられる。

第二節 水運

第一　沿革

阿片戰爭が英國の對支航運業の發展の契機となり、米國も之に便乘したるに對し、佛國は此の機會を利用し得ず、遲れて一八六〇年卽ち北京條約の締結せられた年にメツサヂエリーイムペリアル社 Cie. des Services des Messageries Imperiales は南方より對支處女航路を開拓した。會社はメツサヂエリーマリテイメ社 Cie. des Messageries Maritimes 大法國火輪船公司（略稱M・M・）の前身であつて、其の後本社は佛支間唯一の航路であつた。

十九世紀末からは佛國も列强と共に對支資本輸出に參加競爭した　卽ち一九〇六年には、一八九七年創立、資本金一一〇萬兩の東方輪船公司 Cie. Asiatique de Navigation が立興洋行 Racine & Co. を代理店として長江航路の競爭に加はつたので、玆に佛國による支那國內航路の端緒を開いた。同社は三隻計五、一八一噸の船舶を以つて寧波―上海―漢口航路を開き、既存の日、英、獨、支四ケ國八社の激烈な競爭に更に拍車をかけるに至つた。然るに英國船の壓力に依り運賃下落し、旅客サービス費の增加を齎し一九〇八年には營業を停止し、一九一一年七月には早くも解散するに至り、船舶は太古洋行其他に賣却された。一九一一年南支に於て法華輪船公司 Cie. des Messageries Cantonese 創立され、香港―廣東間二隻二、〇〇〇噸、廣東―梧州間一隻五四二噸を以て開航し、又エム・エム社も香港―廣州灣―海防間を二隻六、〇六四噸を以て航行し、東京輪船公司 Cie. de Navigation Tonkinoise も香港―廣州灣―海口海防間を四隻三、四八七噸を以て航運に從事した。

一九一三年には袁世凱の財政難に乘じ、中法實業銀行と袁との間に最高限度一億五千法の借款契條が締結され、專ら國

家產業の振興、公共土木事業充當のこととし、最初に着手すべき工事として浦口港の建設を決定したが翌年大戰の勃發した爲めに發行は實現するに至らずして終つた。而して大戰勃發するや佛國の所有船舶も戰時に其の三分の一を失ひ、極東航路も殆ど跡を絕つて對支航運業も一時中絕するに至つた。

大戰後、宜昌－重慶航路は未だ開拓されて居らず、英國隆茂洋行、米國大來洋行が逸早く進出した外は競爭者なく、船賃も高く、非常な利益を收めて有利なこと他に比なく、先じて既得權を獲得する必要を感じ、列國各社が殺到するに至つた。佛國も其の例に洩れず、大戰中より其の終了直後にかけて衰へたる對支航運勢力を、戰後世界經濟の相對的安定期に向ふにつれて再び復活して揚子江上流航路へ、列國と相並んで進出を遂げることとなつた。蓋し佛國は上記の理由の外に雲南を其の發展地と視て、四川に及ばうとする意圖があり、佛國借款の同成鐵路、欽渝鐵路が四川へ北と南より進入せんとする計畫に應じたものと云ふべく、各國も亦此の宜昌－重慶航路に集中した時代であつて、更に重慶より上流の叙州航路も多く開設されるに至つた。

大戰後佛國船對支出入航路別隻噸數

	內國航路（對總噸數%）		外洋航路（對總噸數%）	
一九二〇年	一四五隻	一九二千噸（〇・二五%）	四四八隻	六六一千噸（二・二九%）
一九二四年	一、七三四隻	九六五千噸（一・一〇%）	六四六隻	一、二二一千噸（二・六八%）

一九二〇年以後揚子江上に興亡せる佛國航運會社は次の如くである。

吉利洋行　Antoine Chiris Navigation Department

一九二〇年華商裕豐公司の三級船聯華號を吉慶號一二〇登簿噸と改名し、裕豐公司の代理店として宜昌―重慶―叙州航路、主として叙州―重慶航路を營む。

一九二二年五級船長慶號三七登簿噸を增配したが、一九二六年末吉慶號が廢船となり、同年長慶號も使用に堪へなくなり、遂に航路を中止するに至つた。

華法輪船公司　Cie. des Messageries Franco-Chinois

一九二一年七月上海に於て佛支人合辦にて發起、資本三〇萬兩。

一九二一年十月より支那招商局所有の新造の一級船江慶號一、〇六四總噸、五七六登簿噸を以て宜昌―重慶航路を開き次いで又華商鴻江輪船公司の鴻江號、鴻福號を購ひ航行に加入した。本公司は其の後一九二三年までには消滅したものと思はれる。

永順公司

一九二二年元川路公司の巨川號と稱した當時の嘉利號を買收して大佛號と改名し、又同年華商鴻江公司の鴻福號を買收し益興號と改名して、二隻を以て宜昌・重慶航路を開始した　一九二三年、大佛號は支那官憲に渡り、其の後益興號も亦益興公司に引繼がれて終つた。

裕大輪船公司

一九二五年より五級船平安號を以て重慶―叙州航路を通じたが、一九二七年一月には營業を中止した。

設立年不明（一九二〇年代）、小汽船漢華號、沅濟號の二隻を以て重慶—叙州航路を通じた。其の後不明。

右の如く大戰後各國と共に長江上流に集中したが、列國間に競爭が烈しく、强力な日、英に讓つて米國と共に競爭より退き、聚福洋行航業部を殘す外は總て消滅した。而して是等の多くは純然たる自國資本に非ずして政治的に不安なる支那人航業者への名義貸の意味で長江航路を經營したものに過ぎない。

佛國船對支出入總數より見ても、戰後一九二〇年代の前半は相對的にも絶對的にも飛躍を示した時期であつて一九二四年は長江上流航路に於て總隻數の四分の一强を占め、佛國船對支出入總隻、噸數に於ても最高を示した年であつて、以後戰後經濟の相對的安定時期に入つて漸落の兆を示し一九三〇年大恐慌以後は再び微弱な地位に落ちて現在に至つて居る。

第二　現狀

最近佛國船舶在支航路別出入噸數（單位千噸）

	外洋航路	總數中占める%	內國航路	總數中占める%
一九三〇年	一、三九四	（二・七八%）	四五二	（〇・四三%）
一九三二年	一、一八五	（二・六六%）	三〇四	（〇・三四%）
一九三三年	八九六	（二・一九%）	三一二	（〇・三一%）
一九三五年	一、二五三	（一・六〇%）	三一三	（〇・三三%）
一九三六年	一、二三七	（二・七三%）	三六〇	（〇・三六%）

一九三七年	一、〇四六	（二・九五％）	三八八	（〇・七一％）
一九三八年	一、〇〇六	（三・四二％）	三四九	（一・一九％）

佛國の對支、或は在支の航運上の勢力は概して云ふに足らず、各港出入總噸數に於て第八位に在り、英、支、日、諾、獨、米、蘭に及ばず、總噸數、總隻數の約一％餘を占めるに過ぎない。其の內內國航路出入噸數に於ても第九位に在る。

在支航運會社も數少く現存二社であつて、大戰後發展した長江宜渝航路進出の勢も既に衰へた。更に內國航路と外洋航路出入噸數も相對的に少く、支那內部に於ける佛國の航運勢力の些小なることを示して居る。

最近宜昌重慶航路就航佛國船隻噸數

	佛船隻數	各國總隻數	佛船噸數	各國總噸數
一九三〇年	二隻	五九隻	九二〇噸	一八、三二〇噸
一九三二年	二隻	四三隻	九二〇噸	一四 五二〇噸
一九三四年	二隻	二二隻	九二〇噸	九、六八八噸

其他、佛領たる印度支那方面より南支へ連絡する航路があり、二會社に依つて經營せられる。

佛國印度支那航業會社 Cie. Indo-Chinoise de Navigation

海防―香港間、貨客船二隻、二週三回

印度支那商船會社 Indo-chinois Société Maritime

西貢―香港間、貨客船一隻、月一回

南方沿海航路に於ても英國船の勢力は大きく、太古洋行、怡和洋行の航行船舶は佛國側よりも隻數、噸數が遙に多く、

航路も盤谷より上海まで通じて居た。

佛印出入支那航路佛國船一九三七年度隻噸數

發着地	佛國船出入		他國船出入	
佛本國	一五〇隻	一、四六七千噸	一七四隻	九二八千噸
支那	六〇	七三	二八七	八二一
香港	一三五	二四一	六九九	一、八七五
各國計	一、五五六	三、八一三	三、七三〇	七、七三一

造船業に於ては佛支合辦の一社が可成り古くから殘存するが、英國には及ばず、港灣諸施設に關しても、佛國の政治的勢力地である上海、天津の租界に稍々見るべきものあるが、日、英、米の如く營利會社に依る施設は少ない。佛國については、佛印、廣州灣の南支地域に於ける沿岸航運の比重が中、北支に於ける在支航業よりも重大であると思惟せられる。

一、聚福洋行航業部 Union Franco-Chinoise de Navigation Compagnie

（本店）重慶、（支店）上海、漢口、宜昌、萬縣

一九一六年以後四川省に內亂が相繼ぎ、四川官民合辦の川江輪船公司が軍閥の徵發に困じ、營業不振に陷つた爲めに一九二一年佛商聚福洋行の手に營業を移し、享通輪船公司（Sino-Franco S.N.Co.）を設立し、蜀享號四九五登簿噸を以て宜昌—重慶航路を開始した。同年には又同船の外に、新蜀通號五六三登簿噸、福源號一、一一四總噸五六三登簿噸を新造して夫々宜昌重慶航路に加入せしめた。

一九二四年に至り、更に、蜀和號一二〇登簿噸、福來號五〇九總噸二三五登簿噸、福同號六五四總噸三五八登簿噸を建造して宜昌　重慶航路に加入させた。而して同年上海—重慶航路をも開き前記福源號を配した。

一九二六年亨通公司は改組されて聚福洋行航業部となり、今日に至つた　最近は營業不振であつて、現在は福源號一、一一四總噸五六三登簿噸、福同號六五四總噸三五八登簿噸、計二隻、一、七六八總噸九二一登簿噸を以て宜昌重慶間五〇〇浬を航行してゐる。

二、立興內河船公司（Lee Hsin Inland Steam Launch Co.）

上海近傍の內河通行の小汽船業を營むものにして、古く一九一〇年より營業してゐると言はれる。一九一〇年頃には松江—上海、楓徑、嘉善、平湖を通じ、最近は上海—湖州間四隻二日一回、上海—平湖間二隻二日一回を通航した。

第三　造船業

求新機器輪船製造所（Société Franco Chinoise de Constructions Metalliques et Mecaniques）（略稱、中法求新製造廠）

同社は一九〇二年東方滙理銀行（印度支那銀行（La Bangue de l'Indo-Chine）買辦朱志堯の創設した資本金五〇萬兩の支那造船會社であつた。一九一四年朱氏は財政部の保證の下に會社及彼の經營する同昌紗廠並に油房を擔保として英國滙豊銀行より八〇萬兩を借入れたが、辨濟不能となり、一九一八年四月一日佛國郵船會社代表ファムベルトー Famberteaux 及シュナイダー Schneider 等に讓渡され、佛國商社となつた。當時他の列强を背後とする淞滬護軍使盧永祥及上海總商會の强硬なる反對が起り、財政部を通じて國務會議に建議し、國營移管を決定した。爾來佛支交涉の結果一九一九年合辦組

織となつて現在に至つた。

資本は原額五〇萬兩であつたが、一九一九年より資本一二〇萬兩全額拂込濟となつた。總經理は佛人マルティノリ D. Martinoli 氏であつて總工程師（技師長）を兼ねる。

工場用地一六、一八七坪（五〇畝）、黃浦江岸使用長度四〇〇呎、繫船場全長二五〇呎。

修船架（スリップ・ウェイ）一臺、修繕及塗換用のものがある。乾船渠一あり、最長二四二呎底長二三〇呎、入口幅員三五呎、底部に於けるスリップ・ウェイの高さ二呎であつて、同所上までの水深十二呎、干滿の差四呎。

右の外數個の附屬製造工場がある。

機械工場、鑄物工場（十噸キューポラ Cupola あり）、汽罐工場（スコッチ、ヤロウ型汽罐一、五〇〇馬力製作能力がある）木型工場組立工場（能力一、二〇〇馬力）がある。

其他

鐵道部（客貨車、電車、貨物自動車の建造修理）

艀船部（曳船、艀船業並小蒸汽艀船の建造修理）

一九一五年には上海―平湖間に新大號、新豐號各十四噸を使用して就航させて居た。

工人は約七〇〇―一、〇〇〇人を使用す。

從來建造した主要船は、

ステイール・モーター船ミグレタ號（Mygreta）一九三〇年建造、一、四二四總噸、一、〇九五登簿噸、濠洲ブリスベーン英

國ジョン・バーク John Burke, Ltd. 社所有。ステイール・モーター船泳安號（Yung An）一九三〇年建造、一、四二四噸、九八五登簿噸、上海支那大振航業公司 Ta Chen Nav. Co. Ltd. 所有。

一九三二年には僅か一六〇總噸一隻を建造したのみ。然し建造可能力は、二、〇〇〇總噸の船舶までは建造し得ると稱す。營業上取引銀行は佛國東方滙理銀行であつて、主要顧客は鐵道及上海電車會社等で、天津方面より揚子江筋に根底を有するものの如く、修繕船は主に自己工場建造船の定期修理を引受ける。

第四　港灣諸施設

佛國の在支港灣諸施設は上海、天津の二港に偏在し、其他租借地たる廣州灣の經營があるが、從來は貧弱なものに過ぎなかつた。

其の特徴として公的機關所有のものが多く民間資本の投下されたものは少ない。

一、上　海

上海市年鑑に依ると佛國の港岸占用長度順位は、英、支、日、米に次ぎ第五位であつて低い地位を占めて居た。浦東側の港岸全長一二六、四五五呎の内五四〇呎、上海市側の全長一二七、〇二〇呎の内二、五九〇呎を各々占用して居る。浦東側には唯一つの碼頭のみしかなく他は總て上海市側に在る。

〔上海市側を下流より上流へ向つて〕

（上海海關の下流に）

○大法國火輪船公司所有、空地、自然岸二二〇呎、水深二四―二九呎

○義品放款銀行（Crédit Foncier d'Extrême Oraient）所有、空地、中間に川崎ドツク外一社を置いて、自然岸二〇〇呎及四二五呎、水深一四呎

（蘇州河口上流工部局を隔てて）

○大法國火輪船公司使用碼頭、所有者不詳、雜貨用、ポンツーン一七〇呎、護岸二五〇呎、水深一二呎

（太古洋行、招商局を隔てて上流に）

○佛租界工部局所有碼頭、公共用、ポンツーン二八〇呎、護岸四二〇呎、水深八―一二呎

○中法求新製造廠使用港岸、同工場用、自然岸一、〇〇〇呎、水深最低潮線上

○佛租界工部局有、佛租界自來水廠使用港岸、同水廠用、護岸七五〇呎、水深最低潮線上

〔浦東側下流より上流へ〕

（英米煙草の直上流に）

○永興棧（Oliver U Co.'s Wharf）永興洋行所有、使用、雜貨用、小クリークを中間に挾んで

下流側、ポンツーン一〇〇呎、護岸一四〇呎、水深六呎以下

上流側、護岸四〇〇呎、水深六呎

（此の上流に近く上海ドツクがある）

二、天津（及大沽、塘沽）

○佛國租界バンド、英國バンドの上流に續く。

二、〇〇〇呎餘の鐵筋コンクリートの護岸あり。萬國橋下流に於て昭和十一年初には一、〇〇〇噸船舶三隻繫船し得るのみ。

〔塘沽〕

○儀興新記輪船公司 Société Française de Remorquage et Chalandage (Yih Hsing Steam Launch Co.)

天津港はライター問題が錯雜し、日、英、支の對立問題の渦中にある佛國系會社である。一九一三年塘沽に設立され、同年には天津―滄州間南運河小蒸汽船四隻を以て開航したがそれは半年にして失敗した。

一九三〇年には曳船八隻、艀八隻（二、二四〇噸）あり。現在は曳船五隻、艀九隻あり。親會社は佛國汽船會社（Société Franco-chinoise de Betellaze et Cabotage en Chine）

○儀興碼頭長さ一八八呎幅三八呎の棧橋と、長さ七七呎幅二四呎の木造棧橋あり、二、〇〇〇噸級船一隻碇泊し得る。

○佛國政府碼頭（French Government Wharf）

○フランス塘沽船業會社（Société Française de Navigation de Tongku）船渠一及工場あり。

〔大沽〕 同右會社鋼鐵ライター三〇〇―六〇〇噸のものがあつて入港汽船の積卸荷を行ふ。

三、廣州灣

一八九九年租借條約にて九九年間租借し、自由貿易港として開港す。海軍根據地となる。

赤坎西營は商業區域であつて波止場がある。

佛國の印度支那豫算の一部たる廣州灣豫算は毎年約六〇〇萬法であり、其の二〇％は土木事業に振向けられて居る。從來までの投資は二、五〇〇萬法に達する見込である。

四、水先人

支那に於ける水先人は外人の占めて居る處であるが、就中英、日兩國人が大部分を占め、佛國人は些少である。全國水先人一九〇名中外國人一〇四名（一九三三年度）であつて、其の中佛國は上海に三名（四〇名中）を有するのみ。

第三節　通　信

第一　無線電信（電話）

一九一八年安福派と日本との間に支那對外無電通信獨占契約が結ばれてからは、支那無電紛爭問題が列國との間に惹起し華府會議に於ても議題に上り「支那國に於ける無線電信局に關する決議及附屬聲明」が米、白、英、支、佛、伊、日、蘭、葡の九國に依つて發せられた。其の第四條に「租借地、南滿鐵道附屬地又は上海佛國租界内に在る無線電信局に付問題起るときは該問題は支那政府及關係國政府間の審議事項と認めらるべし」とあり、佛國の上海に於ける無電局は從來の傳統的のものとして特例を認められた。爾來一九二一年直隷派と米國との無電臺建設契約が成立し、日米間の紛爭が激化し此の間に在つて佛國も亦支那外交部に對して利害關係があるので之に關する權利を保留する旨を聲明した。其の後國民

政府が成立してからは一九二八年に奉天省政府の奉天無電臺が成立し、其の歐洲向外國通信を西貢無電臺經由で取扱ふこととなり、又一九二九年には上海の「法商長途電話公司」より國民政府へ國際通信用大無電機を賣却、それが眞茹に据付けられ、斯くして一九三一年佛國眞茹無電臺間直接通信が開始された。

然るに此の間短波無電通信の發達に依り大無電臺紛爭も自然消滅するに至つた。

佛國は其政治的據點たる上海佛租界、天津佛租界、廣州灣、雲南等に無電局を有する。

一、上海佛租界　佛國工部局所設無線電臺

呼出番號ＦＦＺ、通信距離晝二〇〇浬夜七〇〇浬、電力七キロワツト、エレクトリツク式（電氣樂音發火式）波長六〇〇米及三〇米、更に二、一〇〇米を以て重ねて發信する。同局は上海佛租界工部局の所設であつて佛國領事の支配下にあり、華府會議協定に依り其の營業が制限され、商業中心區に近い洋經濟營業所は廢止された。同局は集配關係が不便であるが、發受信のサービスには優れて居る。

又徐家滙天文臺と聯絡し氣象報告用に供せられる。支那各地、印度支那、比律賓、朝鮮、日本の氣象臺の發送する報告を均しく接受し、海上各商船よりの報告も接受する。

更に國際聯盟新嘉坡衛生局發の傳染病報告があるが、之も毎週接受して居た。

一九三五年度接受字數種別は次の如くである。

氣象報告	長波	三七〇、六四三字	短波	四七、六〇三字
傳染病報告		一一、七一六字		

同じく右を轉發した字數種別は

氣象報告　長中波　三四一、五一六字　短波　七六、八四三字

傳染病報告　七、六〇九字

二、雲南府

一九一八年、時の督軍唐繼堯が民國聯軍總司令として、無電臺本局を省城昆明に、分局を貴陽、重慶、老鵶灘、騰越、河口の六ケ所に設置しようとした。本局には、電力五〇キロワット無電機一臺呼出番號XYV、通信能力二、〇〇〇浬を又分局には五キロワット無電機五臺を据付けることとし、關係技師を佛國人とし、機械も佛國の里昂無電公司製品高周波式を購入することに契約した。

然るに佛國政府側は据付試驗のためと稱し、別に電力一〇キロワット餘の無電機を滇越線停車場構内に据付け、河内と通信することを承認させて一九一九年四月竣工、雲南―河內、西貢間通信を扱ひ、試驗の目的以外に佛國政府用に供した。通信能力一、五〇〇粁。

その後支那に昂揚し來つた民族主義は雲南官民をして佛國の雲南に於ける無電事業に反對せしめ、佛國側は、雲南政府と交渉の後一九二〇年の唐繼堯の一時的失脚の復活後、一九二二年本局の無電完成次第實價を以て同所の無電機一式を雲南政府に讓渡することとなつたが、其の後依然として讓渡しない。

佛國陸軍部が管理して、全く軍事、政治用の使命を有する。

通信距離　晝一〇〇浬　夜三〇〇浬

電　力　三キロワット

波　長　六〇〇米或ハ一、〇〇〇米「樂音發火式」

三、廣州灣

廣州灣設置の無電局も政治、軍事用に供せられるものであつて、佛國陸軍部の管理下にある。

呼出FWA、通信距離　晝一五〇浬、夜四〇〇浬、電力　五キロワット、波長　六〇〇米或は一〇〇〇米、エレクトリツク式（電氣樂音發火式）

四、天津佛租界

佛國陸軍部管理の米國眞空管式無電機備付けのものがある。詳細は不明。

〔無線電話放送〕

無線通信業として、電信の外、無線電話放送も亦上海、天津の佛國租界に於て行はれて居る。併し放送設備が簡單であつて、新聞社、商會等が無報酬で、自己宣傳其の他に努めるものであつて、聽取者範圍も地方的に限られたものに過ぎない。

上海には無線電播音臺（霞飛路）があり、廣告放送營業を行ふ。

第二　有線電信（電話）

〔電　信〕

一八八八年十二月佛支電信協約の締結に依り佛領印度支那と西支那との電信連絡が成り今日に至つた。

廣西、鎭南關—東京同登佛國電報局

廣東、東興鎭—東京芒街

雲南、河口—（安南線）

一八九五年中國東京境界修正追加條約に依り

雲南、思茅—安南、孟阿營

〔海底電信〕

佛國政府が直接に經營せる厦門、鼓浪嶼—佛印、海防線七八五浬がある。

〔電　話〕

法商長途電話公司（都市間電話佛蘭西會社）Société Française des Téléphones Interurbainsなる名稱のものが上海にあるけれども、電話器、電報器材料を賣買するものであつて、資產一、五〇〇萬法乃至二、〇〇〇萬法である。

第三　郵　便

一八七五年北京總稅務司署及上海、鎭江の兩海關に郵政部を附設したのが支那に於ける新式郵制の起源であつて、夫れ

以後各地に海關附屬郵政部が增設され、一八七八年佛國に萬國郵便聯合會が開催されたのを機として、佛國政府は總稅務司ロバート・ハート（赫德）（英人）に、在上海佛國郵政局の撤回方法に關する意見を求め、又上海々關に依る支那郵政統一が論ぜられた。其の後一八九六年大淸郵政局組織の勅令が張之洞の建議に依つて發布され、支那も新式郵制採用に進むに至つたけれども、事實上は前の海關附屬郵政の延長に過ぎない。淸朝總理衙門監督の名の下に總稅務司ハートは總郵政司を兼任し總郵政司の下に置かれた總辦も吏員も海關職員を以て充當した。

一八九八年佛支間に於て、郵政長官は外國人より特に佛國政府の推薦した者を考慮することと云ふ協定が成立し、一九〇二年には覺書が交換された。斯くして總辦には、白耳義人アールス J.H.A. Van Aa'st、佛國人ピリー T. Piiry が佛國の推薦の下に相繼いで歷任した。

支那側郵政の開始の外に、列國は各々自らの郵政を支那國內に布くやうになり、五港開港以後英國は港岸に正式の通信機關を設置したが、更に二十世紀初頭以來特に顯著となつて來た列國の對支侵略は郵制にも表はれて、佛國は英國と共に支那各地に自國國營の郵便局を配置するに至つた。

一九一一年五月淸朝は盛宣懷の建議に依り全國郵政を海關より分離し、新設の郵傳部の統轄下に置くことに決し、郵政總局長は支那人から任命するに至つたが、其の下の總辦たる佛國人ピリーの爲めに人事權、管理權ともに握られて名のみの總局長であつた。此の年辛亥革命が起り、郵傳部は民國政府交通部と改稱せられた。其の後ピリーは一九一五年歸國し佛國人デトラン H. Picard Destelan 總辦代理となり、一九一七年四月ピリーの辭職と共に總辦を襲任し、爾後國民政府成立時代に及んだ。任の長いことは前のハート氏に次ぐものである。總局長は支那人であるけれども實權は佛國系總辦に

把握せられて居たものである。

支那郵政に對し、參與した外人職員數は一九〇八年九七人、一九一六年一二二人、一九二〇年一一五人である。一九二〇年に於ける國別を示すと

佛二二人、英五三人、伊七人、米、露、葡各五人、諸四人、丁、白、瑞典各三人、日二人、ユーゴースラヴィア、チエッコスロヴァキア、瑞西各一人

である。一九二一年外人職員數は一一五人であつて

	總辨	股長	各地管理局郵務長
佛國	一人	三人	二人
白國	｜	一	二
英國	｜	二	一三
米國	｜	一	｜
諸威	｜	｜	二
其他	｜	｜	二

右の如き支那郵政への參加と共に、各國は自國自らの郵制を支那に分布し、各本國と關聯させ、特に政治用に便ならしめた。尤も支那側新式郵政は一八九六年勅令が發布されたけれども、施設が不安であつて、且つ一九一四年四月一日の支那の萬國郵便聯合加入以前は國際郵便に不便を感じ、各國は夫れを口實として、自國の郵便局を上海を始め各地に設置したのである。殊に佛國は英國の次に多い。佛國郵便局所在地は一九〇七年の調査に據ると

天津、芝罘、北京、漢口、上海、福州、厦門、寧波、海口、蒙自、廣東、重慶、雲南府、龍州、北海、計十五ヶ所

右の中雲南府は安南總督の管理下に屬し、他は總て佛本國政府直營に係る。(又重慶は一九一〇年以降公衆事務は停止、領事、軍艦用のみを扱ひ、夫れを包封して支那郵政局に依賴して居た。)斯かる情勢も、大戰に依り獨逸の郵局が廢止され、更に戰後一九二一年華府會議に於て、支那の要求に基いて各通商地の從來の外國郵便局が撤去せられることとなつた。但し條件としては支那郵政關係外人の地位變更を許さずに依然中國郵政への支配權は放棄せられない。其の準備期間を一九二二年末までと決め、英國が先づ一九二二年十一月三十日撤廢したのに倣つて、佛國も米國と共に一九二二年十二月三十一日撤廢した。斯くして支那の名義上の自主郵政は獲得された。撤廢直前一九二二年の佛國在支郵便局は、前記十五ヶ所の外に、廣灣が增加し、龍州が減少して差引計十五ヶ所となつた。但し廣州灣は租借地であるので殘存した。

支那郵政への支配力も、其の後國民政府の成立と共に衰へた。卽ち交通部が南京に成立し、一九二七年七月郵政事務管理權を外人より回收することとし、十一月一日南京に北京政府郵政總局に對立して新總局を設立、總辦には尙北京に在るデトランを任命、翌二十八年四月總辦を會辦と改稱し、局長を總辦と改稱して自國人を充て、同年六月北京平定と共に北京總局を南京に合同することとなり、デトランも會辦として職員と共に南下した。然し南京に赴かずして上海に辦事處を設立して上海に赴いた。國民政民は郵權を收復しようとして、總局內の職員は自國人を正に外人を副となし、又地方各郵區に於ても、自國人の協理郵務長を設けて、外人郵務長の公文は其の副署を必要とすることとした。併し一九二九年二月には總局會辦の下に副會辦が設けられ、佛國人フーランが任命された。佛國勢力の拔くべからざることを物語るものである。

第五章　金　融

第一節　沿　革

第一　日露戰爭以前の活動

一、一般的特徴

日露戰爭以前の佛國對支活動の基軸をなすものは佛露提携政策であつた。對支金融活動もその基幹的方針に沿ひ、雄厚なる資本力の下に露國及白耳義と結んで自己の經濟的勢力を伸長させようとした。殊に露國の支那に對する軍事的政治的野心を巧妙に利用したのであつた。斯の様な佛國の政策は、單に支那のみの事情から生れたものでなく、歐洲に於ける國際關係——特に英獨に對抗的意味を有する佛露同盟（一八九七年）を反映したものであつた。佛露提携の名の下に佛國資本は支那に於ける實際的勢力を掌握しようとした。茲に一般的特徴の一が存する。

この對支金融活動の樞軸たるべき役割は東方滙理銀行に課せられ、同行の支那支店は一八七七年に設置された。然し日露戰爭以前に於ては同行は主として佛領印度支那に於て活動し、從つて佛國財團の投資活動は露清銀行を通じて行はれた。

茲に同期間の對支金融活動の第二の特質を見る。

二、借款と金融機關

1、一八九五年四分利付露佛借款、これは佛國對支借款の最初のものであつて、其の金額は佛貨四億法又は英貨一千五

百八十二萬磅の金借款にして、關稅收入を擔保とし期限は三十六箇年であつた。この借款に於ける佛國側の引受分は二億五千萬法、夫れに參加した佛國側銀行は左の如くである。

M.M. Hottinguer & Cie.	Fr. 62,500,000
La Banque de Paris et des Pays-Bas.	62,500,000
Le Credit Lyonnais.	62,500,000
Le Comptoir National d'Escompte de Paris.	25,000,000
La Société Générale pour favoriser le Developnent du Commerce et de l'Industrie en France.	25,000,000
La Société Générale de Crédit Industrielle et Commerciale.	12,500,000

2、京漢鐵道借款　京漢鐵道借款は白耳義籍の支那鐵道研究會社（Société d'Etudes des Chemins de Fer en Chine）との間に一八九八年六月二十六日正式契約の調印がなされた。この支那鐵道研究會社は表面白耳義政府に登錄した會社であつたが、其の資本は佛國より供給されたもので、從つてこの借款の實際の主人は佛國であつた。この借款は總額一億一千二百五十萬法（四百五十萬磅）であつて利率は年四分償還期限は二十箇年である。尙この借款に對しては白耳義の國民產業助成會社及露淸銀行の二者が契約の當事者となり其の義務を受諾して居た。

3、正太鐵道借款　一八九八年五月二十一日に露淸銀行と支那政府との間に二千五百萬法の本鐵道借款の豫備契約が成立した。同時に六百八十萬兩の前貸金交付があつたが、其の後間もなく勃發した團匪事件のために、正式契約の氣運が起るに至らなかつた。

倂し一九〇二年、政府は盛宣懷に對し本鐵道建設のための所要資金の調達を命じた。盛宣懷は上海に於て、露淸銀行

の代表者と交渉し、同年十月十五日遂に四千萬法の借款成立を見たのである。

本借款は露清銀行が其の引受人であるが、其の眞の引受人は露清銀行內の佛國財團であつて、本公債の發行場所及び其他の情報を綜合して純然たる佛國の借款と看做し得るものである。事實其の後露清銀行は正式に本鐵道の運營權を佛國の『支那鐵道建設開發會社』(Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine)に移讓した。

4、汴洛鐵道借款　一八九九年佛白シンヂケートは北京政府に對し汴洛鐵道建設を出願した。其の目的の爲めに白佛シンヂケートは翌年（一九〇〇年）資本金百萬法を以て支那鐵道電車會社を設立、資金上に於ける兩國の割合は折半の各々五十萬法とした。併し其の後間もなく勃發した團匪事變に依り其の交渉は一時頓座の形にあつたが一九〇三年十一月に至つて始めて正式に借款契約を締結するに至つた。

一九〇三年十一月十二日上海に於て調印された五分利付二千五百萬法の汴洛鐵道借款は、卽ち之であつて其の引受人は前記の支那鐵道電車會社（Compagnie Générale de Chemins de Fer et de Tramways en Chine）である。この會社は一九〇〇年三月ブラッセルに於て白耳義國法によりて成立したものであるが、資本關係は佛白各半額であつて兩國財團の占める地位及權能（例へば技師長の任命權等）其他一切の點に於て平等と規定した。

三、露清銀行と佛國資本

一八九五年日淸間に媾和の成立があつて間もなく、露都ペテルスブルグに露清銀行（Banque Russo-Asiatique)(支那名華俄道勝銀行の前身）の出現を見た。この銀行は露國の支那經略機關として設立したものであるが　其の資本は佛國に依つ

て出資され、その實體は露佛合作の銀行と云ふことが出來る。今この銀行に參加した佛國側財團を列記すると次の如くである（註）。

M.M. Hottinguer & Cie.

La Banque de Paris et des Pays-Bas.

Le Crédit Lyonnais.

Le Comptoir National d'Escompte de Paris.

（註）露國側の參加銀行は The International Bank of St. Petersburg.

又其の資本を見ると、總資本六百萬留の中八分の三は露國であつて八分の五は佛蘭西に於て募集された。露清銀行は露國の東方政策、特に鐵道の敷設權の獲得と相俟つて鐵道と銀行に依る支那の征服を目的としたものであるが、其の資金を佛國に仰いで居る關係上佛國は亦此の銀行を支那への經濟的侵略の足場とした。

前述の鐵道借款の說明に於て見らるゝ通りに、佛國財團は京漢鐵道借款に於ても亦正太鐵道借款に於ても、此の露清銀行を通じて投資したが、此の外にも滿洲に於ける東清鐵道其他に於て、苟くも露清銀行の活動範圍內にあるものに對しては其の資本と勢力とを伸張させた。

露清銀行は條例に依り最も廣汎な權限を付與され單に商業的企業のみならず、銀行券の發行、地方通貨の鑄造、鐵道及電信線建設に對する特許の獲得、貨物の賣買、不動產の賣買、一般保險事業及貨物の輸送までも扱つたのである。斯くしてこの銀行の資金は逐年增加し、一八九九年には資本額遂に二千萬留と推算されるに至つた。

一、一般的特徴

日露戰爭の敗戰のため露國は極東に對する侵略行動を封ぜられたが、佛國も亦此の露國の敗戰に依り對支活動の樣相に變更を見るに至つた。卽ち佛國は此の戰爭後多年頸敵として相競つた英國との間に提携關係の成立を見た。一九〇五年十月二日支那鐵道投資を目的とする佛英シンヂケートの組織されたのは此の爲である。

日露戰爭後の佛國の對支投資活動の第二の特徴は、前時期に見られた露佛、英獨、米と云ふ樣な諸國との競爭的投資をさけ、國際共同投資を目的とする四國借款團、六國借款團等の成立過程の中に於て活動したのである。

第三の特徴は、前期に設置された佛領印度支那開發を主眼とする東方滙理銀行の支那支店が此の期に於いて活躍を開始すると共に支那大陸を投資活動の對象とした中法實業銀行の成立を見たことである。斯くして從來露淸銀行內の佛國財團を通じ或は白耳義資本と共同して投資を行つた佛國の投資活動が單獨で活潑に行はれるに至つた。

二、借款と金融機關

一九〇八年英佛五分利金借款　本借款は一九〇八年十月八日契約の成立を見たもので、英國は香上銀行、佛國は東方滙理銀行を引受けた。借款金額は五百萬磅、英佛折半に引受け、利率は最初の十五箇年間は年五分、其の後は年四分である。

三、國際借款團の經過と佛國

1、湖廣鐵道借款と四國借款團　日露戰爭直後卽ち一九〇五年十月二日英佛兩國の資本家は川漢及粤漢鐵道への貸付を

目的として一シンヂケートを組織した。このシンヂケートに參加した佛國財團は左の如くである。

Banque de l'Indo-Chine.

Comptoir National d'Escompte de Paris Société Générale.

Regie Générale de Chemins de Fer N.J. & S.Bardec.

併しこのシンヂケートが活動を開始するに先立つて川漢鐵道及粤漢鐵道に對する獨逸の引受運動又米國の抗議等々があり、種々の經緯を經て一九一〇年五月二十三日巴里に於て獨米を加へた四箇國財團の成立を見るに至り、清朝政府との間に一九一一年五月二十日を以て本鐵道借款契約を締結した。該借款は金額六百萬磅であつて四箇國平均に分擔し、佛國の割前は百五十萬磅（米貨一九、一九九、〇〇〇弗）であつて引受銀行は東方滙理銀行である。

2、一九一三年の善後五分利金借款　一九一三年には米國の脫退に依り五國借款團となつた國際財團は同年四月二十七日支那政府との間に善後五分利金借款を締結した。借款金額は英貨二千五百萬磅五箇國平等分擔であつて、此の借款に對する佛國の引受銀行は東方滙理銀行である。其の引受額は五百萬磅（米弗三一、六六二、五〇〇弗、佛貨一億二千六百二十五萬法）である。而して佛國は會計檢査部顧問一名を佛國人を以て當てることとした。

四、佛白共同借款

1、隴海鐵道五分利金借款　汴洛鐵道の東西延長線としての隴海鐵道敷設借款は汴洛鐵道借款を引受けた佛白シンヂケート支那鐵道電車會社（Compagnie Générale de Chemins de Fer et Tramways en Chine）と白耳義資本の支那鐵道會社（Société Belge de Chemins de Fer en Chine）との間に競爭が演ぜられたが、竟に兩社の妥協が成立し一九一二年

九月二十四日遂に東方海州より西方蘭州に及ぶ大幹線の建設に關し二億五千萬法の借款が成立した。

隴海鐵道公債は白耳義に於て發行され、前記支那鐵道電車會社も其の登記は白耳義政府になされたものであるが、該社の資本金の半額は佛國所有のものである。

2、同成鐵道借款　本鐵道は一九一三年七月二十三日白耳義の支那鐵道會社と佛蘭西の支那鐵道建設運營會社（Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine）との共同に依つて借款が引受けられた。借款額は一千萬磅であつて、兩社の借款分擔は折半、而して初めの十箇年間は白耳義會社が共同計算で一切を指圖し、其の後は佛蘭西會社（通稱山西會社）が之を行ふこととなつた。

此の支那鐵道建設運營會社とは、一九〇二年の正太鐵道借款四千萬法を引受けた露清銀行より同鐵道の運營權を讓受けて成立した會社であつて、一九〇二年の借款は曩に見た如く、露清銀行内の佛國財團が之を引受け、一九〇三年十二月巴里に於て發行したものであつて、純然たる佛國の借款と見られ得るものである。

五、中法實業銀行（Banque Industrielle de Chine）の成立と對支單獨投資

1、中法實業銀行の成立　佛國の對支投資並に其の金融活動は從來他國と共同して行つたのを特徴としたが、一九一二年中法實業銀行（Banque Industrielle de Chine）の成立に依つて全く從來の型を破り單獨投資を行ふに至つた（他面に於て列國との共同に依り諸借款へ參加したのは勿論である）。

中法實業銀行は表面中佛合辦の形式を以て成立したが、資本は殆ど總て佛蘭西より供給を受け、一九一三年七月本店を巴里に、營業部を北京に設けて開設したものである。

資本金は四千五百萬法株式の三分の一は支那政府に與へられ、財政外交に通曉する新官僚王克敏を其の總理に任じた。合辦銀行の案は當時の支那に於ける時流に投じ、この銀行は創立間もなく、中佛實業借款一億五千萬法及欽渝鐵道借款六億法の二大借款の權利を獲得した。

2、中佛實業借款　この借款は一九一三年中法實業銀行が成立すると間もなく袁世凱政府に對してこの銀行より提供したる借款であつて一九一三年十月九日契約締結された。借款金額は最高一億五千萬法を限度とし、一九一四年二月五日以後銀行に於て適當と認めた時期に於て一九一四年中に發行するものとした。

然し其の後實際に支那政府に拂込んだ額は一億法であつたと謂はれる。

第三　歐洲大戰後より現在迄

一、一般的特徵

日露戰爭後歐洲大戰の勃發までは列國の支那への投資の最も活潑を極めた時期であるが、またこの時期は佛國にとりても對支那投資の最も旺んな時であつた。然し一九一四年歐洲大戰の勃發に伴ひ、佛國は支那を顧みる餘裕はなく、戰後特にその直後は戰爭による打擊と戰後法貨の暴落の影響を受けて、戰前に創立せられた中法實業銀行も破產改組する等、全く佛國の對支金融活動も停止の狀態におちゐつた。

二、中法實業銀行の破産と中法工商銀行の成立

一九一三年創立匆々にして一億五千萬法の實業借款を袁世凱政府と締結し、更にその翌年一月には欽渝鐵道借款六億法を締結する等華かに對支投資界におどり出た中法實業銀行は、歐洲大戰中も支那近代産業勃興の氣運に乘じ、その營業頗ぶる見るべきものがあつたが、大戰終焉後間もなく一九二一年の六月に至り突如營業の停止を宣言し、其後各地の支店も相次いで營業を停止した。

中法實業銀行の營業停止の原因につきては種々擧げ得られるが、第一は歐洲大戰後の法貨の大暴落及び銀行爲替思惑の失敗、第二は戰後恐慌の結果民間貸付け、特に米穀商に對する貸付けの回收不能に陷入りしこと、第三には該銀行の支那政府に對する貸付の過重に依るものと考へられる。該銀行が成立以來政府に貸付けた金額は北京財政部整理會の調査によれば、一九二五年末現在において無擔保借款件數約二十、金額總計約二億法（「レーマー列國の對支投資」）と云はれ、又佛國外務省への一九二七年七月の官廳報告は中法實業銀行に對する支那政府の借款額二億六千萬金法に上るとなした。

かくてこの銀行は一九二一年その破綻を暴露し、奉天、天津、上海、漢口、北京の本支店において發行せる兌換券の兌換を停止した。

超えて一九二二年十月に至り資本金一千萬法をもつて再開し、中法實業銀行整理會社（Société Française de Gérance de la Banque Industrielle de Chine）の名義で專ら業務整理に力を致したが、一九二五年十二月に至り北京政府と佛國との間に金法案の協決を見るに至り、團匪賠償金を中法實業銀行救濟基金とすることによりて未回收兌換券二百三十五萬餘元の

回收整理を行ひ、資本金を二千萬法に增額し中法工商銀行と改稱し、更に一九二七年佛支第三次協定の結果該銀行は資本金を五千萬法に增加し現在に至る。

いま中法實業銀行の復活經過と金法問題につき稍詳細に記すれば次の如くである。

三、團匪賠償金處理と中法銀行復活策竝に金法問題

一九二二年佛國は團匪賠償金の用途變更を行はんとしたが、當時中法實業銀行の復活が劃されて居たから、同國は該銀行の復業救濟を行ひこれに附隨して佛支間敎育文化事業の促進に當てることとし、一九二二年の協定によりて實行されることになつた。卽ち佛支合辦たる中法實業銀行復活のため支那政府側の未拂込株金竝に支那政府の同銀行に對する債務支拂をこの賠償金より支出することとした。然るに當時は歐洲大戰直後とて歐洲各國の貨幣の低落甚しく殊に法の暴落によりて同國は賠償金の米國弗建の要求をなし、白耳義、日本、西班牙等もこれに追隨したが北京財政部はこれを拒絕し、國務會議において法建支拂の繼續を決定、之を佛公使に通達したところ佛國はこれを承認せず竟に前記中法實業銀行救濟案も行き惱となつた。一九二五年四月に至りて再び協定が行はれ遂にその成立を見るに至つたが、その概要は一九二四年十二月以降佛國の取得する賠償金元利總額三億九千一百五十八萬一千五百二十九法は米貨一弗―五法一八二六として米貨に換算、計七千二百五十五萬六千九百六十四弗は全額支那に返還することとなつた。且つ支那政府はこの資金を中法實業銀行に貸與し、同銀行はこれを償還基金として額面一株五十弗、株數八十七萬七千八百十八枚、計四千三百八十九萬三千九百弗の米弗公債を發行しこれによつて得た資金をもつて

（A） 同行發行の佛人極東債權たる無利息證劵の回收
（B） 佛支間教育及び慈善事業の實施
（C） 同銀行に對する支那政府側未拂株金の拂込
（D） 同銀行に對する支那政府の債務支拂

を行ひ、支那政府よりの賠償金借入れに對しては回收した無利息證劵を擔保として支那政府に交付し、同行の經營する諸會社の利益金より償還するものとした。この協定の結果中法實業銀行は中法工商銀行と改稱し、資本金を二千法に增加した。然るに協定成立後同行における支那人重役任命の拒否等協定の實施に完全を缺いてゐたが、一九二七年に至り再び北京政府と中法實業銀行の協定があり、支那重役の任命、支那政府持株一千萬法の拂込を見、茲に第三次協定が成立した。之の結果同行は資本金を五千萬法に增額した。

國民政府成立後支那政府の中法工商銀行に對する債務は一九二九年九月現在にて一億二千三百萬弗であつて、金弗公債の發行によつて佛人債權者の所有する同行無利息證劵の回收、佛支文化事業費、支那政府持株拂込を行つたが尙殘額が七萬二千五百六十一株であつたから、この賣出し竝びに同銀行の支那政府側に對する配當及び北京電車公司債劵元利を計算の上、支那側の同銀行に對する前記債務整理に二千百二十三萬三千法の不足となるから、これに對しては中法工商銀行の支那官有株配當及び一ケ年二十萬元の教育慈善事業費より今後補塡し且つ支那政府發行の欽渝庫劵一千四百萬法を擔保として、この債務に對しては年五分の利息を付し一九四七年までに完濟することゝなつた。この期限後において尙債務の殘りある場合、その額については棒引するものとした。之卽ち一九三〇年二月の協定にして現在もなほこの協定の如く行は

れてゐる。

四、新四國借款團と佛國

曩に一九三六年四國借款團より脫退した米國は暫く對支投資を見合せたが、歐洲大戰中歐洲諸國が支那を顧みる遑がないのに乘じ、また一方には大戰を境として急激に增加せる日本の對支金融勢力の增大に對抗せんとして、遂に英佛日を誘ひ新四國借款團を結成した。

新四國借款團は一九二〇年十月十五日正式調印が行はれたが、其後參加各國の意見にも一致を缺き今日に至る迄一つの借款すら引受けたことを聞かない。

而して該借款團への佛國の參加銀行は東方滙理銀行であつた。

第二節　現　狀

現在支那に於て活躍しつつある佛國系金融機關は（一）銀行では東方滙理、中法工商、義品放款の諸銀行（二）其の他金融機關では萬國儲蓄會及法美保險公司である。是等金融機關に簡單に解說を加ふれば左の如し。

第一　銀　行

一、東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）

本行は一八七五年一月二十一日成立、佛領印度支那の開發を主眼とし、佛國に於けるコントワール・デスコント銀行、ソシエテ・ゼネラル銀行、巴里和蘭銀行の合同組織であつて、本店を巴里におき南洋群島、シャム、香港等に支店を有す

る。其の後一八七七年に上海北京に支店を設けたのを始めとして數ケ所の支店を開設した。

資本金は八百萬法（一株五百法、一萬六千株、四分の一拂込）であつて、其の後一九〇〇年には二千四百萬法となり、一九〇五年には三千六百萬法、一九一〇年には四千八百萬法、一九一九年には七千二百萬法、遂に一九三一年には一億二千萬法となつた。全額拂込である。

同行は設立の當初、紙幣の發行權を政府より付與せられ、安南佛領各沿海屬領一帶に同行紙幣の流通を見、且つ本國親銀行の資金援助、經營指導其の宜しきを得た爲、業務は順調に進展し植民地に於ける同行の勢力頗る大である。殊に佛領印度支那全體に亘る金融上の實勢力を握り、其の信用愈々擴大して一八八八年には印度支那に於ける中央銀行たるのみならず、更に極東に於ける佛國の利益を代表する政府機關たるの特質を帶びるに至つた。

日清戰爭後支那の門戶は開放され列强は相競つて投資し、鐵道鑛產其他の利權を獲得したが、佛國も亦同行をして此の任務に當らしめた。

二、中法工商銀行 （Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie.）

本行の沿革に就いては前項に於て詳述したが、一九二二年十月三日に創立された同行の原名は中法實業銀行（Banque Industrielle de Chine）であつて資本原額は一千萬法である。一九二五年十一月二十六日に至つて改組され、資本金は二千萬法に增加し中法工商銀行と改稱された。一九二六年十二月二十六日、四千萬法に增資され、更にそれより四年も經過せざる一九三〇年九月十二日には五千萬法に增加された。その中支那政府持株は一千萬法、拂込資本は五千萬法である。

同行は普通の商業銀行として資本の自由其他の點に於て勿論東方滙理銀行に及ぶべくもなく、破綻前の如きは顧客の吸

收に業務の擴張に積極的に力を致し相當の成績を擧げて居た。

三、義品放款銀行　(Crédit Foncier d'Extrême-Orient.)

同行は佛白二國の合辦組織にして本店をブラッセルに置き、一九〇七年に初めて天津に支店を設け法比銀行と稱し一九一〇年現在名に改稱した。天津では多くの土地家屋を所有し不動產事業を經營してゐる。上海に支店を設置したのは一九一二年にして、佛租界に土地家屋を有し、上海伯利南路の煉瓦製造工場は同行の創辦にかかる。又巴里の最も有名な保險會社の一切の業務を代理してゐる。最近營業發達に伴ひ、漢口、北京、濟南、香港、シンガポール等にも支店を設けるに至つたが、其の後營業上の都合に依り北京、濟南二ケ所の支店を廢止した。

同行の業務は土地家屋財產の不動產金融を重要業務となし、拂込資本は初め僅かに四百十五萬法に過ぎなかつたが漸次增加して千萬法となり、一九二七年には七千萬法に達した。

四、滙源銀行　(Uuion Mobilière)

同行は一九二一年創立　當初は合名會社として佛國商法四七條に據り一九二一年十二月十五日に在上海佛總領事館の正式の登錄によりて成立した銀行である。一九二五年の春業務の發展に伴ひ、登錄を改めて有限株式會社となつた。その營業方針は支那市場の各種の信賴すべき有價證券に投資することを主眼としてゐる。同行は今日迄增資を爲すこと六回、現在拂込資本は二百萬元である。

第二　其他の金融機關

一、萬國儲蓄會 (International Savings Society. Société Internationale d'Epargue)

萬國儲蓄會は支那の割增金付儲蓄會の嚆矢にして佛國商人の創始にかゝる。

民國元年三月財政部の認可を經て設立され、同年八月上海に於て開業した。此會は又佛國の法令に遵ひ、上海佛國領事館に登記されてゐる。最初の資本金は四萬兩と定められたが僅かに其半ばを拂込みたるに過ぎなかつた。民國三年に六萬五千兩に增資したがこれ亦二萬三千三百兩を收めたのみで、十三年始に至り、辛うじて半額に達した。同時に更に二百萬法の增資をなし、先づ四分の一を拂込んだ。民國二十年規模漸く大となり、元資本を一百萬兩、法資本を八百萬法と定め、全額を拂込んだ。これは國幣二百八十萬元弱に當る。此會の規則は儲蓄者を三種に分つてゐる。卽ち全會は每月十二元、半會は每月六元、四分の一會は每月三元である。最初の加入者は二百五十家にすぎなかつたが、二十五年（一九三六年）の終りには儲蓄額四千萬元に達し、加入會の實數は約八萬會に上つた。

二、中法建築公司 (Société Financière d'Enterprises en Chine)

以上の如き代表的金融機關の他に支那事變の深化殊に支那側の西南開發工作に呼應して佛國對支新投資機關の設立を見左の如き內容を有すると傳へられる。

（イ）名稱　中法建築公司（若しくは支那企業金融會社）(Société Financière d'Enterprises en Chine) 事務所を河內に置く

（ロ）成立年月　一九三八年六月（上海佛蘭西領事館に登記）

（ハ）目的　（一）支那の商工業開發に資すべき性質の工業、商業、金融上のあらゆる企業、建築事業及びあらゆる種類の事業

(二)特に南寧（廣西省）と鎭南（雲南省）とを連絡する鐵道建設のため所用材料及び裝備を供給すること

(ニ)資本金　二萬四千磅

資本構成　四九％（佛國銀行團）五一％（中國建設銀公司）

(ホ)此の會社の設立せられた主要目的は廣西省と印度支那とを連絡する一鐵道の敷設を目的とせるものであつて、該鐵道契約は事變勃發前約二年と云はれる。

中法建築公司を除いた各種金融機關の概觀及び民國二十六年全國銀行年鑑より得られた佛國在支銀行の貸借對照表を左に掲げよう。

第二十七表　佛國在支銀行貸借對照表

（一）イ、東方匯理銀行（一九三五年末　單位法）

資産		負債	
現金及佛蘭西銀行預金	二八二、九五二、三八二	資本金	一二〇、〇〇〇、〇〇〇
代理店勘定	五五五、六五七、二九〇	法定積立金	一三三、五七五、〇一三
植民地政府勘定	二三、五六〇、〇〇〇	代理店勘定	三〇、八二一、八九〇
擔保付コール	八三〇、五四〇、六八三	兌換券發行高	九三七、四四四、五九七
國庫金	七、六二四、七二一	安南國庫勘定	九八、二五六、三四六
共同貸付金	八、八一七、三四九	當座預金	八六〇、二八〇、七五一
土地建物	八、〇〇〇、〇〇〇	定期預金	三二、七六九、八九〇

取立手形	五六、九五六、八二三	取立金	八二三、二一五、一一九
有價證券及國防公債	四四七、二二〇、〇五一	支拂手形	七、五二一、一八六
諸向借	一二三、〇二三、三八四	未拂配當金	五、四三七、〇〇八
		損益勘定	二六、八五〇、〇〇六
		諸向貸	二九、一九〇、八七五
合計	二、三五四、三五二、六八三	合計	二、三五四、三五二、六八三

ロ、東方匯理銀行（一九三六年末　單位法）

資産		負債	
現金及佛蘭西銀行預金	五一、四五〇、七五六	資本	一二〇、〇〇〇、〇〇〇
代理店勘定	一、一四七、四二八、四八四	法定積立金	一三五、三四七、九九二
植民地政府勘定	二三、八二〇、〇〇〇	代理店勘定	三七、二三〇、七八七
擔保付コール	六七九、八四五、〇七九	兌換券發行高	一、二〇一、七八一、一七五
有價證券及國防公債	五六五、四〇一、二九九	安南國庫勘定	八、八八八、八五八
國庫金	七、四八九、五二四	當座預金	九六〇、四四九、三三八
共同貸付金	七、九三三、七九一	定期預金	二〇、〇二三、三三四
土地建物	八、〇〇〇、〇〇〇	取立金	一七二、二三五、九二九
取立手形	五一、四四四、九六二	支拂手形	七、二六六、三七六
諸向借	一八八、三三六、三八三	未拂配當金	五、七九五、八四五
		損益勘定	三三、〇二三、〇七九
		諸向貸	二九、一一六、三三五
合計	二、七三一、一四〇、六三八	合計	二、七三一、一四〇、六三八

（二）匯源銀行（一九三六年末 單位元）

資產		負債	
開業費	二八、六一八	拂込資本	二、〇〇〇、〇〇〇
除銷却	二八、六一七	積立金	三五〇、〇〇〇
營業用器具	一三、四四八	預金勘定	六九一、六〇八
除評價替	一三、四四七	諸向貸	九三五、四三八
商業投資	三三五、六三一	定期預金	四六八、一五九
有價證券	一、九八三、八四五	支拂手形	四八、七六〇
受取手形	一、四五五、八七二	株式未拂利子	七八二
擔保貸付	四三九、〇四六	其他負債	九八、六三三
諸向借	一四八、六四二	損益勘定	二〇四、〇二三
其他資產	九八、六三五		
手許現金及諸銀行預金	三三五、七三一		
合計	四、七九七、四〇四	合計	四、七九七、四〇四

（三）義品放款銀行（一九三六年末 單位法）

資產		負債	
開業費及營業用資產什器	一六一、三八五	資本	七〇、〇〇〇、〇〇〇
各種貸付	三九、〇一七、六九八	積立金	三、〇一九、六八九
土地建物受取金及有價證券	六九、六九九、五六八	債券償還基金	一五七、〇〇〇
爲替手形	二、五四七、二六一	諸向貸	一五、九二四、〇八一

資産		負債	
其他資産	四四七、八一六	爲替手形	二、〇二五、〇〇〇
		其他負債	二四四、六二八
		損益勘定	七、五四三、三三〇
合計	一〇七、九〇三、七二八	合計	一〇七、九〇三、七二八

（四）中法工商銀行（一九三六年末　單位法）

資産		負債	
手許現金及他行預ケ金	六五、五五九、七四一	資本	五〇、〇〇〇、〇〇〇
割引手形	六三、七九四、〇一三	法定積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
擔保付貸付	一六五、一一三、六七〇	運用基金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
諸向借	一九、八七四、九四六	預金	二五三、八四三、三九八
工商銀行	五、〇〇〇、〇〇〇	諸向貸	八、八〇三、六五五
受取手形	六、四二九、五八一	支拂手形	二、一〇三、一〇五
受取保證	二一、九六五、八三一	支拂承諾	六、四二九、五八一
取立手形見込	四、二三五、一五四	支拂手形	二一、九六五、八三一
有價證券	二八、七九一、二六五	取立手形	四、二三五、一五四
營業用土地建物	一六、〇二四、四四一	極東支店勘定	四、七七七、七八六
代金取立	二一、七八七、〇一三	代金取立	二一、七八七、〇一三
損益勘定	三四九、八六八		
合計	四一八、九三五、五三三	合計	四一八、九三五、五三三

第二十八表　佛國在支金融及投資機關概況

機關名	設立年	本店所在地	公稱資本金	拂込資本金	支店所在地	備考
一、銀行						
(1)東方匯理銀行 Banque de L'Indo-Chine	一八七五	巴里	一二〇、〇〇〇、〇〇〇法	一二〇、〇〇〇、〇〇〇法	上海、天津、北京、漢口、香港、廣東、昆明	一、本行は鐵道、鑛產及其他佛國利權活動の投資的役割を任務とす 二、取引銀行 National Provincial Bank, Ltd., Comptoir National d'Escompte de Paris; Crédit Lyonnais, French American Banking Corporation, Lazard Freres. 三、代理保險會社 L'Alliance Regionale de France, Paris (阿里仁保險公司) Assurance France-Asiatique (保太保險公司) L'Urbaine Fire Insurance Co., Ltd. (於培保險公司) 四、通貨發行の特權を有し、發行兌換券は滇越鐵道開通後雲南省南部各地に流通してゐる
(2)中法工商銀行 Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et L'Industrie	一九二三	巴里	五〇、〇〇〇、〇〇〇法	五〇、〇〇〇、〇〇〇法	北京、天津、上海、香港	一、企業形態、佛支合辦(佛蘭西法律に依り登記) 二、沿革、本行の前身は一九一三年七月五日に設立された「中法實業銀行」(Banque Industrièlle de Chine)であつて、本店を巴里におき支店は天津、上海、奉天、福州、香港、廣東、漢口、濟南、汕頭、北平、雲南に置いた。資本は二五〇、〇〇〇、〇〇〇法(内公募資本一五〇、〇〇〇、〇〇〇法、半額拂込、三分の二は佛國側三分の一は支那側出資である)

						總裁 Andre Berthelot(佛) 王克敏(支) 紙幣發行高 二、三五四、五三八元(一九二一年七月現在) 休業原因 一九二〇年銀爲替思惑の失敗支那米穀商の破綻に基く回收難並擔保品値下り等の爲め損失約四〇〇、〇〇〇、〇〇〇法を招き經營難に陷つた。 支拂停止期日 一九二一年七月一日 支那銀行代理兌換額 二、九九〇、〇〇〇元(改設後回收)同行休業後「中法實業管理公司」一九二二年一〇月三日成立、本店巴里 資本 公稱一〇、〇〇〇、〇〇〇法、拂込三五〇、〇〇〇法を組織して整理に着手
(3)義品放款銀行 Crédit Foncier d' Extrême-Orient	一九〇七	ブラッセル(白耳義)	七〇、〇〇〇、〇〇〇法	七〇、〇〇〇、〇〇〇法	天津、漢口、上海、香港	一、企業形態 佛白合辦 二、取引銀行 Banque de Paris et des Pays-Bas, Banque Belge pour L'Etrangère, Banque d'Outremer-Société Française de Banque et Dépôts. 三、營業種目 天津、上海、漢口、其他支那各通商港及極東に於ける不動產金融、同經營、設計及建築業、煉瓦製造業、火災保險代理業
(4)法商匯源銀行 Union Mobilière (Société Française de Banque et de Placements)	一九二一	上海	二、〇〇〇、〇〇〇元	二、〇〇〇、〇〇〇元	天津	一、營業種目 市場流通性ある有價證券投資を目的とす 二、天津にては商號に「信託」を冠し「匯源信託銀行」と稱す
二、一般投資機關						
(5)中法銀公司 Crédit Franco-Chinoise		上海				一、營業種目 信託

(6)萬國儲蓄會 International Savings Society (Société Internationale d'Épargne)	一九一二	上海	二、九九七、二〇三元	二、九九七、二〇三元	天津、香港、北京、廣東、福州、漢口、雲南、青島、重慶	一、設立 一八六七年七月二四日の佛國政府法に依り一九一二年 Public Savings Company, 佛 "Société Anonyme" として組織、一九二五年二月十九日及一九二七年一月十七日上海佛國總領事館に登記 二、取引銀行 Banque de L'Indo-Chine, Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie' Hongkong & Shanghai Banking Corporation.
(7)中國建業地產公司 Foncière et Immobilière de Chine	一九二二	上海				一、營業種目 不動產代理經營、家屋の建設不動產の管理及投資並に金融
(8)天津中法義隆房產公司 Société Foncière Franco-Chinoise de Tientsin (Société Anonyme)		天津	二〇〇、〇〇〇兩	二〇〇、〇〇〇兩		一、營業種目 不動產金融 二、取引銀行 義品放款銀行
(9)保太水火保險公司 Assurance Franco-Asiatique		上海			北京、香港、南京、廣東、天津	一、營業種目 火災、海上及自動車保險

(10)法美保險公司 Compagnie Franco Americaine D'Assurances		上　　海			代理店 漢　口	一、營業種目　保險及再保險
(11)長安保險公司 La National Fire Insurance Co., L'd. of Paris		支那總代理 店上海			代理店 天津、寧波	
(12)余平燕梳有限公司 L'Urbaine Fire Co., Ltd.		巴　　里			(分　行) 香　港 (代理店) 天津、廣東	
(13)永興洋行保險部 Oliver-Chine (S.A)		巴　　里			上海、杭州	一、營業種目　毛製品、金屬、雜貨、藥品タイヤー、穀類の輸入、生糸、茶、麥稈帽、棉花、藥材、皮毛、雜貨の輸出業を營む 二、代理保險會社 L'Abelle Fire Insurance Co., Ltd. of Paris La National Fire Insurance Co, Ltd of Paris
(14)囉於仁保險公司 L'Union Fire, Accident & General Insurance Co.		巴　　里	五0、000、000法		代理店 天津、廣東	一、代理店　備克洋行、匯豐銀行 二、營業種目　火災保險 三、統制會社　The New York Life Insurance Co.

第六章　借款及投資

第一節　借款活動の沿革

第一　日清戰爭以前

佛國の對支借款活動の端緒として明確にそれを認め得るものは一八九五年の露佛共同借款であるが、既にそれ以前に於ても佛國は支那に於て借款乃至投資活動をなし得べき素地を漸次築きつゝあつたことは、當時の對安南政策及對支政治的軍事的進出に於て明かに窺ひ得るところである。これ等の經緯を茲に詳述することは避けるが、一八八四年の巴里覺書の成立を通じ、翌年六月九日に李鴻章・パトノートル間に締結された修好通商和平條約は、その後激烈を極めた列强の對支鐵道利權獲得競爭場裡に佛國の進出を約束せしめたものと云ひ得よう。卽ち本條約に依つて支那は佛國に諒山、老開を與へ、安南宗主權を讓渡し、陸境貿易に關する條件を附し、而して又支那が鐵道建設をなす場合にはその工作を佛國に委任すべきことを約したのである。

他方當時既に佛國は貿易方面に於て相當の對支投資をなしてゐたものと察せられ、且つ又布教施設の方面に於ては早くより特異の進出をなしてゐたことは後に文化投資の項に於て詳述するところであるが、この時代の佛國の對支投資額に關しては何分詳細な調査を缺き、正確な數字を擧げることが出來ない。僅かに一例として R.C. Levy が一八九七年に於て佛國が支那に有してゐた諸利益を五億法と推算してゐることを茲に擧げ得るのみである。

第二　日清戰爭以後

一、一八九五年露佛借款

日清戰爭の終結による馬關條約の締結の結果、支那は日本に二億二千萬兩の賠償金を支拂ふこと丶なつたが、その調達に際して支那は總稅務司ロバート・ハートに意見を徵した所、歐洲に於て國債を募集すべきことを上申し、これに對し露・佛は英國の對支支配が强大となることを恐れ、玆に露國は自己の手中にその權益を收めんことを策し、資力なきにも拘らず支那の借款に應じようとした。右借款の設定を繞つて英國と露佛間に烈しい抗爭があつたが、迂餘曲折の後結局一八九五年六月二十四日露國藏相と佛國の六銀行團及び露國の四銀行團との間に期限三十六ケ年、利率四分、露政府保證の下に四億法を支那に貸與する所謂「露佛借款」が成立した。その契約内容は次の如くである。

一、金額　四億法（四箇國貨幣に換算せる金額、英貨千五百八十二萬磅、獨貨三億二千三百二十萬馬克、露貨一億金留露貨一億九千百二十萬フローリン）

二、利率　年五分、毎年一月一日及七月一日の二回に支拂

三、償還期限　三十六ケ年、但し元本の償還は一八九六年三月より開始し、毎年三月露都に在る國際商業銀行（Banque Internationale de Commerce à St. Pétersbourg）に於て抽籤方法に依る

四、免稅條項　本公債證書及利札に對しては支那側に於て現在及將來に亘り永久に如何なる種類の課稅をも爲さゞる事

五、支那政府手取額　九十四、八分の一

六、手數料　佛國に於ける印紙稅並に公債證書の作成及び交付に關する經費は支那政府の負擔とす、尙ほ支那政府は本公債の元利拂の事務を取扱ふ銀行に對しその支拂額の四分の一%の手數料を支拂ふ

七、優先權　支那政府は豫め本銀行團の諒解を得るに非ざれば一八九六年一月十五日までは自ら外債を發行せざるのみならず支那政府の保證ある外債を發行せしめざること、但し戰爭の場合はこの限に非ず

八、不可抗力條項　異常なる事變が突發し、例へば佛公債が平價以下に、又露國の四分利公債が九十八、二分の一以下に下落せるが如き場合には銀行團は本契約の履行を拒むことを得

九、各銀行の引受額（詳細は略す）佛蘭西六銀行引受額は二億五千萬法、露西亞四銀行引受額一億五千萬法とす

十、擔保　海關收入並に關稅證書を以てする外に、露國政府が本公債の元利支拂に對し無條件の保證を爲す

而して本公債は一八九五年七月パリ、ペテログラード、ブラッセル、ジュネーヴ、アムステルダムの五ケ所に於て發行された。因みに本借款は辛亥革命當時に於ても尙ほ四億二千三百九萬四千九百七十八法の未償還額があつたが、後に英獨よりの借款に依つて返濟したものゝ如くである。又本借款は、露國の持分が一九一七年のロシア革命に依つて在巴里の諸銀行に移管せられたこと及び國際商業銀行の整理問題等を繞つて複雜な經緯をとつたこと、更に歐洲大戰後の法の暴落を契機として外債支拂に關する所謂「金フラン問題」を生じたことを玆に附記して置く。

二、鐵道利權獲得

一八九五年より一九〇〇年の間に佛國が支那との間に設定した借款契約は前記露佛借款のみにすぎないが、これを政治的活動及び鐵道利權獲得の分野について見れば、この間相當活潑な動きが見られる。卽ち政治的には紅河より湄江に至る

東京と淸國との國境確定條約の締結に續き、雲南、安南間及び龍脾塞、黑江間の境界に關し佛國に有利な解決を行つた。鐵道利權に關しては、印度支那諒山より廣西省龍州に至る鐵道敷設權を獲得し、更に他の利權としては雲南省、廣西省及廣東省に於ける鑛山經營に關し技師その他所要人物を佛國に求むべきを約させた。次いで一八九七年海南島不割讓協定を締結し、更に佛國と共に白耳義シンジケートに藉口して京漢鐵道借款の設定に猛運動を行ひ「武昌取極」、「上海取極」を通じ蘆洪鐵路借款（金額一億一千二百五十萬法）を結ぶに至つた。右は英米の反對に遭つて挫折したが、他方、龍州鐵道を廣西省の南寧及百色方面にまで延長する權利及び百色河の流域又は紅河の流域を貫き安南國境と廣西省首都とを結ぶ鐵道敷設權を獲得することに成功したのである。

かくの如く佛國は當時鐵道敷設權の獲得に着々成功したとはいふものゝ、實際に鐵道敷設經營に當つてゐたものは僅かに諒山——ブランツォン間の一小軌道鐵道にすぎなかつた。が、一八九八年雲南鐵道敷設經營の特許權を獲得するに及んで、實際の活動も漸くその緒についた。卽ち、右特許權の獲得と共に、佛國下院は印度支那政廳に對して雲南鐵道會社に補助を與ふべき權利を賦與し、一方同政廳は巴里の有力な資本家が組織するシンジケートに雲南鐵道の建設並營業の特許權を許可することにより遂に一九〇三年に至つて「滇越鐵路公司」（La Compagnie Française des Chemins de Fer de Indo-Chine et du Yunnan）が創立されたのである。因みに佛國は右公司の創立に際して支那と「中法合訂滇越鐵路章程」を取結んだが、右公司は形式上の合辦にすぎず、實際上は純然たる佛國の會社であつて、鐵道は佛國の所有財産である。

又これより先一九〇〇年には佛白兩財團の共同出資の下に資本金百萬法の支那鐵道及電車會社が設立されたが、同會社は後述する如く汴洛鐵道借款の引受をなしてゐる。

第三　團匪事變より辛亥革命迄

一、團匪賠償金

一九〇〇年に勃發した團匪事件は再び支那に尨大な對外債務を負はすに至つた。本賠償金の各國取分を見ると佛國分は七〇、八七八、二四〇兩で、總額の一五％七五を占めてゐる。この賠償金はその後國際關係に幾多の葛藤を生じたが、これを佛國との關係について見れば、一八九五年の露佛借款と同樣大戰後フラン貨の暴落を契機として所謂「金フラン問題」(Gold Franc Controversy) を惹起したことを擧げねばならぬ。この紛爭は賠償金支拂に際して支那がT・T・相場に依らんとしたのに對し佛國側は金貨法に依るべしと主張したことに生じたものであるが、一九二五年の協定に依つて遂に佛國の勝利に歸したのである。

二、京漢鐵道借款、一九〇八年英佛借款、正太鐵道借款及汴洛鐵道借款

團匪事件から辛亥革命に至る期間は支那の鐵道利權獲得を繞つて列强間に烈しい競爭を生じた時代であるが、この間に伍して英國は屢々利益範圍劃定、共同借款の設定等の方法を通じて他國と協調をはかり、以て既得權益の擁護乃至は競爭國の進出を防止することに努めた。これを英佛間の關係について見れば、一八九六年及一九〇五年の英佛協定があり、前者は利益範圍協定、後者は英佛資本の合作協定であるが、これらは前項の鐵道利權獲得競爭期に密接に連續することは云ふ迄もない。

A、京　漢　鐵　道

元來京漢鐵道（又は盧漢鐵道、北京・漢口間）については既に一八八九年張之洞に依つて建設の必要が上奏されたのであるが、これが具體化は一八九七年英米資本家との間に契約が成立しようとする一歩前で、好條件を以て競爭した白耳義財團に結局落手したのである。これに對して英國及獨逸の反對があつたが、遂に一八九八年六月、上海に於て、京漢鐵道借款契約が成立した。

本借款は白耳義の支那鐵道研究會社（Société d'Etudes Chemins de Fer en Chine）引受、借款金額一億一千二百五十萬法（四百五十萬磅）、利率年五分、償還年限二十年、擔保は支那政府の一般收入、本鐵道の純益金及び本鐵道全財產等々の規定（三十九ケ條）に依るものである。

かくの如く表面は全く白耳義の借款の如くであるが、實際には、當時支那政府顧問であつた獨逸人 Gustav Detring の指摘した如く、本鐵道は正に佛國がイニシアテイヴを採り、併せて露國がこれを支援したものである。即ち本公債は一八八九年、巴里及ブラツセルに於て募債した。因みにこの借款金額のみでは本鐵道完成に不足を來し、更に同一條件を以て一九〇五年一千二百五十萬法の追加借款を起して、結局同年十一月全線の開通を見たのである。

本借款はその後日露戰爭後の利權回收運動に依つて一九〇八年の英佛借款に依りて買戻され、鐵道所有は支那政府に歸した。

B、一九〇八年英佛借款

英佛借款の內容は大略次の如くである。

一、借款金額五百萬磅、二、目的（イ）その八割を以て京漢鐵道公債の買入償却に當て、（ロ）爾餘の二割は郵傳部の管內

に在る公共生産事業に充つ、三、利率、最初の十五箇年は年五分、その後は四分五厘、四、償還年限は三十箇年但し十年間据置、五、支那政府手取額は九四%、六、擔保は（イ）江蘇省の新附加税及家屋税（ロ）浙江省の家屋税、酒税、質屋免許税、地劵税及び鹽の新舊附加税（ハ）湖北省の諸税　七、引受は滙豊銀行と東方滙理銀行との折半に依る。

因みに本借款の殘額は一九三九年一月一日現在に於て全額二十五萬磅、即ち佛國引受分に對しては十二萬五千磅である。

C、正太鐵道借款

正太鐵道（京漢線正定より太原に至る二百五十粁、一名山西鐵道）建設の議は團匪事件に依つて一時停滯したが、一九〇二年に至り盛宣懷は政府より命を受け露淸銀行代表ヴェールングとの間に四千萬法五分利付の借款契約を結んで實現の運びとなつた、本借款は一九〇三年巴里に於て發行されて露淸銀行内の佛國財團が引受けたもので、總ての事情を綜合すると正に純然たる佛國の借款と見るべく、尙ほ同銀行は正式に本鐵道の運營權を佛國の支那鐵道建設開發會社（Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine）に移讓してゐた。

本借款はさきの京漢鐵道借款と殆ど同一の形をとつた。

D、汴洛鐵道借款

汴洛鐵道（Pien-Lo Railway）とは河南〔洛陽〕と開封〔汴梁〕との間〔百八十六粁〕も亦京漢鐵道の培養線として關係深いものである。

一九〇三年十一月十二日上海に於て調印された五分利付二千五百萬法の汴洛鐵道借款は、白耳義の支那鐵道及電車會社（Compagnie Générale de Chemins de Fer et de Tramways en Chine）の引受に係るものである。本契約の當事者たる支那

鐵道及電車會社は一九〇〇年三月二十六日ブラッセルに於て白耳義國法の下に白耳義の資本を以て設立された會社であつて、本契約上の契約者はこの會社に限り、而して本會社は本契約上の權利を白耳義以外の國家及國民に移轉することを禁ぜられてゐた。

然るに、一九〇四年一月、本公債が未だ發行せられない以前に、佛白兩國財團間に相互の占むべき地位に關して意見の不一致を生じて困難な事態に立到つたが、結局佛白兩國間に技師長の任命權その他一切の點に於て平等の原則を採用することになり、この問題は落着した。

仍て一九〇五年五月、二千五百萬法の半額は巴里に於て發行され爾餘の半額も同年十二月同じく巴里に於て發行せられたが、この巴里發行の件については政府側に難色があつて容易に同政府の承認を得なかつた。かくして一九〇五年起工せられたが、洪水その他の爲めに特に豫定以上の經費を必要とし、一九〇七年更に五分利付六千萬法の追加借款を起すの已むなきに至つた。卽ち百八十六粁の鐵道の建設に四千萬法を支出する計算となつたのである。こゝに本借款契約の主な內容を示せば次の如くである。

一九〇三年、一九〇七年汴洛鐵路公債

發行期日　一九〇三年十二月　二五、〇〇〇、〇〇〇法
　　　　　一九〇七年　　　　一六、〇〇〇、〇〇〇法

債務者　支那鐵道電車會社　(La Compagnie Générale de Chemins de Fer et de Tramways en Chine)

用途　開封洛陽間鐵路及支線敷設

擔保　本鐵路財產收入、該路行政及工程の全權の管理

利　　息　年五分
期　　限　三十年　一九一五年四月より償還開始
償還取扱機關　在ブラッセル　巴里和蘭銀行
　　　　　　　在　中　國　華北銀行
備考　本借款の償還は一九一五年より償還される筈であつたが、當時政府の財政が困窮してゐた爲めに比國鐵路公司と商議の結果一九二〇年より償還を開始することゝなつた。

因みに本借款は一九三九年一月一日現在で尚二千三百五十萬法の殘額がある（Finance & Commerce, Jan. 25th, 1939 誌上の E. Kann 及び J. Baylin の調査に依る）。

三、湖廣鐵道（粤漢及川漢）借款又は舊四國借款

湖廣鐵道とは粤漢線（漢口―廣東間）と川漢線（漢口―四川間）の總稱である。粤漢線は初め一八九七年盛宣懷が該鐵道敷設の必要を上奏したことに端を發する。その後一八九八年に華盛頓に於て伍廷芳、米支開拓會社（American China Development Co.）の間に鐵道敷設の調印がなされたが、その間に種々の錯誤があり失敗に歸した。而して第二次米支間の追加契約調印を經たが、白耳義財團が右米支開拓會社の乘取りを企てたのを始め、米西戰爭（一八九八）、南阿戰爭（一八九九―一九〇二）等の幾多の障害があつた。かくの如き經緯の後該鐵道敷設權はモルガン財團に依つて米國の回收する處となつたが、恰もその頃より支那の利權回收運動は熾烈となり、一九〇五年には張之洞の運動に依つて米支開拓會社より買戻契約の成立を見た。然し結局該鐵道の建設資金は外國に仰ぐことゝなり、英支會社（British and Chinese Corporation）に借款を申込むことになつた。而して英支會社は先に一九〇五年佛國財團と提携すべき協定を結んでゐたので、茲に佛國

が登場することゝなつたのである。かくして交渉が延引して居る間に獨亞銀行も亦進出して來て、遂に一九〇九年六月六日、張之洞と英獨佛の三國財團との間に粤漢鐵道及川漢鐵道を併せて借款契約が成立した。然るに川漢鐵道に對する優先的立場を有する米國の參加はこれを拒むことが出來ず、依つて一九一〇年巴里に四國銀行家が參集して四國借款團の協定を見た。一方支那の鐵道國有運動も實現し、その建設資金調達の爲め茲に商議開始より二年有半を經た一九一一年正月二十日所謂湖廣鐵道借款の調印を了したのである。

一九一一年湖廣鐵道借款の契約內容は凡そ左の如くである。

一、契約は北京で行はる、四國の引受銀行名は獨逸=Deutsch-Asiatische Bank. 英國=Honkong-Shanghai Banking Corporation. 佛國=Banque de l'Indo-Chine. 米國=(1) J.P. Morgan & Co. (2) Kuhn, Loeb & Co. (3) The First National Bank. (4) The National City Bank.

二、借款金額六百萬磅

三、利率年五分

四、使途（イ）米支開發會社發行に係る公債二百二十二萬二千弗の償還金、（ロ）武昌、岳州、長沙、湖南省南境郴州道宜都縣の一地點に至る九百粁に達する所謂粤漢鐵道湖北及湖南部分の敷設資金、（ハ）廣水、襄陽、荊門州、宜昌に至る六百粁及宜昌、郴州に至る三百粁（後者は荊門州、漢陽に至る枝線に代へて新に加へたもの）所謂川漢鐵道湖北部の敷設資金に充當する、但しこれ等の豫定線路は郵傳部に於て變更を加へることがある。

五、完成期は着手後三箇年、尙湖北及湖南兩省に於て既に建設された鐵道は全部これを粤漢及川漢兩鐵路局に引繼ぐも

のとす。

六、償還年限は四十年とし、十箇年据置。

七、擔保、(イ)湖北及湖南兩省の一般釐金、(ロ)河川防衛の爲めに課する鹽税附加税、(ハ)湖北省の鹽の新附加税、(ニ)湖北及湖南相互間に移出入の米に對する税金中湖北省徵收分、(ホ)湖南省の鹽の釐金、以上の擔保に關し三、四の附加條件あり。

八、支那政府の手取額　九十五。

九、本公債の資金は歐米に於ける關係四國銀行に預入れし、必要に應じて支那に移送す。

十、本公債は四國銀行團の平等負擔なるも互に他の負擔分に對し責任を負ふことなし。

右の外尙ほ詳細な取極めがあるけれどもその記述は省略する。因みに六百萬磅の本借款は一九一一年六月、各引受銀行より發行されたが、豫ねて政府の鐵道國有政策殊に外資に依る建設に反對してゐた四川省民が猛烈に本借款に反對し、遂に辛亥革命を導くに至つた。その結果工事着手は不可能となつた爲め一九一三年債權國は債權確保の爲めの改訂をなし、結局辛亥革命後に成立した共和政府に依つて總ては引繼がれた。而して後述する如く一九三七年四月再び整理協定が行はれ、今日に至つたのである。

然し所謂舊四國借款團はその後も極めて複雜な經緯を辿つたものであつて、玆に簡單な變遷の跡を示すと次の如くである。

一九〇九年六月、英獨佛銀行團と支那政府との間に湖廣鐵道借款契約成立。

一九〇九年七月、英獨佛銀行相互間に支那の一般鐵道借款引受に關する引受協定成立。

一九一〇年五月、米國が參加す。

一九一〇年十一月、所謂舊四國借款團成立す。

一九一一年四月、英、米、獨、佛四國銀行家と支那政府との間に幣制改革及滿洲開發に關する借款契約成立す。

一九一一年五月、英、米、獨、佛と支那政府と湖廣鐵道借款成立す。

一九一二年六月、英、米、獨、佛、日、露の六國間に支那外債に關する協定成立す。

一九一三年三月、米國銀行家脫退す。

一九一三年九月、英、獨、佛三國銀行家は一九一〇年十一月の協定を廢棄し、米國亦之に同意す。

而して後に一九二〇年に至つて新四國借款團（日、英、米、佛）が成立するに至り、こゝにこれ等列强の相互關係は新なる局面の展開を示すに至つたのである。

第四　辛亥革命より歐洲大戰末期迄

一、總　説

一九一一年の幣制改革借款及湖廣鐵路借款は淸朝政府の最後の外債で、これを境として支那は革命期に入つたのである。この間借款團は事態を靜觀したが、一九一二年二月十二日淸朝は亡び、袁世凱自ら新共和國の大總統となるに及んで政情稍々安定し、且つ又支那財政の困窮は革命の混亂を通じて一層甚しくなり、否應なしに外國の援助を必要とするに至つたので、玆に再び列國の對支借款活動は開始された。即ちこの當時成立した借款としては一九一二年白耳義借款（一名英

白借款）、改革借款（一名善後借款）及びそれに附屬する五回の前貸金等々枚擧に遑がないが、この期間中に佛國の活躍した主なる借款は次の四つである。

一、一九一三年五ケ國（日、英、佛、獨、露）のなした所謂大善後借款

二、一九一四年中法實業銀行借款

三、一九一三年同成鐵道借款（佛、白共同）

四、一九一四年欽渝鐵道借款

尙ほこれに附隨して、或は他の關係に於て成立した、五個の小額の借款があつたやうであるが、その詳細に關しては確實な記錄がない。因みにリーマー教授に依る一九一三年十二月末現在の支那政府債務の佛國分は、一億一千百三十七萬餘米弗となつてをりその內容は次の如くである。

	總額	佛國持分	
	千米弗	%	千米弗
支那政府の一般目的			
一、一八九五年四分利金借款	五一、五二七	六三・五	三二、二〇四
二、一九一三年五分利善後借款	一二一、六六二	二九・七	三六、〇九三
小　計（A）			六八、二九八
鐵　道　債　務			
三、一九〇二年正太鐵道借款	七、四八六	一〇〇	七、四八六
四、一九〇八年英佛借款	二四、三三二	五〇	一二、一六六
五、一九一一年湖廣鐵道借款	二九、一九九	二五	七、二九九

六、一九〇三年及一九〇七年汴洛鐵道借款	七、九一三	五〇	三、九五六
七、一九一三年隴海鐵道借款	一九、四六六	五〇	九、七三三
八、一九一三年正太鐵道前貸金	四、八六七	五〇	二、四三三
小計（R）			四三、〇七六
總計（A及B合計）			一二一、三七四

二、一九一三年善後（又は改革）借款

湖廣鐵道借款に關說して曩に國際借款團の變化を要約して置いたが、それに續いて革命後の支那政府財政に深刻な影響を及ぼした。この尨大な一九一三年の善後借款も國際借款團の活動に係るものである。

本借款の成立に先立つて前後五回の前貸金があり、第一回目の前貸金は一九一二年二月の二百萬兩で右の鹽稅を擔保とした。續いて第二回目は同年三月百十萬兩を交附し、併せて今後の前貸金及善後借款に關して、（一）第一回前貸と併せて取扱ふ（二）鹽稅擔保（三）今後の前貸金につき四國財團の優先權を認む（四）近き將來に成立すべき善後借款にも亦優先權を認むこと等の規約を加へた。第三回目は、一九一二年五月三百萬兩を上海政府及北京政府に夫々半額宛、第四回目は、同年六月三百萬兩、第五回目は同年同月再び三百萬兩を夫々交付した。因みに日、露兩國の銀行が善後借款に參加したのは第五回目の交付金が渡し濟みとなつた二日後のことであるが、これ等前後五回に亘る前貸金合計一千二百十萬兩の殆ど全部は革命軍隊の解散費に充當せられた。善後借款そのものはその後十ケ月間の紛糾を經て一九一三年四月二十六日に調印せられたもので、その主な内容は次の如くである。

一、一九一三年四月二十六日、北京に於て支那政府を代表し首相、藏相、外相これに當り借款團側は滙豐銀行(英)、德華銀行(獨)、東方滙理銀行(滙)、露亞銀行(佛)及横濱正金銀行(日)を當事者とし、一般改革及行政の目的を以て本借款を起す。

二、借款金額は二千五百萬磅(五億一千百二十五萬馬克、六億三千百二十五萬法、二億三千六百七十五萬留、二億四千四百九十萬圓)。

三、利率は年五分。

四、使途、(イ)支那政府債務十二口合計四百三十一萬七千七百七十八磅の償還(ロ)各省政府の債務八口合計二百八十二萬磅の償還(ハ)近く償還期の到來する支那政府債務八口合計三百五十九萬磅餘の償還(ニ)軍隊解散費約三百萬磅(ホ)一九一三年上半期の一般行政費五百五十萬磅(ヘ)鹽政改革費二百萬磅(ト)其他は支那政府と銀行との協定に係る行政費に充當す。

五、擔保(イ)鹽稅總收入、但し既に鹽稅擔保とせる十二種の借款にして別に掲ぐる所のものの權利はこれを侵害せず、(ロ)海關稅收入の內既存擔保の餘剩部分に對して第一順位の擔保を設定す。

六、償還期限は四十七年、但し十年間据置。

七、支那政府の手取額は八十四。

八、本公債は五國銀行間に平等に分擔す、但し連帶責任を負はず。

大體右の如き條件の外に、尙ほ嚴重詳細な規定があるが玆では省略する。

即ち右に依つて知られる如く佛國は五百萬磅を東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）によつて引受けたのであるが、Finance & Commerce 誌の調に依ると該借款の一九三九年一月一日現在に於ける殘額は總額一千九百六十九萬餘磅でこの中佛國分は凡そ五百八十四萬磅と推算される（リーマーの調より推算す）。序でながら、本借款の發行地別内譯を示すと次表の如くである。

倫敦	七、四一六、六八〇磅	英國分	五、〇〇〇、〇〇〇
		露國分	三四五、二四〇
		日本分	二、〇七一、四四〇
巴里	七、四一六、六六〇磅	佛國分	五、〇〇〇、〇〇〇
		露國分	三四五、二四〇
		日本分	二、〇七一、四二〇
伯林	六、〇〇〇、〇〇〇磅	獨逸分	五、〇〇〇、〇〇〇
		露國分	一四二、八六〇
		日本分	八五七、一四〇
ペテログラード	二、七七七、七八〇磅	露國分	二、七七七、七八〇
ブラッセル	一、三八八、八八〇磅	露國分	一、三八八、八八〇

尚ほ露國に於ける發行分（劵面番號自五八六、六六八至七二五、五五六）は後に棄却せられた。

三、一九一四年中法實業銀行借款（浦口港借款）

善後借款に依る資金の大半は舊債の償却に充てられ、又殘餘も其の後半年を出でずして費消されたので、袁世凱は一九一二年再び多額の借款を申出でたが、擔保不充分の故に不成功に終つた。次ぎに成立した借款は佛國の中法實業銀行（Banque Industrielle de Chine）の引受に係るものである。

同借款は一九一三年成立し、翌一九一四年に發行された。その內容は次の如くである。卽ち契約額は一億五千萬法であるが實際は一億法である、使途は專ら產業の振興、公共土木事業に充て、而して先づ着手すべきものは浦口港の建設で、利率は年五分、償還年限は五十箇年であつて十五年据置きとなつた、擔保は本公債を以て建設した財產を以てし、支那政府手取額は八十四％、建設材料は支那產であれば利用し、外國品は佛國のものを使用することを規定した。

而して後に追加協定をなし、電車敷設、電車事業、水道工事の改善、市場建設、下水改造及び新設、公館の建設、道路建設等を規定した。

中法實業銀行はその後欽渝鐵道借款（一九一四年）をも引受けたが、一九二一年六月遂に破產するに至つた。佛國外務省の發表に依ると、同銀行から支那政府に融通した資金總額は二億六千萬法に達してゐる。同銀行と支那政府との關係は極めて複雜であるが、結局同銀行の救濟の爲めに更に一九二五年中法工商銀行借款を起し、同銀行は改組せられて中法工商銀行（Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie）となつたのである。尙ほ本問題に關しては「第五章佛國の對支金融勢力」を參照せられ度い。

四、鐵　道　借　款

以上は主として財政上の借款であるが、次にこの期間に於ける鐵道借款について述べて見よう。

淸朝末期に於ける列國の鐵道敷設利權獲得競爭に續いて共和國成立初期に於ても極めて多くの鐵道借款が成立した。佛國はこの期間に、同成及欽渝兩鐵道借款に應じた外に、白耳義に便乘して隴海鐵道借款にも亦深く關係した。

（A　隴秦豫海（隴海）鐵道借款　（一九一二年）

日清戰爭以來、鐵道關係に於て最も活潑した白耳義は、再び辛亥革命直後にも支那鐵道電車會社（Compagnie Générale de Chemins de Fer et Tramways en Chine）を動員して活躍した。同社は佛白兩國シンヂケートが一九〇〇年ブラッセルに設立したものであつて、資本の半額は佛國のものである。同社は先の汴洛鐵道の當事者であり且つ又隴海鐵道は汴洛鐵道の延長線であつて固より同社の優先權は規約せられてゐたのであるが、支那政府はこれを無視して一九一二年同じく白耳義の比國銀公司（Société Belge de Chemins de Fer en Chine）に本鐵道引受に關して交渉した。然し前記二會社は簡單に協定を了し、支那側の停滯があつたが、一九一二年九月隴海鐵道借款契約が調印せられた。その契約内容は凡そ次の如くである。

一、借款金額　二億五千萬法（四、二八八、二〇〇磅）

二、利率　年五分

三、使途（イ）蘭州と海州とを連絡（汴洛及洛潼兩鐵道、並清江、浦枝線を利用）する鐵道の建設費、（ロ）一九〇三年汴洛鐵道借款金四千萬法を期限前に償還（償還完了次第汴洛鐵道借款契約は廢棄、同鐵道は隴海鐵道の一部となす）、（ハ）汴洛鐵道の買收費、（ニ）清江、浦枝線の提供、（ホ）終點に當る海港の設備費、（ヘ）建設期間中の借款利子支拂

四、償還期限は四十年、但し十年間据置

五、擔保本鐵道の全財産及その收入

六、支那政府の手取額は九十四

等の外に尚ほ詳細な材料使用、運營等に關する規定がある。

かくして本借款は白耳義のみに於て發行されたが、この白耳義會社は資本關係に於て佛國と共有であるのみならず技師長、會計主任並に輸入材料の供給についても佛、白は同等の權利を有するものである。然るにその後右資金では不足したのを發見し、一九二〇年五月、追加借款として支那政府と支那鐵道會社及和蘭築港會社（Nederlandsche Maatschapij voor Havenverken）との間には八分利付一億五千萬白法及五千萬フロリンの國庫證券の發行契約が成立した。支那政府はその後一九二五年八分利付二千三百萬法の國庫證券を發行し借換を行つたが、借入先は不明である。更にその後に至つても本鐵道借款整理に關して屢々整理辦法の取極を行つた。例へば一九三六年八月の本外債整理辦法は、未拂額元金一億五千萬元、その利息一億元、合計約二億二千萬元の內、白耳義側の督促に依つて、結局從前の未拂利子及整理元金開始に至るまでの利息、合計一億五千萬元はこれを取消して圓滿解決を見るに至つたが、その規定の詳細は省略する。

その後更に同鐵道の寳成線延長計畫があつて比國銀公司（Société Belge de Chemins de Fer en Chine, Compagnie Générale de Chemins de Fer et de Tramways en Chine）との間に五千萬元（利率六分）の借款契約が成立した趣である。

因みに隴海鐵道關係借款は現在に於て次の如くである。

借款名	發行額	一九三九年一月現在額
1、一九一三年支那共和國五分利付金借款	四、二八八、二〇〇磅	四、二八八、〇〇〇磅
2、一九二〇年八分利付國庫證券	一三七、七四三、〇〇〇白法	一三七、七四三、〇〇〇白法
3、一九二〇年八分利付國庫證券	三一、四八三、〇〇〇ギルダ	三一、四八三、〇〇〇ギルダ
4、一九二五年八分利付國庫證券	二一、二五〇、〇〇〇法	二一、二五〇、〇〇〇法
5、一九二五年隴海鐵道八分利付公債	五、〇〇〇、〇〇〇元	五、〇〇〇、〇〇〇元

而してこれ等の借款は總て比國銀公司の引受に係かるものである。(Finance and Commerce, Jan. 25th, 1939 に據る)

(B)同成鐵道借款　(一九一三年)

本鐵道は革命直後一九一二年孫逸仙が支那全國鐵道會社總裁として上海に在つて頻りに鐵道の建設を畫策した當時、既に議に上り而もその當時彼を圍繞して各國間に相當熾烈な利權競爭が行はれたのに拘らず、遂に具體化するに至らなかつたものである。然るに孫逸仙失脚後翌一九一三年七月二十二日、白耳義の支那鐵道會社と佛蘭西の支那鐵道建設運營會社(Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine)とが共同して本鐵道の借款を引受けることになり、兩會社を代表するロベール・ド・ヴォと支那政府を代表する交通部長朱啓鈐及財政部長梁士詒との間に本鐵道の建設に關する一千萬磅の借款契約が締結された。

支那鐵道建設運營會社とは一九〇二年の正太鐵道借款四千萬法を引受けた露清銀行から同鐵道の運營權を讓受けた會社である。惟ふに右一九〇二年の借款は露清銀行內の佛國財團がこれを引受け、一九〇三年十二月巴里に於て發行したものであつて發行地から見ても純然たる佛國の借款である。

右兩會社が如何なる割合に於て借款を引受け又技師長及會計主任等を如何なる割合に於て出すか等の事柄は契約面に記載してないが、兩社間の取極に依り借款は折半してこれを分擔し、而して初めの十年間は白耳義會社が共同計算に於て一切のことを指圖し、その後は佛蘭西通稱山西會社がこれを行ふことになつてゐたのである。而して此の場合には二名宛の代表者を出して取締役會を組織すべき規定があつた。

(一)借款金額は一千萬磅

實際借款額內譯 { 七七〇、二一七磅 / 五、七九八、五一八佛法

(二)利率は年五分

(三)使途は(イ)大同成都間の鐵道建設及裝備費(ロ)同蒲鐵道會社の買收費(ハ)建設期間中の借款利子に充當するものとす

(四)償還年限は四十箇年、十年間据置

(五)擔保は鐵道の全財産及その收入に對し第一順位の抵當權を設定す、而して支那政府が元利の支拂を怠つた場合にはこの擔保に基く一切の權利を行使し得るものとす

(六)元利の支拂事務を取扱ふ手數料として會社は支拂高の一パーセントの四分の一を受くるものとす

本借款契約に基く公債は未だ發行されてゐないが支那政府は借款契約第十五條に依り六分利付の前貸金を受けた。

因みにE. Kannの調に依ると發行額七七〇、二一七磅及五、七九八、五一八佛法であつて一九三五年一月一日現在に於ては五七七、一七六磅及四、二五一、五六〇佛法の殘額を示してゐた。而して一九三五年には整理協定がなされた。

(C)欽渝鐵道借款（一九一四年）

欽渝鐵道とは廣東省欽州―廣西省南寧―百色―貴州省興義―雲南省羅平―雲南―四川省敍州―重慶間七百二哩の未成線である。

一九一三年袁世凱と中法實業銀行との間に成立した純然たる佛國の借款であつて、一九一四年調印せられたのである。右借款は歐洲大戰その他に妨げられ遂に公債未發行に終つたが、引受銀行（中法實業銀行）は支那政府に對し三千二百十一

萬五千法の前貸金を交付した。契約内容は左の如くである。

（一）借款金額六億法

（二）利率年五分

（三）償還年限五十箇年、十五箇年間据置

（四）擔保（イ）鐵道の全財産及收入（ロ）欽州港、その材料及その附屬品に對し第一順位の抵當權を設定するものとす、

支那政府が元利の支拂を怠りたる場合には擔保に基く行動の權利を行使し得るものとす

尙ほ本借款を引受けた中法實業銀行はその後破産し、中法工商銀行がこれに代つたが、最近再び問題が取上げられた由が傳へられるが、何等纏らないようである。

五、新四國借款團

支那に於ける國際借款團の活動の中舊四國借款團については既に述べたが、更に一九二〇年十月十五日米國政府の發議に依つて再び新四國借款團の成立を見た。新借款團（New Financial Consortium in China）は次の諸銀行、即ち

英國　Horgkong and Shanghai Banking Corporation.

佛國　Banque de l'Indo-Chine

日本　橫濱正金銀行

米國　(1) J.P. Morgan & Co., (2) Kuhn, Loeb & Co., (3) National City Bank, (4) Chase National Bank, (5) Guaranty Trust Company, (6) Lee, Higginson & Co., (7) The Continental and Commercial Trust and Savings Bank.

の組織する投資團體であつて、支那に關する一般の借款を統制せんとすると共に支那財政（更に政治にも）に對する國際的支配機關たらしめんとするものであつたが、支那側に於ける反對があつた許りでなく、借款團の組織に諸種の缺陷があつて遂に何事をもなさずして終つた。然し乍ら、この借款團があつた爲めに借款の濫發を防止したことは認むべきである（但し米國の所謂一九三三年棉麥借款は例外である）。因みに一九二三年五月の巴里に於ける借款團代表會議の發表したステートメントはこの借款團に關する重要な記錄である。

六、この期間中に於ける雜借款

辛亥革命より歐洲大戰末期迄の間に佛蘭西が關係した主要な對支借款は以上の如くであるが、尙ほこの外に中法實業銀行の支那政府に對する不良貸出が若干ある。これらの融通資金の使途は必ずしも明瞭でなく、たゞ名目上夫々名稱を有するにすぎないので、現在公式には殆ど發表されてゐないが、劉大鈞の調査(D.L. Lieu, Foreign Investments in China, 1929)に據れば次の如くである。

1、一九一六年以前の隴海鐵道借款利子支拂のため	五、二五〇、〇〇〇法
2、一九一七―二〇年中法實業借款利拂	二六、二九六、七二三法
3、一九一七―二〇年同上の元本返濟國庫證券	二九、五五〇、〇〇〇法
4、一九一七―二〇年欽渝鐵道第四次擴張資金	一六、二二一、七八一法
5、一九一八―二〇年商業保證銀行約束手形貸付	八二四、〇四四兩

第五　一九二一年以後

前述せる如く新四國借款團の成立以後新規に成立した支那外債は僅かに棉麥借款のみを擧げ得るにすぎぬが、たゞこの舊債の整理を目的とした借款契約は屢々締結されてゐる。これを佛國關係について見れば次の三つがある。

1、一九二五年中法工商銀行借款

2、一九三六年成渝鐵路七分利附借款

3、一九三七年湖廣鐵路借款延滯利息整理借款

一、一九二五年中法工商銀行借款

佛國は團匪賠償金に附隨して起つた諸問題について結局金フランに關しては米弗に評價替すべき協定に成功し、續いて一九二五年四月十二日團匪賠償金の利用方法に關する協定を取結んだ。本協定は今後佛國が取得すべき賠償金に相當する金額の五分利附米貨公債（二十三年の償還期限）を發行し左の用途に充當すべきことを約した。

(イ)中法實業銀行の極東に於ける債權者に交付

(ロ)教育及慈善事業を目的とする佛支協會に下附

(ハ)支那政府の所有する中法實業銀行の未拂込株式の整理

(ニ)同銀行に對する支那政府の債務整理

これより先、中法實業銀行（Banque Industrielle de Chine）は佛國籍を有し一、九一三年創業せられたが、開業以來不健全

な營業を續け、遂に一九二一年六月支拂停止の已むなきに至つた。同銀行は既に觸れた如く支那政府の不健全財政に對し數次の援助をなし、又同銀行株式の支那政府所有のものは未拂込となつて居た、又同銀行の支拂停止は同行に對する債權者特に極東に於ける多數の預金者に迷惑を及ぼした、佛、支兩國政府が同銀行の救濟に協同したのは、かかる理由に基くので、一九二五年五月二十七日中法工商銀行借款（中法五釐美金公債）の發行を見るに至つたのである。その契約內容は凡そ次の如くである。

發行期日　一九二五年五月二十七日

用　途　1、中法實業銀行の極東に於ける債權者救濟

2、同銀行株式中中國政府の未拂込資本金の支拂

3、同銀行に對する中國政府の借款の償還

4、佛支間の教育及慈善事業

發行額　四三、八九三、九〇〇米弗

額　面　五十弗

擔　保　團匪賠償金の內佛國に對する支拂停止部分

利　率　年五分

發行價格　一〇〇%

基金保管者　海關總稅務司

償還期限　二十三年にして一九二六年より開始

取扱銀行　東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）及上海中法工商銀行（Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie.）

〔備考〕中法實業銀行の破綻より中法工商銀行成立に至る沿革は第五章の記述を參照のこと
而して本借款の未償還は一九三九年一月一日現在にて二四・九一九、五〇〇米弗あり（Finance & Commerce, Jan. 11th. 1939. E. Kann の調査に依る）

二、成渝鐵道七分利付借款（一九三六年）

工事區間は差當り成都重慶間（五二三粁）に鐵道を敷設するのであるが、將來漢口まで延長して粤漢鐵路に連絡させる豫定といはれる。右佛國側よりの借款は財政部が中法工商銀行より借入れることに定め、昭和十一年五月以來巴里に於て双方商議中の處一九三六年契約が成立した由で、交渉の衝に當つた支那側代表劉府城の新聞記者に對する談話要領は左の如くである。

一、本借款額銀三四、五〇〇　〇〇〇元は年利七分借入後十五箇年間年賦償還とし佛國側に何等特殊利益を與へず

二、舊習を打破し借款關係者に於て一切コミツションを收受せず（從來支那に於ける借款額の一割を天引し關係者へ頭分けするを例とせる由）云々

尙ほ成渝鐵道は重慶成都間の鐵道であつてその建設の爲めに川黔鐵路公司の設立を見たのである。

川黔鐵路公司は一九三六年三月二十一日公布せられた川黔鐵路公司組織條例に依りて成立したものであつて、成渝鐵

及びこれに附帶する事業經營に當るものである。尙ほ條例の要旨に依ると

一、本公司は川黔鐵路特許股份有限公司と稱し、その營業期間を三十箇年とす

二、資本金總額は二千萬元（但し一九三七年五月材料費暴騰に依り五百萬元增資）その內譯次の如し

1、中國建設銀公司出資　一一、〇〇〇、〇〇〇元

2、鐵道部出資　四、五〇〇、〇〇〇元

3、四川省政府出資　四、五〇〇、〇〇〇元

三、業務（イ）成渝鐵道（重慶、成都間の幹線及內江、自流井間の支線）及びその他の建設並に經營

（ロ）政府の許可せる沿線その他の附帶的事業の兼營

と規定せられた。

然るに鐵道の建設費は約五千萬元を要すべきにつき本鐵路公司の資本以外に尙ほ借款の必要を生じ、以來複雜な交涉經緯を經たが、遂に前記借款契約が成立したものであつて、この借款の最も顯著な特徵はその鐵道を完全に支那側の支配下に置いたことである、但し二名の佛人技師を二年半の建設期間中のみ雇傭する規約である。

（註）確實なる所、建設費等一切の經費は五千六百萬元であつて、その內譯は次の如くである。

A、國內使用金

1、川黔鐵路公司分擔　二一、五〇〇、〇〇〇元

2、中法工商銀行分擔　七、〇〇〇、〇〇〇元

B、國外材料買入金

中法工商銀行に於て材料代二千七百五十萬元を引受

信託人　　中國建設銀公司

三、湖廣鐵道借款延滯利息整理借款（一九三七年）

一九三四年來英米佛駐支公使は支那政府外交部長に對し、一九一一年湖廣鐵道借款の不拂について注意を喚起した。即ち同借款の英米佛發行分については一九二九年十二月十五日期限第三七號利札の支拂があつただけで、爾後の利札十一枚不拂又獨逸發行分については一九二九年六月十五日期限第三六號利札が支拂はれただけで爾後の利札十二枚不拂の狀態にあつた。以來支那側孔財政部長、王正廷と米國側 J.P. Morgan & Co. 及びAndersonとの間に商議があり、且つ C.S. Addis は整理案を提出したが、國際疑念（米國は英國の裏面工作を疑つた）があつて容易に纒らず、かかる間獨逸側よりも本件に關する權利の主張があつて紛糾した。

一九三七年四月に至り支那政府財政部及鐵道部は湖廣鐵道借款整理要綱を發表したが、右に依ると延滯金英貨五百六十五萬磅は

一、民國二十六年（一九三七年）より二十七年（一九三八年）に至る兩年内の利息は年利二分五厘とし、以後は五分とす、利拂金は鐵道純利益の内よりこれを支出す、同時に鹽稅を擔保とし、更に民國三十年（一九四一年）以後の利息に對しては同時に關稅を擔保とす

二、民國三十年（一九一四年）より開始すべき元金償還は二十六年（一九三七年）より起算して三十九年内にこれを完

濟し、曩に公表せる各經理銀行の利拂償還表に照して處理す

三、未拂利息に對しては既定の五分を改め 年一分の單利に依りて計算したる上無利息スクリツプを發行支給す、このスクリツプは民國三十一年（一九四二年）にその償還支拂を開始し約二十箇年内にこれを完濟す

四、この整理法は海關總稅務司、鹽務稽核總所、中央銀行、鐵路管理局等に區分し、以て遵照處理せしむる外鐵道行政の整理を規定せり

その後の詳細な經緯は略し、茲にはE・カン氏の調査に係はる借款表に依つて見ると、遂に湖廣鐵路借款整理借款は一九三七年に成立し、その金額は四四一、六七六磅の趣である。從つて佛國持分は一一〇、四一九磅と見られる。

第二節　借款の現状

第一　總　説

一八九五年露佛借款以來、現在に至るまで約半世紀の間に佛國對支借款（團匪賠償金を除く）は、以上の沿革に記したものを合計すると實に十二個を算し、支那外債上英國に次ぐ重要債權國である その起債額合計は凡そ法貨建のもの五億八千二百三十三萬三千二百六十三法、磅貨建のもの九百四十九萬六千二十七磅、米貨建のもの四千三百八十九萬三千九百米弗、元貨建のもの三千四百五十萬元、及び兩貨建のもの八十二萬四千四百四十四兩と計算せられる。而して一九三九年に至つて尙ほ現存するものは左に大要を記述せる如く財政部所管の四個、鐵道部所管の七個であつて、その合計金額は英貨分

九、九二二、一〇七磅、佛貨分二六四、九八五、〇五〇法、支那貨分三四、五〇〇、〇〇〇元、及び米貨分二四、九一九、五〇〇米弗である。これを表示すると次の如くである。而して支那外債總額中に占める地位は附表を參照して知る如く全體に對して一八・七%である。

佛國引受借款の全體的に見た重點は財政部所管にあつて、鐵道部所管ではない。これは過去に於て見られただけでなく現在も亦同様である。然しながら古くは露國と結び、次いで白耳義を驅使して行つた鐵道利權取得を考慮に入れるときは稍々鐵道關係に重點を見出すのである。總觀するに財政部關係のものは多く列强との勢力均衡上の活動であつて、寧ろ佛國のみのイニシアチヴによるものは少いが、鐵道部關係のものはこれに反して多く、佛國が主導的地位を占めて居るものが多い。最近に於て佛國は英米の援蔣政策に歩調を合せて活潑な活動を演じてゐるが、蓋しこれは從來佛國の南支に保持してゐた地盤が援蔣ルートとしての重要性を増して來たことを一要因とする。その具體的現れは、後述する龍州鐵道借款（一九三八年四月）の成立に於ても見られるのである。

第二十九表　一九三九年一月一日現在支那外債中佛國持分

	財政部所管	鐵道部所管	合計
英貨建	五、九六五、〇〇〇磅（九八、七三六、七五〇元）	三、九五七、一〇七磅（六五、四九〇、一二〇元）	九、九二二、一〇七磅（一六四、二二六、八七〇元）
佛貨建	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法（九、二五九、二五九元）	一六四、九八五、〇五〇法（一五、二七六、三九三元）	二六四、九八五、〇五〇法（二四、五三五、六五二元）
米貨建	二四、九一九、五〇〇米弗（八三、〇六五、〇〇〇元）	—	二四、九一六、五〇〇米弗（八三、〇六五、〇〇〇元）

支那貨建	—	三四、五〇〇、〇〇〇元	三四、五〇〇、〇〇〇元
合計（元利換算）	一九一、〇五一、〇〇九元	一一五、二六六、五一三元	三〇六、三一七、五二二元

備考　Finnce and Commerce, Jan. 11 and Jan. 25, 1939. 誌所載のE・カン及ベイリンの調査、及び其他に據る、換算率は一九三八年十二月中の Official rate に依る。

表中各國貨建の横書は元單位に換算した數字である。

第三十表　佛國對支借款參考表（一九三九年一月一日現在額につき）

	財政部所管	鐵道部所管	合計
佛國持分の所管別内譯	六二・四	三七・六	一〇〇・〇
右の全外債中に占める割合	二二・五	一四・七	一八・七

第三十一表　一九三九年一月一日現在支那外債總額

	財政部所管	鐵道部所管	合計
英貨建	三七、九七七、五八四磅 六二五、五五〇、〇一五元	二六、五八一、八八三磅 四三四、六三四、一六三元	六四、五五九、四六七磅 一、〇六〇、一八四、一七八元
佛貨建	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法 九、二五九、二五九元	一九九、〇〇一、五六〇法 一八、四二六、〇七〇元	二九九、〇〇一、五六〇法 二七、六八五、三二九元
米貨建	五〇、一三一、五〇〇米弗 一六七、一〇五、〇〇〇元	二、三三四、五九八米弗 七、七八一、九九三元	五二、四六六、〇九八米弗 一七四、八八六、九九三元
日本貨建	四五、四八八、四〇〇圓 四四、一五三、七八六元	九三、六〇〇、〇〇〇圓 九〇、八七三、七八六元	一三九、〇八八、四〇〇圓 一三五、〇二七、五七二元
白耳義貨建	— —	一三七、七四三、〇〇〇白法 一三、五三三、〇九〇元	一三七、七四三、〇〇〇白法 一三、五三三、〇九〇元

和蘭貨建	—	三一、四八三、〇〇〇ギルダ 六〇、六四九、二〇〇元	三一、四八三、〇〇〇ギルダ 六〇、六四九、二〇〇元
支那貨建	—	一五九、六七五、〇〇〇元	一五九、六七五、〇〇〇元
合計（元に換算）	八四六、〇六八、〇六〇元	七八四、五六二、三〇二元	一、六三〇、六三〇、三六二元

備考 Finance and Commerce, Jan. 25, 1939誌所載のE・カン及ベイリンの調査、及び其他に據る。換算率は一九三八年十二月中平均の official rate に依る。

表中各國貨建の横書は元單位に換算した數字である。

第三十二表 支那外債中各國の持分（一九三七年七月一日現在）

英國	六七三・二	四〇・九
佛國	二八四・〇	一七・三
白耳義	一九六・四	一一・九
日本	一八二・七	一一・一
米國	一五三・八	九・四
獨逸	九七・七	五・九
和蘭	五七・九	三・五
合計	一、六四五・七	一〇〇・〇

第二 財政部所管の借款

一、一九〇八年五分及四分半利付英佛借款 Chinese Imp. Government 5% and 4½% Gold Loan of 1908 (Anglo-French)

起債額　五、〇〇〇、〇〇〇磅

債權者　英國側　滙豐銀行引受 (Honkong-Shanghai Banking-Corp.)　二、五〇〇、〇〇〇磅

佛國側　東方滙理銀行引受 (Banque de l'Indo-Chine)　二、五〇〇、〇〇〇磅

利拂期及利率　四月五日及十月五日　年利　一九二三年十月五日迄五分、爾後四分五厘

現在額　一九三七年一月一日現在　二五〇、〇〇〇磅

一九三七年七月一日同　二五〇、〇〇〇磅

一九三八年一月一日同　二五〇、〇〇〇磅

一九三八年七月一日同　二五〇、〇〇〇磅

一九三九年一月一日同　二五〇、〇〇〇磅

同上佛國持分として　一二五、〇〇〇磅

一九三九年中償還すべき金額　元金　二五〇、〇〇〇磅

利息　一二、五〇〇磅

現在有效なる滯納額　元金　二五〇、〇〇〇磅

但し一九三八年十月五日以降の分

償還年限　三十箇年、但し十年間据置

擔保　(イ)江蘇省の鹽の新附加税及家屋税

(ロ)浙江省の家屋税、酒税、質屋免許税、地券税、及び鹽の新舊附加税

(ハ)湖北省の諸税

使　途　(イ)その八割は京漢鐵道公債の買入償却

(ロ)爾餘の二割は郵傳部管內の公共生產事業

備考　每年元金分二十五萬磅を償還す、最終償還期は一九三八年十月五日に當つた。

二、一九一三年五分利付善後借款 Chinese Government 5% Reorganisation Gold Loan of 1913.

起債額　二五、〇〇〇、〇〇〇磅

債權者	英國側	滙豐銀行	引受	五、〇〇〇、〇〇〇磅
	獨逸側	德華銀行	同	五、〇〇〇、〇〇〇磅
	佛國側	東方滙理銀行	同	五、〇〇〇、〇〇〇磅
	露國側	露淸銀行	同	五、〇〇〇、〇〇〇磅
	日本側	橫濱正金銀行	同	五、〇〇〇、〇〇〇磅

利拂期及利率　一月一日及七月一日　年利五分

現在額	一九三八年七月一日現在	一九、六九一、八八〇磅
	一九三九年一月一日同	一九、六九一、八八〇磅
	同上の佛國持分推算	五、八四〇、〇〇〇磅

一九三九年中に償還すべき金額　元金　五一一、四四〇磅
　　　　　　　　　　　　　　　利息　九七一、八〇八磅

現在有效なる滯納額　無し

償還年限　四十七箇年、但し十年据置

擔保　(イ)鹽稅收入、(ロ)海關稅收入　(但し既往の借款擔保權を侵害せず)

使途　(イ)舊債務償還、(ロ)軍隊解散費、(ハ)行政費、(ニ)鹽政改革費、(ホ)其他

(備考) 本借款は倫敦、巴里、伯林、ペテログラード、ブラッセルにて發行せられ、貨幣換算規準は一磅＝二五・二五法＝二〇・四五馬克＝九・四七留＝九・七六圓

露國分のペテログラード發行分（卽ち五八、六六八號—七二五、五五六號）は無效となつたが、他の分についての詳細は不明である。

三、一九一四年五分利付中法實業銀行借款　(Chinese Government 5% Gold Loan of 1914 (Pukow Loan))

起債額　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法

債權者　佛國、中法實業銀行 (Banque Industrielle de Chine) 後に至り中法工商銀行 (Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)

利拂期及利率　三月一日及九月一日　年利五分

現在額　一九三八年七月一日現在　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法
　　　　一九三九年一月一日同　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法

一九三九年中に償還すべき金額　元金　二、八五七、〇〇〇法
利息　五、〇〇〇、〇〇〇法

現在有効なる滯納額　元　金（當初よりの）　二五、七一三、〇〇〇法
利　息一九二二年三月一日以降利札十五枚　八五、〇〇〇、〇〇〇法

償還年限　五十箇年、但し十五年据置

擔　保　本公債を以て建設せる財産、北京市税及揚子江北部に於けるアルコール税

使　途　産業振興、公共土木事業、浦口港擴張建設
後追加協定によつて、電車、電燈、水道、市場、下水、公館等の建設

（備考）一九三〇年三月一日より一九六四年に至る間、即ち一九五四年まで年額二、八五七、〇〇〇法、爾後二、八五七、五〇〇法宛償還する

債權者であつた中法實業銀行及びその後繼者たる中法工商工銀行に關しては沿革の項及び第五章の記述を參照。

四、一九二五年五分利付中法商工商銀行借款 Chinese Republic 5% Gold Loan of 1925 (Banque Industrielle)

起　債　額　四三、八九三、九〇〇米弗

債　權　者　佛國、東方滙理銀行 (Banque de l'Indo-Chine)、中法工商銀行 (Banque Fianco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)

利拂期及利率　一月十五日及七月十五日　年利五分

現　在　額　一九三八年七月一日現在　二四、九一九、五〇〇米弗

一九三九年一月一日同　二四、九一九、五〇〇米弗

元金　二、七八二、八五〇米弗

利息　一、一七六、四〇四米弗

一九三九年中に償還すべき金額

現在有效なる滯納額　無し

償還年限　二十三箇年、一九二六年より開始

擔保　團匪賠償金中佛國に對する支拂停止部分

使途　（イ）中法實業銀行の極東に於ける債權者救濟

（ロ）右銀行の中國政府未拂込資本金の支拂

（ハ）右銀行に對する中國政府の債務の償還

（ニ）佛支間の教育及び慈善事業

（備考）最終償還は一九四八年一月十五日である。

第五三一、六六九號より七八五、〇〇〇號まではBritish Bourse Stampの捺印があつて、その換算率は一磅＝五米弗である。

第三　鐵道部所管の借款

一、一九一一年五分利付湖廣鐵道借款　Chinese Government Hukuang Railways Sinking Fund Gold Loan of 1911.

起債額　六、〇〇〇、〇〇〇磅

債権者　獨逸、德華銀行（Deutsche-Asiatische Bank）
英國、滙豐銀行（Hongkong-Shanghai Banking Corp.）
佛國、東方滙理銀行（Banque de l'Indo-Chine）
米國、四社（社名を略す）
以上四箇國等分の分擔なり
利拂期及利率　六月十五日及び十二月十五日　年五分
現在額　一九三八年七月一日現在　五、六五六、〇〇〇磅
一九三九年一月一日　五、六五六、〇〇〇磅
同右の佛國持分　一、四一四、〇〇〇磅
一九三九年中に償還すべき金額　利息　二八二、八〇〇磅
現在有效なる滯納額　無し
償還年限　四十箇年、但し十年据置
擔保　（イ）湖北湖南の一般釐金
（ロ）諸種の鹽稅（詳細は沿革の項を參照）
使途　（イ）米支開發會社引受公債の償還
（ロ）粤漢鐵道及び川漢鐵道敷設

（備考）一九一三年に妥協協定を結んだが、後一九三七年四月整理要綱が決定された。これは沿革編の最後に附記して置いた。

二、一九三七年湖廣鐵道借款延滯利息整理借款 5% Hukuang Railway Loan (1937) From Scrip.

起　債　額　　四四一、六七六磅

債　權　者　　一九一一年湖廣鐵道借款に同じ、即ち佛國は東方滙理銀行なり

利拂期及利率　不確定、年一分の單利

現　在　額　　一九三九年一月一日現在　四四一、六七六磅

　　同右佛國持分として　一一〇、四一九磅

（備考）一九四二年より一九六一年に至る間に支拂ふことになつてゐる。

三、一九一三年隴海鐵道借款 Chinese Republican Government 5% Gold Loan of 1913 (Lunghai Railway)

起　債　額　　四、二八八、二〇〇磅

債　權　者　　白耳義、比國銀公司

利拂期及利率　一月一日及び七月一日　年五分（備考參照）

現　在　額　　一九三八年一月一日現在　四、二八八、二〇〇磅

　　一九三九年同　同　四、二八八、二〇〇磅

一九三九年中に償還すべき金額　利　息　一〇七、二〇五磅

擔　保　本鐵道の全財産及びその收入

使　途（イ）蘭州と海州とを連絡する鐵道建設

（ロ）一九〇三年汴洛鐵道借款の償還

（ハ）沿線鐵道の買收費

（ニ）築港費、その他利拂

（備考）一九三六年八月整理協定成立。一九三六年七月一日より開始して年利一分五厘、毎年五厘宛利率を增し、一九四一、四二年に四分に至り、而して最終まで四分とする。最初五箇年は毎年利拂だけである。元金支拂は一九四七年七月一日に開始し、三十五箇年で完濟する。

一九三六年整理協定は本鐵道に關する前貸金（二八八、二〇〇磅及び七三三、〇〇〇ギルダ）にも適用する。

因みに隴海鐵道は名義上は白耳義商社の引受となつてゐるが、これは沿革の項に於て既に述べた如く約半分は佛國の保有するものと見做される。

四、一九一三年同成鐵道六分利付借款　Tatungfu-Chengtu Railway, 6%, of 1913.

起債額　借款契約額一千萬磅（未發行）
　　　　實際前貸金　七七〇、二一七磅
　　　　　　　　　　五、七九八、五一八佛法

債權者　佛國　支那鐵道建設運營公司 (Société Française de Construction et d'Exploitation de Chemins de Fer en Chine)
　　　　白耳義　比國銀公司 (Société Belge de Chemins de Fer en Chine)

償還年限　四十箇年、但し十年据置

現在額　一九三八年一月一日現在　五七七、一七六磅／四、二五一、五六〇佛法

一九三九年一月一日現在　五七七、一七六磅／四、二五一、五六〇佛法

擔保　本鐵道全財產及び收入

使途　（イ）大同、成都間鐵道建設

（ロ）同蒲鐵道會社の買收

（備考）本借款契約による公債は未だ發行せられないが、右の如き六分利付前貸金があるので茲に記した。

一九三五年に整理協定が結ばれ、利率を引下げた。

佛國引受分は實際前貸金中の五〇%と見るべきである。

卽ち

前貸金　三八五、一〇八磅／二、八九九、二五九佛法

一九三九年一月一日現在額　二八八、五八八磅／二、二二五、七八〇佛法

五、一九一四年欽渝鐵道五分利付借款

起債額　借款契約六億法なるも未發行、但し下記の前貸金あり　三二、一一五、〇〇〇法

債權者　契約當事者は中法實業銀行なるもその後中法工商銀行がこれに代つた

擔　保　建設後の本鐵道財産及び收入

現在額　一二、八五九、二七〇法

六、一九三六年成渝鐵道七分利付借款

起債額　三四、五〇〇、〇〇〇元

右の他には川黔鐵路公司の一千萬元出資あり

債權者　中法工商銀行

利率及償還年限　年利七分　十五箇年償還

現在額　三四、五〇〇、〇〇〇元

擔保　本鐵道收入、鐵道部保障及第三次鐵道建設公債一億二千萬元中一千萬元

使途　材料購入費二千七百五十萬元

建設費現金　七百萬元

備考　本鐵道は川黔鐵路公司によつて管掌されてゐる、尚ほ詳細は沿革の項を參照せられ度い。

七、一九三八年龍州鐵道借款

日支事變の進行に伴つて佛領印度支那より奥地に至る經路の重要性は益々認められ、一九三六年以來佛支間に商議せられてゐた河内諒山鐵道を南寧まで延長する計畫は具體化して來た。所謂龍州鐵道（龍州・鎭南關間約七〇粁）については一八九六年佛國は淸國より敷設權を獲得し、一八九七年佛支合辦事業として實現せんとしたが、工事が困難なること、支那政府

の合辦を嫌忌したこと等によつて、一八九六年より一九〇一年まで諒山・鎭南關間の十哩の建設を見ただけで佛國も亦事業を停止した。然るに一九三六年來佛國の南支進出計畫の一環として佛支間に再び河內諒山鐵道を南寧まで延長しようとする商議が進められたが、偶々一九三七年の日支事變勃發以來佛領印度支那より奥地支那に至る經路の重要性は益々加重せられるに至つた。而してこの間國民政府特使孫科の佛國に於ける活動もあり、一九三八年六月には旣に諒山・南寧間鐵道建設につき佛國植民相マンデルと猶太系銀行の間に話が進められ、印度支那政廳は千五百萬法を受領し、建設工事は鎭南關―龍州、南寧―龍州、龍州―桂林の三段に分つて着手せられることゝなつた。

龍州鐵道に關する借款契約は一九三八年四月二十二日重慶政府と佛國銀行團、巴里和蘭銀行（Banque de Paris et des Pays-Bas）、ラザール兄弟會社（M.M. Lazard Frères & Cie.）、中法工商銀行（Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie）及び中國建設銀公司（China Development Finance Corporation）の間に締結せられたものである。契約內容の要旨は次の如くである。

一、佛國銀行團は左の條件にて重慶政府に對し次の借款に應ず
（イ）鐵道材料として一億二千萬法
（ロ）右材料に附帶的に必要なる材料購入費三千萬法
二、擔保　（イ）支那鹽稅收入剩餘金、（ロ）鎭南關、南寧間鐵道及び支線
三、利子　年七分
四、償還　元金の償却は契約成立後四年目より十二箇年

因みに元利金の支拂財源は鐵道工事中は鹽稅剩餘金、開通後は第一に鐵道收入、第二に鹽稅剩餘金、但し支拂に充たざる場合には支那貨八十萬元までは廣西省鑛稅收入をこれに充て尙ほ不足の場合は政府の一般收入を以てす。

五、工事の準備及實施の爲め建設會社を設立す

(イ)資本金二萬四千磅、但しその四九%は佛國銀行團、五一%は中國建設銀公司

(ロ)社長及常務は支那人、會計主任は佛國人

六、(一)項に掲げたる材料及材料費を除き工事に必要なる資金は左の順によつて醵出す

(イ)佛國銀行團及び中國建設銀公司より十二萬磅

(ロ)建設會社の資本金

(ハ)雲南廣西鐵道會社の支出する七百萬元又はそれ以上

七、建設會社は先づ鎭南關、明江間完成の上漸次南寧に向ひて工事を完成すべく、全鐵道は二年間に完了すべし

かくて鐵道工事は Société de Grand Travaux Extrême Orient によつて請負ひ、一九三九年春には一通りの路盤工事を終へて援蔣ルートとしての重要な役割を果すことになつてゐたが、我軍の南寧占領以來このルートを通ずる物資輸送路は遮斷されるに至つたのである。

八、敍昆鐵道建設借款

一九三九年末のU・P電報によれば、重慶政府交通部と佛國銀行團との間にかねてから交涉中であつた川滇鐵路借款はこの程交涉整ひ契約調印を了したといはれてゐる。川滇鐵路は雲南・貴州・四川三省を結ぶ全長七百二十二キロの西南建設

の計畫線であるが、工事は先づ雲南省昆明より四川省敍州に至る百三十キロの部分より着手し、その條件は次の如く傳へられてゐる。

(一)借款額四億八千萬法、右借款は全部鐵道建設費に充當す
(二)利率　年七分
(三)償還期限　十五年
(四)擔保　同鐵道の全財産及び鹽稅餘剩

第四　團匪賠償金

團匪賠償金の佛國の直接取得分及び金フラン問題に關しては第五章第三の三項及び第七章第二節第一を參照のこと、又團匪賠償金と關係を有する中法工商銀行借款については、第六章のその項を參照のこと。

第三節　投　資

ルヴイー（R.G. Levy）は一八九七年頃の佛國の諸利益を五億法と推定したが、稍々詳細な調査は一九〇二年佛國外相の報告中にある。それに依ると六億五千萬法の對支投資があるとなし、その內譯は、商業六千萬法、不動產四千七百萬法、鑛山五百萬法、借款五億三千九百萬法である。これに對してリーマー敎授は若干の補正をなし、結局事業投資を一億五千萬法、政府債務を四億一千萬法となした。この頃の佛國對支投資中極めて顯著な事實は、ローマ舊敎の布敎財產が大きな

額に上つてゐたこと並に雲南鐵道の所有及び經營である。爾來佛國は借款引受に進出し、一九〇二年六千萬米弗であつたものが一九一三年には一億六千萬米弗に達した。而も他方露國及び白耳義と結托し、或は單獨に鐵道利權獲得に進出したことは、東清鐵道、正太鐵道及び隴海鐵道（當時は汴洛鐵道）、同成鐵道等々に於てこれを知ることが出來る。かくして一九一四年に於ける佛國投資總額を推算すると、事業投資六千萬米弗、政府債務一億一千百三十七萬米弗、合計一億七千百三十七萬米弗に達する。元來投資總額の計算は頗る困難なことであるが、リーマー教授の勞作に於て佛國の對支投資の沿革は次表の如く要約されてゐる。（單位百萬米弗）

	事業投資	政府債務	合計
一九〇二年	二九・六	六一・五	九一・一
一九一四年	六〇・六	一一一・四	一七二・〇
一九三〇年	九五・〇	九七・四	一九二・四

右の一九三〇年に於ける事業投資の內譯は次表の如くである。（單位米弗）

雲南鐵道	三二、〇〇〇、〇〇〇米弗
上海に於ける事業投資	三八、九〇〇、〇〇〇
上海以外の事業投資	二、四〇〇、〇〇〇
內譯 天津	一、二〇〇、〇〇〇
內譯 漢口	六〇〇、〇〇〇
內譯 其他	六〇〇、〇〇〇
收入を產む布敎財產	二一、七〇七、〇〇〇
內譯 上海	一九、七八七、〇〇〇
內譯 其他	一、九二〇、〇〇〇
合計	九五、〇〇七、〇〇〇

一九三〇年以後その投資額が如何に變化したか不明であるが、借款に關しては一九三六年に外債整理委員會の設置によつて、數種整理協定が行はれ、その中佛國の關係するものとしては一九三七年湖廣鐵路借款延滯利息整理借款がある。又一九三六年成渝鐵道借款が成立し、更に最近に於ては龍州鐵道借款をはじめ、他方援蔣關係の投資が可成り加つたことを考慮すべきである。序でながらN・D・ハンウェル氏はギ・ラカム氏(Guy Lacam)の計算を引用し、一九三八年の「**ファー・イースタン・サーヴェイ**」(第七卷第十九號)に於て、佛國の對支投資現在額を論じてゐるが、これに據ると

支那財政外債中佛國持分	一、七四〇	百萬法
鐵道借款の內	三六〇	
公共事業投資	四五〇	
雲南鐵道	一、六五〇	
商業投資	二〇〇	
私人の土地所有	六〇〇	
布教團體の土地所有	八〇〇	
合計	五、八〇〇	

であり、總計五十八億法である。これをリーマー教授の推計と比較するに便ならしめる爲め、米弗に換算すると一億六千百萬米弗となり、さきにリーマー教授の計算した一九三〇年末一億九千二百萬米弗より稍々少い。尙ほハンウェル氏は、更に廣州灣設備價格として二千五百萬法及び佛蘭西租界の價格として約八十億法を計上した。これを加算すると總投資額は百三十八億二千五百萬法に達するわけである。

第七章　文化事業投資

佛國の對支文化事業の內容は他の諸國と同じく敎會、敎育機關、醫療施設、社會施設、博物館、圖書館、研究所、新聞雜誌等であるが、中でも敎會は其の傳道事業を中心として敎育、醫療、社會事業等をも兼營してゐた。依つて說明の便宜上これ等を宗敎的文化事業投資と非宗敎的事業投資の二項とに大別して概說しやう。

第一節　宗敎的文化事業投資

第一　沿　革

一、南京條約以前

佛國の支那に對する關心は、最初は商業的資本的よりも寧ろ宗敎的であつたと云へるであらう。されば其の初期に於ては宗敎的對支活動が他の何れよりも優位を占めてゐた。

由來佛國は舊敎國であるが、舊敎が支那に傳へられたのは新敎よりも遙かに古く、旣に十三世紀の半に二人のフランシスコ團宣敎師の支那に來たことが史實に見え、一二九八年他のフランシスコ團の宣敎師モンテコルヴィノ（Montecorvino）が始めて支那にカトリック敎會を開いた。然しこれ等は凡ての歷史現象に見られる微視的、前史的現象であつて、其の後

カトリツクの支那傳播は一時中絶し十六世紀末の一五八三年ジエスイト派のマテオ・リチ（利瑪竇）が廣東に開教したのを以て舊教の支那開教の近世的發端とする。利瑪竇は其の後北京に上り、明廷に時計、樂器、萬國地圖等を獻じ、他に乾坤體義、幾何原本、測量法義等の著作をなし、泰西文化の支那輸入に努める所が多く、爲めに支那人士に大いに歡迎され入信者も次第に生じ、利瑪竇が一六一〇年北京に永眠するまでには約二千五百人の支那カトリツク信徒を見るに至つた。然しながら利瑪竇は伊太利人であつて佛國人ではない。從て舊教に依る佛國勢力の對支侵入は十七世紀末の一六八八年公式の佛國ジエスイト教團の耶蘇會士六名フォンタネー（洪若翰）、ルコント（李明）、ヴイスデルー（劉應）、ブーヴエー（白進）、ヂエルビョン（張誠）等が海上の危險を侵して北京に到着したのを以て嚆矢とする。彼等耶蘇會士は各々學識に富んだ人士であつたから清朝康熙帝に謁見して本來の使命を遂げ、或は京に止まり、或は地方に派遣されて支那傳道に從事する傍支那についての彼等の觀察、研究をフランス科學院に報告して泰西人士に支那に關する新知識を注入し、軈てヨーロツパ學界に於ける支那學誕生の先蹤をなした。

然るに其の後所謂「典禮問題」が起り、ローマ法王の指令と清朝宮廷の基督教政策との間に激烈な確執を生じ、其の爲めに舊教宣教師の支那社會風俗の研究を刺戟してヨーロツパ支那學界に貢獻する所が多かつたが、舊教自體としては頗る窮境に立ち、一八四二年の南京條約締結まで清朝の禁壓方針の下に僅に其の餘端を保つに過ぎない狀態であつた。加ふるに佛國系のジエスイト教團、パリ海外傳道會（一六八三年支那開教）、ラザリスト教團（一七八四年支那開教）等は本國に於けるフランス大革命の爲めに其の保護者を失ひ教會內部に於ても更に深い困難に遭遇した。

二、十九世紀後半

南京條約の締結に依る廣東以下五港の開港は基督教の對支布教に對し歴史的轉換期をなした。次で一八四四年の黄埔條約に依り佛國は先づ五開港場に於て寺院、學校、病院を建設する權利を獲得し、順次各國列强も宗教布教の自由を獲た。就中一八五八年の天津條約、一八六〇年の同追加條約及一八六五年のベルトミー協約（Berthemy Convention）等に依つてカトリツク布教に關し佛國の獲得した權利は、獨り佛國のカトリツク教士及信徒に對してのみならず汎く一般のカトリツク教士及信徒にも及ぼさるべき廣大な權利であつたから、カトリツクに對する佛國の保護勢力は頗る大きなものがあつた。素より佛國が支那から得た條約上の權益には各國も最惠國條款として之に均霑することを得たが、佛國の有する特權は佛國公使と總理衙門との間に取りかはされた協諸の形式に依るものであるから、條約外の此の協諸の利益は各國に均霑する權利を與へるものではない。特に當時に於ては佛國はカトリツク教國中支那に公使館を有する唯一の國であつたから、カトリツク教士が支那に布教せん爲めに新しく聖堂を建築するとか、土地を購入するとか、或は內地旅行の爲めに特別の旅行劵を支給するとかは、其のカトリツク教士が何れの國籍たるを問はず悉く佛國公使の許可を得べきものであつて、佛國政府も亦カトリツク傳道に關する事件が起る毎に之を自國の對支政策に利用するのを怠らなかつた。斯くの如く佛國の在支カトリツク教團に對する保護權は絶大なものであつて、羅馬法王も支那に於ける佛國の條約及事實上の權利を公認し、支那に於て布教せんとする教士に對しては佛國公使の保護に依るべきを訓令し、支那政府も此の佛國の保護權を條約上認むべきや否やについては確固たる考へを有してをらなかつたが、別に之に關し嚴重抗議の擧に出ず實際上之を承認した狀態であつた。随つて歐洲の他のカトリツク教國も自國籍のカトリツク教士を佛國の保護から解放したい希望は有つてゐたが、各國教士數は其の數も少なく又自國の對支勢力も佛國のそれに遙かに及ばなかつたので、强ひて佛國の保護下から脫

する利益を認めず却つて佛國に任せて置く方が自國に對して有利であるとしてカトリツク布教に關する保護權は佛國の獨占下に置かれてゐたのである。

然るに當時獨逸政府は對支政策實行の爲めに宣教師を利用しようとし、同國系カトリツク教會スタイル會の教士アンツェル(Jean Baptiste Anzer)が山東省南部の教區を主宰したのに着目し、之を獨逸政府の保護下に置くべく一八八二年在巴里獨逸大使をして爾後支那に於ける獨逸人(宣教師)は獨逸自ら保護に當りたき旨佛國政府に申入れ、續いて一八八八年支那政府と協約して獨逸系カトリツク宣教師の保護權を獲得、仍て一八九〇年アンツェルをしてローマ法王廳に此の權利を認めさせた。これは佛國の保護權の一部剝脫であつて以後獨逸國カトリツク教士は佛國公使から旅行券を受けるのを止め獨逸公使館から之を受けることとなつた。此の變化が事實に於て重大な關係を及ぼしたのは一八九七年山東省に於て獨逸宣教師二名が殺害された際の獨逸政府の態度であつた。この際獨逸政府は自ら進んで淸國政府と交涉し、爾後佛國公使館は唯佛國宣教師に關する事項だけを取扱ひ、他國の宣教師に關する事項は其の國の公使に委ねることを通告した。斯くして佛國の在支カトリツク教に關する保護權は事實上消滅するに至り、法文的には一九〇五年の分離令(Separation Act)に依り名實共になくなつたのである。

當時に於ける佛國の在支宗教團體の經濟的援助額は明かでない。由來カトリツクは新教と異なり、必ずしも對支布教費を本國或は羅馬法皇廳に求めず、寧ろ在支カトリツク教會が支那に於て土地、家屋、財產を保有し、之を賃貸して得た利益を布教費として使用し、其の不足額を本國或は羅馬法皇廳より援助する建前となつてゐた。隨つて一八二二年、佛國リオンに成立したカトリツク信仰宣教會(Association de la Propagation de la Foi)は東西兩半球に於ける異人種間にカトリ

ツクの福音を宣傳するのを目的とし、支那に對しては

一八四四年	二八〇、〇〇〇法	一八五九年	五四〇、〇〇〇法
一八四五年	三〇四、〇〇〇法	一八六七年	六三七、〇〇〇法
一八五一年	三〇六、〇〇〇法	一八八二年	八六一、〇〇〇法
一八五四年	三一一、〇〇〇法		

の割當をなし、逐年增加の傾向を示した。しかしこれは必ずしも在支佛國系カトリック團體の全豫算を示したものではなく、寧ろ全豫算の半分よりも更に僅かな費用を示したに過ぎない。大部分は上海其他の開港場に投資した土地家屋の利益を以て其の經營する病院　孤兒院、學校、研究所の經費を賄つてゐたやうである。

宣教の方法に至つても新教の如く或は教育機關に依り、或は醫療傳道に依り、又文書傳道等の方法に依つて大規模に支那民衆に呼びかける方法を採らずに信仰宣傳の狹い途を辿り自ら支那奥地に分け入り、其の風俗習慣に馴染んで個々の支那人をカトリック信徒に教化するといふ如き地味な方法に依るものであるから、其の教育機關の大部分は初等學校に止め、この階程より次第に信徒志願者を養成しようとする方法を採つた。而して在支カトリック教團の意を用ひたのは教育施設よりも寧ろ嬰兒殺しの惡慣習の矯正にあつて、其の爲めに孤兒院、遺棄兒童保護院、病院等を營み、科學研究機關としては一八七二年イエズス會が上海郊外徐家滙に設置した大天文臺の如きが顯著なものである。（徐家滙については後述）

三、團匪事變より歐洲大戰迄

團匪事變がカトリックに及ぼした慘害は甚大であつた。多數の宣教師及信徒は殺害され、建築物の破壞されたものも多數に上つた。しかし此の事變が却つて刺戟となり布教に熱烈の度を加へた結果、一九〇一年より一九一二年までの十一年

間に於けるカトリツクの信徒はそれまでの約倍數に增加するに至つた。素より上述の如くカトリツク教會は新教の福音主義と異なり、必ずしも其の教育活動、醫療活動に依つて基督教の福音宣布の方法を採らず、專ら支那人をカトリツク信仰に入らしめてこれを育てて行くことに主たる目標を置いてゐた爲め、新教の如く世俗の教育、醫療に熱心でなかつた。一九一四年には舊政策を一變して世俗教育に力を注ぐこととしたけれど、其の教育事業は遙かにプロテスタントに及ばなかつた。當時佛國カトリツクの高等教育機關として上海に震旦大學があつた。該大學は初め徐家滙に設立されたもので一九〇八年上海佛租界に移轉し、文、法、理、工、醫の各學部を包含し、米國系プロテスタント大學と拮抗する設備と陣容を整へてゐる。

四、歐洲大戰後

歐洲大戰は佛國在支カトリツク宣教師に重大問題を惹き起した。卽ち一九一四年、在支カトリツク教士一千五百八人中の約八百五十八人(半數以上)がフランス國籍を有してゐたが、其の中の多くが戰線に送られた上、本國よりの送金が激減した爲めに布教上大なる困難に遭着した。東西兩半球の異人種傳道を目的とする上記のカトリツク信仰宣教會の一九一四年の收入は一九一三年に比較すると約三分の二に減じ、支那布教費としての送金もそれだけ減少することになつた。由來カトリツク信仰宣教會は佛國の勢力強く、其の事務所もリオン及パリに置いた程であるが、戰時より戰後に至つて佛國と白耳義が疲弊した爲其の勢力を維持することが出來ず、其のため一九二二年には事務所をローマに移すこととなり、支那教育の恢復にも可成りの困難を嘗めた。此の間米國カトリツクの進出目醒しく、戰後佛國系カトリツクは守勢の位置に立つて今日に至つたのである。

第二　現　狀

一、敎　會

カトリック敎會は國家、國境を超越し、世界的公敎會を志してゐる爲めに、プロテスタントの如く國家別に依る敎派勢力の檢出は頗る困難である。しかし支那に於ける各敎區擔當の敎會責任者の國籍別は別表の如く明かであるから、之に依つて佛國の宗敎勢力を察知することが出來やう。

卽ち之によれば佛國系の主なる敎派は

1、ジエスイト會（イエズス會）

2、ラザリスト會

3、パリ外國宣敎會

であつて、各々支那布敎には古い歴史を有し、ラザリスト會の如きは旣に十四世紀初めに支那に足跡を止めてゐる。各宗派の布敎區域は支那全土に渉るけれども、北京、上海の近傍を除いては大體廣東、廣西、四川、雲南方面に布敎地區を多く有するのは、佛國の政治的經濟的對支侵略過程から考察して興味ある現象である。唯特記すべきは、上海附近の徐家滙に營まれてゐるイエズス會の傳道事業で、これはカトリックの支那布敎に對して典型的規模と設備とを有してゐるものである。

△徐　家　滙

徐家滙は支那に於けるイエズス會の總本山ともいふべき所で、江南傳道本部員の經營に係り佛本國の教會本部と連絡し、主として資金を本國並在留のカトリツク教徒及支那官民有志の淨財に仰ぎ、自らも諸種の附屬事業を經營する。其の直接傳道區域は江蘇及安徽兩省であつて、江蘇省に九箇所、安徽省に十箇所の分院を有する。本部に直屬する人口三、五四八人（一九一六年調査）の外に管轄下にある關係尼僧約八百人、教育關係者男六五〇人、女七九三人と謂はれ、宛然支那に於けるローマカトリツクの一大教國を形成してゐる。此の地は、もとイエズス會信徒の淸國政治家徐克啓所有の古村であつたが、一八四七年イエズス會が此處に大天主堂を建設し、地名も故人に因んで徐家滙としたのに始まる。其の後、天文臺、博物館、各種學校、孤兒院、研究所、附屬工場等相次いで建設され、上海が國際貿易港として繁榮するのと相俟つて一大教國として發達したのである。其の經營事業も左の如く多種多樣である。

A、徐家滙の事業

1、天主堂
2、耶蘇會修院
3、修院
　a、大修院
　b、小修院
4、徐滙中學
5、滙師中學（師範學校）及附屬小學
6、藏書樓（圖書館）（第二節第六參照）
7、天文臺（第二節第六參照）
8、博物館（第二節第七參照）
9、聖母院
　a、極亡會女修院
　b、獻堂女修院
　c、徐滙女子中學
　d、聖誕女校
　e、啓明女學校
　f、聾啞堂

g、幼稚園
h、育嬰堂
i、刺繍裁縫授產場
j、善牧院
k、聖衣院
10、土山灣育嬰堂（孤兒の授產事業）
木工廠、五金廠、鞋作廠、樂器廠、圖書廠、印刷廠、寫眞廠、機器廠
11、施療院
12、孤兒院
13、洋漢兩種印刷所
14、「支那加特力時報」の發行
15、「支那舊教神事報告」發行
16、工藝學校

B、東家渡（租界南市）の事業
1、教會附屬宿舍
2、安老院（養老院）

C、洋涇濱の事業
1、教會會計事務總括所

2、慈善事業班修道女の設立にかかるもの
a、歐米女子を教育する學校
b、混血孤兒教育の學校
c、施療院
3、佛租界立小學校

D、虹口の事業
1、カトリック協會
2、聖芳濟學校に於ける尼僧教鞭
3、施療院

E、龍家灣に於ける事業
1、震旦大學
2、セント・アサー病院
3、支那貧民施療醫院
4、施療院
5、同上浦東分院

F、上海隣接地方に於ける事業
1、佘山天文臺分所
2、昆山藥家濱天文臺分所
3、浦良修道女子宿舍
4、孤兒院收容里子保育

以上が徐家滙の監督經營に係る附屬事業であつて、如何に其の規模の大なるかを想像し得よう。

概觀すれば佛國人經營の敎區は支那全土二十四敎區に上り、此の敎區に働く外人數一、四九〇人（内譯司祭六一二人、助修士二〇三人、修道女六七五人）であつて、信徒數は九八三、九七〇人、卽ち大約百萬人の信者が佛國カトリツクの管轄下にある譯である。

二、敎育施設

敎育活動は基督敎布敎活動の重要な一翼であるが、カトリツクは新敎（プロテスタント）ほどに該方面の活動は活潑でなく、特に高等敎育方面に於てはフランス系のものとしては僅に上海の震旦大學、天津の天津工商學院が存するだけであつて、米國系基督敎大學の繁榮に比べると遙に勢力乏しい現狀である。しかし初等敎育方面には相當重大關心を持つてゐるようである。

A、初等敎育

佛國系初等敎育機關數は左の通り

1、高等小學校

	校數	兒童數
男子	六八校	五、六五七名
女子	四八校	三、五一〇名
計	一一六校	九、一六七名

2、尋常小學校

	校數	兒童數
男子	六二七校	三一、五四八名
女子	二七八校	一二、八五二名
計	九〇五校	四四、四〇〇名

此の他簡單にカトリツク敎義を問答的に敎授する公敎要理敎授があり、これはフランス系のみで三、六七七所、員數七

〇、六九五名を數へ、カトリック獨自の布教方法を示してゐる。斯かる初等教育方面へのカトリックの關心は、幼い頃にカトリック教育を施し軈て之を信徒或は志願者として獲得しようとする意圖に外ならないのであつて、これにより一般教育よりも宗教的教育に力を盡すカトリックの方針を看知することが出來よう。

B、中等教育

佛國カトリック系中等教育施設の主なるものは左の如し。

所在地	校名	經營	備考
北京	法文學校	カトリック教會	佛國式に依る中等學校、生徒は支那人
天津	天津工商學院附屬中學校	同	
同	法漢中學校	同	佛語に重點を置く
同	聖功女子中學校	同	
同	究眞中學校	同	
上海	震旦大學附屬中學校	同	
武昌	私立文學中學校	同	
漢口	私立法漢中學校	同	
同	漢光中學校	中華基督教青年會	
重慶	明誠中學	同　眞原堂	
同	成德女子中學校	同　同	
福州	私立楊光初級商業學校	カトリック教會	

廣　東　樂育學校　巴里外國傳道會　中等程度

C、高等教育

高等教育施設は震旦大學及天津工商學院とする。

1、震旦大學（Aurora University）

所在上海呂班路二二三、清國光緒二十九年（一九〇三年）イエズス會に依り震旦學院として徐家滙に創立、一九〇八年春徐家滙より上海の現地に移り、民國二十一年、現在の組織に改めた。

學　制　イ、法學院（法律學系、政治經濟學系）
ロ、理工學院（數理系、土木工程系、化學工程系、電氣機械系）
ハ、醫學院（普通醫學系、牙醫系）
ニ、附屬高等中學校及初等中學、特別班

修業年限　四箇年　普通醫學系六箇年

經　費　三一八、九六七元（中法庚款及イエズス會よりの補助を含む）

生徒數　二二三名（一九三三―三四年）

2、天津工商學院（Hautes Études Industrielles et Commerciales）

所在天津特別一區馬場道　民國十二年（一九二三年）イエズス會に依り工商大學として設立、一九三三年改稱されて現名となる。

學　制　イ、工部—橋路系、機械系
ロ、商部—普通商業系、財政銀行系
ハ、附屬初級中學及高級中學

修業年限　四箇年

經　費　二二四、〇〇〇元（イエズス會より支給）

生徒數　二四〇名（一九三四—三五年）

三、醫療施設

教會を通じて人間の魂を救ふを主要目的とするカトリック教會では、人間の肉體を救ふ醫療施設は新教ほどに熱心でない。從つて佛國カトリックに於ける病院、施藥所の施設は左程多くなく、養老院と合して八十二ケ所に過ぎない。

其の主なるものは次の如し。

所在	醫院名	經營	摘要
天津	佛國醫院	カトリック教會	一箇年經費八萬餘元、教會並佛租界工部局より毎年約五萬元補助
張家口	若慈院嬰兒診療所	同	受附費五仙にて診療
青島	仁慈堂	同	
芝罘	天主堂法國醫院	同	支那人貧困者殊に癩患者に施療
漢口	天主堂附設災民送診施藥所	同	
九江	民國醫院	同	天主堂の補助一萬二千元、佛國政府補助二萬元

南昌	南昌法國醫院	カトリック教會	貧困者施療
同	南昌法國婦幼醫院	同	支那人婦女子患者專門
重慶	仁愛堂醫院	同	眞原堂
廣東	中法韜美醫院	同	
雲南	若琴醫院	同	事實上は貧民幼兒の收容所

四、社會施設

社會施設中最も力を注いでゐるのは孤兒院及遺棄兒童保護院である。これは死に瀕した幼兒が洗禮を受けると天國に入ることを得るといふカトリック信仰に基くと共に、支那に多く行はれる嬰兒殺しの惡習より幼兒を保護しようとするためでもある。從て教育施設、醫療施設に比べるとカトリックは支那に於て遙に此の方面に力を注ぎ、單に之を孤兒院、或は保護院に收容して宗教教育を施すのみならず、之に職業教育を與へて成人後獨立の生計を營み得るようにする。

佛國カトリック關係の孤兒院數は支那全土に於て九十四箇所、兒童數八、五七九人、遺棄兒童收容數は二四、〇〇〇人を數へる。養老院數は前述の如く病院數と合して八十二箇所に及ぶ。而してこれ等の社會施設の主なるものを擧げれば左の通りである。

所在地	名稱	經營	摘要
宣化	若瑟育嬰堂	カトリック教會	孤兒及貧民嬰兒の撫育
青島	坊子天主教附屬孤兒院	同	
芝罘	天主堂女孤兒院	同	

威海衛	天主堂孤兒院	カトリック教會	
同	天主教施藥所	同	支那人貧困者に對する施藥及簡單な施療をする
上海	上海安老園	同	六十歳以上の貧苦廢疾のため老人を收容
武昌	武昌救濟院	同	育嬰所、殘廢所、養老所、乞食收容所等より成る
同	武昌嬰堂孤兒院	同	
九江	天主堂養濟院	同	養老院と孤兒院とを兼營
鄭縣	天主堂孤兒院	同	
鄖城	同	同	
香港	佛蘭西コンベント孤兒院	同	香港政府補助金平均額七二〇弗

五、圖書館、研究所、博物館

マテオ・リッチが始めて支那にカトリック宣教を開始した際泰西の科學文化を輸入したことが、科學に依る支那とカトリックの媒介に役立つたことは前述の沿革に述べた所である。其の後典禮問題其他のことに刺戟されてカトリックは支那の地理、歴史、風俗等に對する科學的探究心を增し、カトリック教父で支那についての優れた科學的探究を遂げたものが多數ある。これ等の業績が大成されて圖書館、研究所、博物館となつたものが多く、又徐家滙の如く天文臺、博物館の卓絕した施設を擁するものもあり、此の方面に於けるカトリックの文化投資も巨額に達してゐるけれども、これ等の分野は非宗教的方面に於ても又力を注ぐ點であるから、後節非宗教的文化投資の項に於て一括して述べることとした。（第二節、第六、第七參照）

第三　結論

以上が宗教事業より見た佛國の對支權益であるが、之に幾何の物的投資を投下してゐるかは、事宗教に關する爲めに計數が明かでない。再述せる如くカトリツクの支那ミツション經營の方法は、新教の如く本國よりの送金を以て全部賄ふ方法を以てせず、支那本土に於てミツション所有の土地・家屋に投資し、之から得た利益を以て活動資金とし、病院・施療所・孤兒院・養老院及教育學術施設の維持費としてゐる。リーマー教授は斯かる事業投資的性格を持つ佛國舊教團體の財産を左の如く推算した。

上海	一九、七八七、二〇〇米弗
天津	一、二〇〇、〇〇〇〃
漢口	五〇〇、〇〇〇〃
廣東	二〇〇、〇〇〇〃
計	二一、七〇七、二〇〇米弗

之に依つても明かな如く、佛國カトリツク團體所有の土地の大半は上海に集中し、特に佛租界に集つて多くの收益を擧げてゐる。勿論上記の推定額中に算入せられない重要項目として、白耳義系商社「義品放款銀行」(Credit Foncier d'Extrême Orient) に委讓された約二億法の佛國布教團體所有の土地がある。これは嘗て佛蘭西に於て政教分離の行はれた際宗教團體所有の財産が政府に沒收される懸念があつた爲、之を白耳義系の銀行に供托したに由るものであつて、此の土地は引續き同商社の所有に歸してゐた。佛國カトリツク團體は以上の財産の他、尙支那諸省に涉つて幾多の土地を保有して

第三十三表　佛國系在支カトリック勢力

省名	地名	教區名	階級	教區 設定年	教區 擔當者	國籍	司祭 外人	司祭 支那人	助修士 外人	助修士 支那人	神學生 上級	神學生 下級	神學生 小	修道女 外人	修道女 支那人	信者數	孤兒院 院數	孤兒院 男	孤兒院 女	遺棄兒童 保護院	養老院及病院 院數	養老院及病院 患者	中等學校 男子 校數	中等學校 男子 生徒	中等學校 女子 校數	中等學校 女子 生徒	師範學校及傳道師學校 男子	師範學校及傳道師學校 女子	高等小學校 男子 校數	高等小學校 男子 生徒	高等小學校 女子 校數	高等小學校 女子 生徒	小學校 男子 校數	小學校 男子 兒童	小學校 女子 校數	小學校 女子 兒童	公共要理教校 學校	公共要理教校 男子	公共要理教校 女子
廣東	廣州	Canton, Tung.	V	一八六八	パリ外國宣教會	フランス人	一九	三五	—	—	二八	六八	—	三七	七一	一七、一八七	二	二四	一七五	三、九七六	—	—	一	五四一	二	一五七	—	—	二	一四〇	三	一二〇	三二	一、九〇五	三	三九九	三四	四一八	五三九
山東	煙台	Chefoo, Sung.	V	一八九四	フランシスコ會	同	一七	二二	一	八	六	—	二〇	四三	三一	二二、四三二	二	四	一三六	一二〇	四	一八六	一	一三三	一	七一	—	—	三	一〇七	四	九五	六	七一四	七	四〇八	七三	八六〇	五八三
河北	正定	Chengting, Hop.	V	一八五六	ラザリスト會	同	一四	四四	二	三九	二二	—	六八	七	一三〇	四八、四五七	四	四八	五四五	一、七〇七	四	七九三	—	—	—	—	六九	七〇	三	八四	三	一〇六	一五	五九三	三	二五	一六四	一、三三一	二、〇九八
四川	成都	Chengtu, Sze.	V	一八五六	パリ外國宣教會	同	三四	四一	—	—	一四	—	五八	一七	一五	三九、三三三	八	一〇〇	一、八二三	一、一五六	五	九、〇三六	一	七九	一	一二〇	—	—	一	四〇	一	九一	四	一七七	四	一七八	一三六	一、一五七	一、一四〇
四川	重慶	Chungking, Sze.	V	一八五六	同	同	一六	五一	二	三	一〇	—	八八	一四	八三	四〇、四九六	一	—	三一六	一、一七九	三	一、九三三	一	一三五	一	一九八	—	—	—	—	一	一五六	一五	一、一四九	一六	一、〇一七	三二	一、三五九	一、四一〇
廣東	海寧	Hainan, Tung.	P	一九二九	ピクプス會	同	八	—	—	—	—	—	三二	三	二二	一、八〇三	一	一四	六六	七〇	—	—	一	一三九	一	一二〇	一四	—	—	—	—	—	六	二三五	—	—	三	七三	—
浙江	杭州	Hangalo, Che.	V	一九一〇	ラザリスト會	同	一三	四六	—	一	—	一三	一三三	一七	七四	二八、三〇二	四	六	五三二	三、一四八	八	二、二五七	—	—	一	九五	—	—	六	一九四	五	一二四	四〇	一、二八四	三四	一、三八四	四一	六六三	六六五
山東	益都縣	Ituhsien, Sung.	P	一九三一	フランシスコ會	同	二	二	—	二	四	—	二〇	五	一九	一〇、三三〇	一	三	二一〇	二七〇	一	四	—	—	—	—	—	二〇	一	七五	—	—	二〇	四〇九	一〇	二七九	四八	三四二	二四七
貴州	貴陽	Kweiyang, Kwei.	V	一八四六	パリ外國宣教會	同	一八	三一	—	—	一五	—	五三	一〇	三六	三一、〇〇三	四	七四	五八	一三三	一	三八七	—	—	—	—	—	—	三	一三一	二	一五	一五	七七七	一四	七二九	一六	一四一	一一七
貴州	安龍	Lanlung,	V	一九三二	同	同	一六	九	—	—	四	—	一九	—	六	一〇、五一〇	六	四四	一二五	四五	一	四	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	一〇	四四〇	三	五三	四三	三二七	一六九
江西	南昌	Nanchang, Ki.	V	一八四六	ラザリスト會	同	一六	九四	—	—	六	—	一五	一八	三六	五三、二九一	三	—	三七一	一、三四六	七	七、三三五	—	—	四	一六	—	—	三	一四八	一	九七	七	五二一	四四	二一五	六四	五〇〇	五〇〇
廣西	南寧	Nanning, Si.	V	一八七五	パリ外國宣教會	同	三	一〇	二	四	二	—	—	九	一三	六、〇五〇	二	—	一七	—	—	—	—	—	—	—	二〇	—	—	—	—	—	一五	四三三	一〇	一八九	—	—	—
浙江	寧波	Ningpo, Che.	V	一八四六	ラザリスト會	同	三	五一	二	四	九	—	五四	三	八一	四五、七三三	五	一四	七六	一、一八九	一四	六、三一七	—	—	—	—	三	—	七	四五六	六	一六二	一七	一、四五八	三	六二一	九四	二、〇〇三	一、一三七
四川	寧遠	Ningyüan, Sze.	V	一九一〇	パリ外國宣教會	同	一〇	二	—	—	六	—	四一	一一	一七	一一、〇三三	二	七	一五七	七〇	二	一、五三三	—	—	—	—	一六	—	—	—	—	—	五	一〇五	三	四五	七三	一、一九七	九六七
廣東	北海	Pakhoi, Tung.	V	一九二一	同	同	一七	六	—	—	六	一七	—	三	五三	一三、三一三	三	一六	一〇五	四四九	三	九、五八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	九七	—	—	三三	五〇七	三八三
河北	北京	Peking, Hop.	V	一三〇七 (一八五六)	ラザリスト會	同	四七	一〇八	三七	五六	三一	七〇	五〇	四七	一六一	一六四、七三三	一	—	六四三	五八七	四	二、五一七	二	一、二一三	四	一六七	八三	—	—	三一七	三	一七一	三五	一、〇五一	三二	一、三七一	五七一	五、八九七	五、五八四
江西	上海	Shanghai, Ku.	V	一九三三	イエズス會	同	一〇二	六六	三二	二七	一六	一六	一八四	一二〇	三二二	二八〇、四五六	八	三二二	八九九	七、二二二	八	一九、九一六	八	一、三五二	六	三五六	五九	—	一三	二、六五四	六	一、六一七	九三	一〇、四五五	六八	七、八五九	三五九	四、六一八	五、〇八一
河北	獻縣	Sienhsien, Hop.	V	一八五六	同	同	五三	四七	二七	四八	一五	—	六五	三五	八五	一二三、四八九	八	—	一六三	一六	二	二二三	二	二八八	一	三三〇	一八	—	一〇	九三二	四	六三四	七三	二、三八五	一六	一、四一四	一、四〇五	七、五五〇	七、〇四七
四川	敍府	Suifu, Sze.	P	一八六〇	パリ外國宣教會	同	一八	二三	—	—	二	—	三五	一四	二四	二七、四三二	二	三	五八	三二	二	一、四三二	—	—	一	三〇	一九	—	三	一五四	三	一八〇	三	六八九	三	六六四	三二	一、八四八	一、七九〇
廣東	汕頭	Swatow, Tong.	V	一九一四	同	同	一九	三三	—	—	一六	—	六七	二	三	二八、〇一三	五	—	三三三	一、六九四	一	一〇	—	—	—	—	—	—	五	一〇五	四	一八七	五八	二、三五九	一〇	七一五	三二	五四九	四六六
雲南	大理	Tali, Yun.	P	一九二九	ベタラム聖心會	同	一七	二	二	—	—	—	一	六	—	二、二四八	二	二	七	五	二	八	—	—	—	—	—	—	一	五〇	一	二二	一	二五六	二	三九	八	六〇	五二
四川	打箭爐	Tatsienlu, Sze.	V	一八四六	パリ外國宣教會	同	一八	三五	五	—	五	—	一九	一〇	五三	四、九四五	四	八	五六	二	六	八八八	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	—	一	三三〇	—	—	一九	三四九	三四六
河北	天津	Tientsin, Hop.	V	一九二二	ラザリスト會	同	二〇	三〇	三三	六	七	—	四〇	四一	七二	五五、二二二	二	—	六〇	四四	三	三、六四九	—	—	一	二五九	—	—	—	—	—	—	二八	二、九九九	二九	九八五	一八六	一、二三三	一、五一〇
雲南	雲南	Yunnanfu, Yun.	V	一八四六	パリ外國宣教會	同	二〇	二二	—	—	—	三四	二二	三	四八	二二、三七一	五	—	七二	三八	一	一〇三	—	—	—	—	一〇	—	二	五〇	三	五三	二五	九七一	五	三三〇	四四	五八〇	四四六
						計	六一三	七七四	一〇三	一八〇	一四五	一三八	九三一	六七五	一、四五九	九八三、九七〇	九四	九〇九	七、六七〇	三四、三四七	八一	六七、六三七	一七	三、七五九	三四	一、七〇八	三六一	九〇	八七	五、六五七	四八	三、五一〇	六一六	二二、五五三	二七八	一八、八五五	三、六七五	四一、四七三	四一、一一三

ゐる。卽ち全支に涉る敎區が各々百五十萬法乃至五百萬法の財産を有してゐる爲め、佛國布敎團體の支那に於ける土地保有は極めて巨額に達するものと推定し得よう。一佛人（Guy Lacam）は其の總額を十二億五千萬法と計算してゐる。此の他本國よりの送金額がある譯であるが、それが幾何の額に上つたかは明かでない。嘗てリオンに成立したカトリツク信仰宣敎會は、對支宗敎送金の有力な貯水池であるけれども、大戰後本部はローマに移り、而も戰後は米國の献金急激の増加を示した爲めに、該宣敎會を通じての佛國の對支送金額は明かでない。國籍を超越した世界公敎會を自任するカトリツク敎會としては蓋し已むを得ないことであらう。要するに、カトリツクに依る佛國の對支進出は各國に比べて其の歷史が遂に古く其の地盤は牢固として拔くべからざるものがある。特に十九世紀後半、カトリツク保護權を利用して佛國對支政策を運營した爲めに各國の宗敎團體も之に追從せざるを得ず、亦今世紀に至り其の保護權が解消し、特に大戰後佛國本國の勢力が衰へた爲めに直接之を對支政策に利用し得ないけれども、上海始め各地に投下したカトリツクの事業資本は商業資本に優に拮抗するだけの力を有し其の勢力は侮り難いものがある。殊にカトリツクの宣敎方針は、プロテスタントの如く一般社會を目指して派手に福音宣傳をするといふよりも、信仰一天張りの地味な、然しながら强固な途を辿り、徐家滙其他にカトリツク共同社會を建設して隱然たる支配力を支那社會に持つ現狀は、我國の對支經濟・文化工作上よりも看過し難い存在である。

佛國カトリツク勢力の現狀を表記すると第三十三表の如くである。

第二節　非宗教的文化事業投資

第一　總　說

佛國の對支文化事業中非宗教的なものは、團匪賠償金に基く諸種の教育文化事業が首位を占め、上海に於ける佛租界工部局經營の諸施設、雲南省に於ける學校、病院等が之に次ぐ。此の外世界社の諸事業、北京及上海に於ける新聞、雜誌事業等を擧げることが出來る。

一、團匪賠償金に基く事業は次項に詳述する。

二、上海の佛租界は國際的住宅地として發達した關係上、佛國工部局は外國人（主として自國人）の便宜を圖り佛國式專門學校、中等學校及小學校五校を經營したのを始め、支那人に對し佛語教育を行ふ學校三校をも經營した。前者の外國人のための學校に對する工部局補助金は一九三五年度に於て三〇、七一七弗である。同局は又租界內の支那人經營學校にも補助金―一九三五年度七七、五六四弗―を交付し佛語を奬勵してゐる。醫療施設として工部局は病院、特に支那貧民に對し慈善病院を經營する外、衞生試驗所を開設して租界內の衞生向上に盡力してゐる。（本節第四、第五參照）

三、雲南省は佛領印度支那と隣接するため、其の政治經濟上の諸權益と連關して佛國文化事業の獨壇場と稱するを得べく蔣政權の移動後益々活潑の度を增しビルマを根據地とする英國資本と角逐してゐる。同地に於ける教育及醫療施設がカ

トリック布教團體應援の下に佛領印度支那總督府の經營に係り、雲南鐵道と密接な關係を有するのは注目すべき現象である。尙事變後「中法大學藥物研究所」（本節第六參照）の一部研究員は昆明に赴いてをり、儀器類も相當多數同地に運ばれてゐて事實上同研究所の分所が設置された模樣である。又一九二九年世界社の肝入りで北京に設立された「國立北平研究院」（National Academy of Peiping）も現在昆明に移轉してゐて、藥學、動植物學及地文一般の研究を進めてゐる。印度支那總督府は其の經營に係る學校、病院は勿論これ等研究所に對して相當多くの經費を注入したようであるが詳細は不明である。又蒙自には曾て佛租界があつた關係上中法學堂等佛國勢力下の諸施設があり土着民族に對する佛國勢力を扶植してゐる。「世界社」は一九二八年上海に總社を設置して以來國際的文化事業團體として文化事業より更に經濟事業にまで相當活潑な活躍を成したが事變後は窮境に陷り有名無實となつた（本節第三參照）。以下細目に分つてこれ等の文化事業投資を檢索しよう。

第二　團匪賠償金に基く文化事業投資

一、沿　革

佛國の團匪賠償金は旣述の如く、一九二二年の佛支協定に依り主として中法實業銀行の整理資金に充てることとなつたが、其の殘額は教育文化事業に充當されることとなつた。然るに金フラン問題が發生した爲めに頓挫を來した後、支那財政部、外交部及教育部は佛國當局と合議の結果、一九二五年右問題解決に關する佛支協定を改めて締結し、中法實業銀行の整理改組を行ひ新に中法工商銀行を成立せしめると共に、同協定第三條に於て賠償金の一部を以て文化事業を行ふこと

となり、其の機關として「佛支教育文化基金委員會」を創設することとなつた。（詳細は第五章參照）「佛支教育文化基金委員會」（Comité des Fonds des Oeuvres Franco-Chinoise d'Education）は支那側七名、佛國側一名の委員に依り組織せられたものであつて、表決權は兩國各一票、委員會は佛支協定に基く文化事業基金の管理用途に任ずることとなつた。本委員會の事業としては

1、佛國巴里大學内に中國學院を設置、支那文化講座を開くこと

2、支那北京に同大學分校として中法大學を管理經營すること

3、文化事業資金年額二十萬米弗を折半して巴里中國學院及北京中法大學の維持費に充てること

二、最近の使用狀況

民國二十四年（一九三五年）七月一日より民國二十五年（一九三六年）に至る中法教育基金委員會の收入及支出豫算を見ると左の如くである。

△收入の部（米弗は法幣及國幣に換算）

國幣	一、一〇〇、三九〇元
佛幣	一、七九〇、五二五法

△支出の部（主なるもの）

一、委員會自辦事業

中法文化交換出版委員會	三四、五〇〇元

二、補助教育機關

北京孔德學校（現在は中法大學文學部に合併）	二一、五〇〇元
同校建築校舍費	七、七二〇元
佛國里昂中法學院	一〇、〇〇〇元及六四二、九〇〇法
北京中法大學	二九、〇〇〇元
同　特別補助費	一九六、〇〇〇元
雲南中法學院	一三三、〇〇〇法
巴里中國學院	二三七、五〇〇法
上海中法國立工學院	五八、五〇〇元
上海震旦大學	七四、九〇〇元
國立中山大學費	一〇〇、〇〇〇元

三、補助研究事業・講座講演費

徐家滙天文臺	三、〇〇〇元
上海世界學院	三、〇〇〇元
佛國學者講演招待費	六、四二三元
中法大學藥物研究所	三、五〇〇元
孔德圖書館	一、七〇〇元

四、留學生費

在佛支那留學生學資	八、二六二元及一七五、五七五法
里昂中法學院學生學資	三三、九〇〇法

五、其他

杜美醫院（廣東）	三一八、四〇〇法
法國醫院（雲南）	一四二、五〇〇法
南京中法友誼會	三、一七五元

同委員會の自辦事業及在佛留學生後援事業について左に略述しよう。（其他は本節各項參照）

（1）里昂中法學院

始め「中法大學海外部」と稱したものであつて、後支那學生誘致の便宜上佛國里昂郊外サン・ヂュスト（Saint Just）に里昂中法大學協會（Institut Franco-Chinois de Lyon）を設立し、「里昂中法學院」を創めた。學院とはいつても所在地に

Intellectuelle）

（6）上海中國國際圖書館（別出）

（7）世界文化合作中國協會（Chinese National Committee on Intellectual Co-operation）

此の外經濟方面に屬するものとして中國農工銀行の擴充と江南鐵路公司設立の促進、社會方面に關するものとして西山溫泉地各鄉村並に療養院等衛生事業促成等の事業がある。出版物には世界小叢書數十種がある。

歲　費　事變前二〇、〇〇〇弗（舊上海市政府支出）。經費の來源を前國民政府より仰いでゐた關係上、今事變後は窮境に陷つた模樣である。

職　員　首席組織員　吳敬恒、　創辦組織員　張人傑、　專任組織員　李煜瀛

二、上海法文協會（Alliance Française-Shanghai）

所　在　上海佛租界環龍路一一號

沿　革　一九一二年佛工部局經營學校長であつた佛人メボン（C.B. Maybon）に依り設立される。總會は佛國巴里に置かれ、中國に於ては上海の本會を中心として青島、北京、天津に分會があり、上海に於ける會址は佛租界工部局の寄附に係る。

事　業　佛語の普及を圖り佛國文學、藝術の宣揚及中佛文化機關の聯絡等を行ふ。實際に行つた事業としては

（1）圖書館の經營　（2）佛語夜學校の開設　（3）歷史、文學、繪畫等に關する講演會の開催　（4）音樂會の開催　（5）アマチュア演劇の開演　（6）中佛兩國の繪畫展覽會開催

會員　佛國人を主として各國人約三百五十名（一九三五年六月現在）

經費　事變前一年一七、二〇〇元（內購書費六、〇〇〇元、定期刊行物費一、二〇〇元、企劃費四、〇〇〇元、事務費六、〇〇〇元）、主として會費（一人當り二〇元）及外人團體の醵金に依る

職員　佛國側駐支代表者 Ch. Grosbois.　會長　達高鐵(Mr. De Goth)　副會長　薛凡及美呢

蒐書　佛國のものを主として約二七、〇〇〇部、外に佛文雜誌類五十餘種

尙本會は外人設立である爲めに今事變の影響は蒙らない模樣である。

第四　敎育施設

一、中法大學 (Université Franco-Chinois)

所在地　北京東皇城根三九

沿革　一九一七年（民國六年）世界社の創設した北京佛蘭西豫備學校に端を發し、一九二〇年國立北京大學、廣東大學及佛國里昂國立大學代表の發起に依り學制を整備し中法大學と改む。

事業　文學院、理學院、醫學院及社會科學院の四學院に分れ修業年限四箇年、學生（一九三三―三四年）百八十三名、敎職員百五十餘名、卒業者（一九二六―三三年）百七名を有し、別に上海に藥學專修科（學生數五十名）を設置する。佛國里昂の中法研究所、北京のラヂウム研究所及藥材研究所は本大學の附設事業となつた。

經費　年收一、一六一、六三〇元（一九三三―四年）、佛國團匪賠償金よりの補助金、中國敎員部補助金、學生授業

料及個人的寄附より成る。經常費年額約四〇萬元

職　員　學長兼理學院長　李麟玉、文學院長　王鳳儀、醫學院長　朱廣相、社會科學院長　沈尹默

二、中法國立工學院 (Institut Technique Franco-Chinois)

所在地　上海　斐德路一、一九五

沿　革　一九〇七年獨逸人 Paulun が上海の佛租界で創めた醫學塾が本院の濫觴をなす。同塾は其後生徒數も增加した爲めに獨逸本國政府の許可を經て醫工兩科を設け獨逸國立大學に改組せられて同濟大學となつた。歐洲戰後ベルサイユ條約に依り同濟大學の財產は中法兩政府の共同監理となり、中法國立通惠工商學校を創設、後一九二三年に至り排外風潮の爲めに校務は停頓し商科を廢して工業專門學校となつた。一九三一年敎育令に依り學制を改定し中法國立大學院と稱して今日に至つた。

事　業　土木鐵道部、電氣機械工業部の兩部に分れ修業年限四年、別に佛文補習班（一年制）及高級中學（三年）を特設。學生數（一九三三―三四年）本科七一名、補習班八六名、外に高級中學生徒若干。本大學の卒業生席次第一位、第二位のものは本院より佛國又は白耳義國へ留學の制度がある（白耳義國留學の卒業生は三一名ある）。

經　費　年限一四三、九二九元（一九三三―三四年）。中佛兩國政府が各半額宛負擔する。

職　員　院長（中國側）褚民誼（訓育主任兼任）、（佛國側）Henri Civet（敎務主任兼任）、秘書主任農汝惠、敎授五名（中國四、佛國一）、講師二十三名（中國十五、佛國八）

三、佛工部局經營諸學校

1、中國人敎育を主とするもの

(Ⅰ)中法學院（L'Ecole Municipal Franco-Chinois）Rte. Boulevard de Montigny にあり、校長 J. Alfred Frère 一九三五年度經費三一、一四〇弗、學生數は中國人一、〇三〇人、特にタイプライター、速記術、簿記等を專修せしめる。

(Ⅱ)初級學校（L'Ecole Primaire Chinoise）

校長中國人侯溫曜、經費（一九三五年度）八、六五三弗、生徒數一、二〇〇人（中國人のみであつて貧困者の子弟が多い）、程度は中國初級學校の程度であつて佛語を敎へる。

(Ⅲ)初級學校（L'Ecole Primaire Chinoise de Lagrené）

六歲より十一歲までの男女を敎育、一九三六年九月開校、四箇年修業、生徒數五四〇人あり、經費（一九三五年度）三、四〇〇弗、校長は中國人 T.T. Chen Liang

(2)外國人（主として佛國人）敎育を主とするもの

(Ⅰ)フランス大學（Collége Municipal Français）

專門學校程度、一九三五年度校費三〇、三三五弗を要した。學生數三八〇名（內佛國人一四六人）、校長は Ch. Grosbois.

(Ⅱ)フランス學校（L'Ecole Municipal Français Rémi）　校長は P. Guillemont、生徒三百人（大半はロシア人）、經費（一九三五年度）一一、三六五弗

(Ⅲ)安南人學校 (L'Ecole Franco-Annamite)　安南人生徒七〇人、程度は印度支那に於ける初級程度

四、法越學校 (École Franco-Chinoise)

所　在　雲南(以前は省城雲津街にある佛國天主堂經營の上智學校々舍を借用したのであるが、一九三七年より石橋舗の支那家屋に移轉した)

沿　革　一九〇三年「雲南鐵道の敷設及經營に關する協定」第二十八條の規定に基き開設、佛領印度支那總督府の經營に係り、當初は「中法學校」と稱せられたが、一九二七年法越學校と改稱して現在に及ぶ。

事　業　五箇年制、一學級三、四十人。元來鐵道從業員及通譯養成の爲めに支那人及安南人に對する佛語教育を目的とする　開設以來卒業生十二回、約五百人餘、滇越鐵道及佛人經營の會社商店に雇用せられるもの五名。

經　費　現在未詳。一九二五年當時佛領印度支那政府は本校に對して一年一萬五千元を支給してゐた。

職　員　校長Marcel Marcadet. 教員は大半佛蘭西人である。

五、法越女學校 (L'École Française de filles)

法越學校の附屬女學校で一九〇八年開校。

第五　醫療施設

一、佛國工部局經營病院

(Ⅰ)無料施療所 (Dispensaire Municipal)

一九三五年度に於ては六五、六二三名(内中國人五六、五〇六名)の診療をなした。種痘を施したもの約二萬人である。齒科室に於ては二、九一二名の診療をなした。中國人以外のものが多い。特別病舍には六七名の外支人を收容。入院患者—公共補助金に依り入院したもの一、五〇七名。結核患者室には三名、精神病者室には三十一名收容。

(Ⅱ)上海普慈養院 (Mercy Hospital)

北橋にある。一九三五年八月新設されたものであつて上海各界の協力に依るものである。中國人患者を主として、尙不治の外國人精神病者を收容する。

(Ⅲ)工部局衞生試驗所 (Laboratoire Municipal)

一九三五年末金神父路に新築され、顧問として巴里パスツール研究所より醫學者を招聘した。

二、法國醫院 (Hospital Consulaire Français)

雲南省域賣竹街にある。

一九〇一年佛領印度支那總督府經營の下に佛國領事館附屬醫院として開設せられたものであつて、其後衰微した爲めに佛國は一九三三年甘美醫院を設立して當時の副院長斐文貴(佛國醫院部出身、安卓人)に本院の經營を委ねて今日に及んだ。本院は病室數二十を有し、診療費及藥價は低廉であつて、貧民には無料診療所がある。從つて患者は中流以下の支那人、安南人を主とする。

三、甘美醫院

雲南省域巡津街にある。

一九三三年佛領印度支那政府の經營に係り三階建の廣莊な洋風建築であつて設備優秀である。だが診療費用は一切ピアストル（銀貨）建で高價であるのと、法團醫院との協定に依り入院患者以外一般支那人の往診に應じない爲め患者は主として歐米人に限られる。

院長 Dr. G. Maullac は軍醫出身の醫官であつて元佛領印度支那總督府附屬醫院に在職したものである。

第六　圖書館・研究所

佛國系圖書館としては上海に於ける國際的の圖書館一、大學附屬圖書館二、及徐家滙のものが著名である。此の外教會附設のものが多數あるが小規模である　尙中佛文化交換の一工作として國立巴里圖書館と國立北京圖書館との間に館員交換の制度が設置され支那側より一名、佛國側より一名、夫々相手國の圖書館に至つて研究に從事してゐる。

研究所としては中法大學附設のものを擧げ得るに過ぎない。同研究所の分所が雲南に設置されようとしてゐる。又北京にあつて佛國系の國立北平研究院も雲南に移轉されたのは注目に値する。

一、上海中國國際圖書館（Bibliothèque Sino-Internationale, Shanghai Sections）

所　在　上海福開森路三九三號

沿　革　始め世界社の圖書館として上海に經營されてゐたものが、一九三五年（民國二十四年）中國國際圖書館（瑞西ゼネバに本館を有す）の上海支館として開館されたのである。此の中國國際圖書館と云ふのは一九三三年國立北平研究院々長李煜瀛（學生時代巴里留學）の發起に依り、外國文化の融合を圖る爲めに瑞西ゼネバ

（Frorisant 5）に設立された。

藏　書　約五萬部（洋書及華書）、外に各國の雜誌新聞類五百種

職　員　主席代表者　李煜瀛、ゼネバ本館々長　胡天石、上海館長　馮祖怡

二、震旦大學圖書館　Aurora University Library

所　在　上海呂班路二二三

沿　革　一九二八年設立

藏　書　七一、二三一部（內華書一五、一七三、洋書五六、〇五八）

年經費　約一二、〇〇〇弗

統　計　閲覽者一ケ月平均一、五〇〇人、貸出書籍六〇〇部

職　員　館長　Père L. Richard.

三、中法大學圖書館　Bibliothéque de la Université Franco-Chinois

所　在　北平東皇城根三九

沿　革　一九二三年北平西山碧雲寺にあつた西山圖書館に始まる。一九三一年に至つて別にあつた科學、醫學兩圖書館を合併して新館建築に移り、中法大學圖書館となつた。

藏書數　一九三三年現在約一〇〇、〇〇〇部（洋書及華書より成る）。洋書中には佛蘭西書大半を占める。部門別に見ると一般文化關係五〇パーセント、科學三〇パーセント、醫學二〇パーセント

年經費　購書費約二〇、〇〇〇弗（一九三三年度）
統　計　閲覽者一ケ月平均三、七八〇名（一九三三年度）
職　員　館長李麟玉、主任王鳳儀

四、徐家滙天主堂藏書樓　Zikawei Library

所　在　上海徐家滙
沿　革　一八四七年徐家滙を傳道事業の中心とした French Catholic Fathers に依つて設立された。
藏書數　約二〇〇、〇〇〇部。內譯華書一二〇、〇〇〇部（鄉土志方一九、四八九部を含む）、洋書八〇、〇〇〇部（希臘羅典の古典が多數ある）
特　色　本樓は華文及外國文の貴重な文獻が甚だ多く、各國出版の百科辭典類も悉く備はつてゐる。其他支那及歐米の古錢等も多數藏し考古學者には無二の研究材料を提供する。

五、中法大學藥物研究所

所　在　北平東皇城根大學內（上海支所亞爾培路三九三）
沿　革　一九三二年中法大學當局が國立北平研究院と協同の下に中法大學の附設として設立したものである。
事　業　支那に於ける漢方藥及一般醫藥の研究を目的とする。事變後は雲南昆明に多數の研究員が赴いた爲めに上海支所は規模が縮少されてをり、專ら止血藥を研究中である。
經　費　一九三五年度約二四、〇〇〇元（中法大學より支出）

六、徐家滙天文臺

所　在　上海郊外徐家滙

沿　革　明末イエズス會宣教士南京北極閣にあつて觀賞臺を建築した。今其の遺祉が存する。現在の天文臺は前清同治十二年（一八七三年）佛國人高鎬鼎司鐸を第一の發起人として設立された。舊祉は本來肇嘉濱岸にあり、平家建のものであつたが、光緒六年（一八八〇年）增築擴張し光緒二十五年（一八九九年）徐文定の墓東部に別に新臺舍を建て翌々年竣工、此處に移轉した。其の前年即ち同二十六年（一九〇〇年）新氣象臺が徐山の山頂に竣工し天文學部は此處に移轉、又三十四年（一九〇八年）磁氣學部は崑山陸濱に移つた爲めに今日の徐家滙天文臺には地震氣象の兩部を存するだけである。

事　業　賽風機、測候地震機、風雨表等儀器が頗る多く各種の測定をなす。又時鐘があつて上海の正午及午後九時を報じて標準時間を示す。本天文臺は專ら測候氣象を司り中國沿岸及長江一帶の軍艦、汽船に颱風、驟雨の所在を通報する。

職　員　所長 Pére P. Lejay. 氣象地震兩學部長 Pére E. Gherzé. 磁器學部長 Pére M. Burgand. 天文學部長 Pére E. Villemarqué

第七　博物館（宗教的のものを含む）

一、震旦大學博物院（Heude Museum, Aurora University）

所　在　上海呂班路震旦大學內

沿　革　一八六八年 Pére Heude（韓石貞司鐸）の創立に係り、初め徐家滙にあつて徐家滙博物院として知られた、一九三〇年震旦大學の下に入り大學の名を冠す。

事　業　支那に於ける動植物の最も豐富な標本集を藏するのみならず、古物の蒐集三、五〇〇餘點に達する。

職　員　院長兼研究長 Pére Piel（鄭壁爾司鐸）、研究員 A. Savio.

二、北疆博物院　Musée Hoang Ho Pai Ho H.H.P.H.

所　在　天津特一區工商學院內

沿　革　民國二十五年五月イエズス會（Society of Jesus）の Pére Licent に依つて創立された。

事　業　黃河及白河に依つて洗はれたる北支地方の產物を蒐集する。陳列所は二部に分れ、地理化石部及動植物人類學部より成る。主として設立した Licent 自身が蒐めたものであつて、それ以外のものとしては彼の協力者 Pére Teilhard de Chardin の寄贈に係る。公衆に公開されたものは纔かに其の一部であつて、大半は非公開のものとして篤志科學者にのみ縱覽を許してゐた。天津洪水により被害を蒙る。

院　長　Pére E. Licent.

三、徐家滙博物館

所　在　上海徐家滙天主堂內（圖書館に隣接）

沿　革　佛國カトリック教會徐家滙事業の一として前淸同治元年（一八六二年）の設立に係る。

事　業　江南地方の動植物に重きを置き、尙各種物理化學用品を併せ藏する。規模廣大組織も亦良く整ひ、特に支那及歐米の動植物學著書を珍藏し古書の有益なものが多く、上海方面博物館中最良のものである。

經　費　出資は佛本國信徒の醵出に仰ぐ。又支那政府より隨時相當補助金を受けてゐた。本國政府の補助監督を受けず、圖書館擔當敎師の管理に屬する。

第八　新聞、雜誌

在支佛國系新聞雜誌は英、米に比べて其の數が少く著名なものは左の三種である。別に宗敎關係のものとしては徐家滙に於ける「イエズス會々報」を始めカトリツク傳道機關新聞、雜誌等多數あり、佛語に依るものが九種ある。何れも投資額を知るに困難であるから、唯其の事業の大要を摘記しよう。此の外佛國系通信社のアバス社（Agence Havas）が北京、上海に支局を有する外、アゲフイ社（Agefi）も二三の特派員を有する模樣である。

一、Le Journal de Pékin（北京報）

資本主及主筆　André Nachbaur

一九一一年創刊、發行所甘雨胡同、日刊八頁、發行部數三百、本紙はもと白、佛、露三國人の一團に依つて經營せられてゐたものであるが、歐洲大戰中來燕せる佛國人故 Nachbaur（現持主の父）に買收せられた。佛國大使館より補助があると謂はれる。

二、Le Journal de Shanghai（法文上海日報）

資本主　G.S. Moresthe.　主筆　R. Laurens（編輯兼務元アバス通信員）、記者三名。一九二七年十二月創刊、發行所公館馬路二一—二三、日刊、發行數約二千五百。

本紙は過去三十年に亘つて發行せられた L'Echo de Chine の廢刊を惜みアバス通信員等に依り創刊せられたものである。佛國領事館側の後援があり、經營に關しては一定の保證を有する。上海及全支在留佛人は支那に於ける最良の自國新聞として購讀する。從て其の論調は佛國在留民の輿論を代表し、穩健である。

三、Revue Nationale Chinoise（雜誌）

主筆G. Em. Lemiere.　月刊であつて、發行所はハルード・ヴァロン街一〇八である。外交評論を主とし、別に政治社會記事をも掲げる。寄稿者は支那人が大部分である。

附、佛國に於ける支那留學生

佛國に於ける支那留學生は既述の團匪賠償金に基く里昂中法大學在學生が多數を占める。之に次いでは巴里であつて巴里の支那留學生は「中法友誼會」の斡旋を受けて駐佛中華學生會本部を設く。更に滿洲事變以來巴里中國靑年黨（Partie de la Jeune Chine）を組織し排日宣傳を行つてゐる。又市內 Rue Monge には中國國民黨駐歐總支部があり、支那留學生が多數黨員となつてゐた。支那留學生の總數は佛全國にて五百三十名（一九三一年調）であつた。

中法友誼會（L'association Amicale et de Patronage Franco-Chinoise）

佛國巴里に本部を置き佛國人及支那人の役員を任命し、佛國政府より年額五萬法（一九三一年調）の補助金を受ける。其

の事業は

1、支那學生の留學來國に對し便宜を供與す

2、支那留學生の國內旅行に對し船車賃割引證明書の發行

3、支那留學生に對する卒業後の就職斡旋

4、支那留學生に對する學資の補助

5、月刊雜誌 Revue Franco-Chinoise の發行

6、巴里に支那學生會館（Maison des Étudiants Chinoise）の經營

又支那留學生が本國歸還後組織した學會として左の如きものがある。

中華政治經濟學會（Political & Economic Science Association of China）

本學會はもと巴里に於て同地にある支那人留學生の間に創立されたものであるが、一九三二年上海に於て正式の發會を見た。事變前本部は南京にあつた。會員約一二〇名（一九三四年三月現在）

新中國農學會（Société d'Agriculture de la Chine nouvelle）

一九二四年佛蘭西ナンシーに於ける支那人留學生の間に生れ、彼等の歸國と共に南京に移り、事變前同市に本部があつた。一九三三―三四年度に於ける諸經費約三、〇〇〇弗（主として會員の支出に待つ）

附錄　在上海佛國重要商社一覽表

一、貿易及商業

商社名	營業種目
信孚洋行 Madier, Ribet & Cie.	絲、絹帽、煙草輸出
柯思祿 L. Kosloff	輸入
茂新洋行 T. Spunnt & Co.	棉花輸出入
倍來享洋行 D. Beraha & Stetten (S. A. R. L.)	輸出入
培利洋行 P. Le Bris Export-Import S. R. L.	輸出入、工廠代理店
康福洋行 E. Chanbefort & Co.	疋頭輸入
祥利洋行 J. Azadian, S. A.	生絲、茶、煙草、棉布輸出兼ビール會社經營
凱時 Abraham, Katz, Co.	輸出入代理店
斯文洋行 S. E. Shahmoon & Co.	輸出入、土地賣買
達孚洋行 Louis Dreyfus & Co.	食料品輸出入
福興洋行 H. Follet & Cie.	輸出
龍東公司 L. Rondon & Co., Ltd.	輸出入及洋酒商

聯茂貿易公司 United Mercantile Co.	輸出入
駿源 Compagnie D'Exportation de Produits Asiatiques	生絲及繭綢輸出
中法貿易公司 Franco Agency Co.	輸出入
元利公司 M. Chapeaux & Co., Ltd.	輸出入
吉利洋行 Société Française du Haut Yangtse	輸出入
有余洋行 J. Sauvayre	輸出
立興洋行 S. A. Racine & Cie.	輸出入、藥品、保險、運送業
永興洋行 Olivier-Chine (S. A.)	輸出入、保險
永興洋行 L. Pernot & Cie.	生絲、煙草、綢緞、草帽輸出
百多洋行 Marthoud	輸出入
百部洋行 Baboud, Mary & Cie.	輸出入
聯華公司 Groupe Chine	
法蘭西大藥房 Pharmacie Française	藥品
龍頤靈聯合大藥廠 Société des Usines Chimiques Rhonepoulenc, Paris	藥品、化粧品
法國大藥房 Pharmacie Genérale	藥品
法國酒公司 Vins de France	洋酒
麥瑞 Marcel Establishments	菓子、食料品
曉維洋行 Franchine Trading Co.	洋酒

老大昌洋行 パン、菓子
Tchakalian et Cie.

法和食料品店 食料品
Franco-Japanese Store

法商麵包店 パン
French Bakery

中國啤酒廠 ビール製造
National Brewery

康成造酒廠 釀造業
Société Franco-Chinoise Distillerie de Hankou

隆高麥洋行 工業機械及醫療品
Lonkomay

德威洋行 金屬、機械、化學製品、紡織品
Hardivilliers & Cie.

法國靴店 靴業
French Shoe Store

法蘭西洋琴行 樂器
F. Français & Co.

寶多洋行 毛織物、生絲、石炭、洋酒、紙
Compagnie Optory

烏利洋行 時計、寶石
J. Ullmann & Co.

利威 寶石、骨董品
Sennet Freres

利榮洋行 寶石、骨董品
L. Lion

筆喇 絲綢
S.A. Pila & Cie.

披拉 毛織物
R. F. Pirard

二、土地家屋賣買、建築

中國建業地產公司 土地、家屋、建築
Foncière et Immobilière de Chine

上海地產公司 土地賣買、代理業
Shanghai Land Development & Companie's Agency

沙發洋行　不動產賣買

Theodore Sopher & Co.

天津中法義隆房產公司　不動產金融

Société Fonçière Franco-Chinoise de Tientsin
(Société anonyme)

三、銀行、金融、保險

東方滙理銀行

Banque de L'Indo-Chine

滙源銀行

Union Mobiliere

中法工商銀行

Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie

義品放款銀行

Crédit Foncier d'Extrême Orient

萬國儲蓄會

International Savings Society

白散　爲替、標金取引

L. Basset

魯衛　測量及工事

Toporealty (Vibarel & Co.)

法商營造公司　土木工事、建築、測量

Minutti & Cie.

斯文洋行　公債株券賣買

E. E. Shahmoon & Co.

上海銀公司　土地投資、金融、保險

Shanghai Finance Co., Ltd.

中法銀公司

Crédit Franco-Chinois

保太保險公司　水火災及自動車保險

Assurance Franco Asiatique

法美保險公司　水火災及自動車保險

四、工鑛業

愛捷克汽車行　自動車修理
Isaacs Motor Service

法大汽車行　自動車販賣及修理
Grand Garage Fr.nçais

法商電器公司　電氣器具、工事請負
Compagnie Française D'Installation Electrique

法商長途電話公司　電話電信機
Société Française des Telephone Interurbains

東方修焊有限公司　電氣熔接
Far East Oxygen & Acetylene Co., Ltd.

巴黎工業電氣廠　機械鐵道材料
National Technique

上海商電車電燈公司
Compagnie Française de Tramways et D,Eclairage

中法求新製造廠　造船及機械
Société Franco-Chinoise de Construction Metalliqes et Mechanique (Kiou Sin Dock)

鴻基煤鐵公司　石炭
Société Française des Charbonnages du Tonkin

五、運輸

法國大輪船公司　航運業
Compagnie des Messageries Maritime (French Mail Co.)

聚福洋行
Union Franco-Chinoise de Navgation

歐美旅行社　旅行案內、運送

Orient Lloyd, Ltd.

立興內河輪船商　水運業
Lih Shing Inland Steam Launch Co.

六、其他

哈瓦斯通訊社　通信

Agence Havas

法文上海日報　新聞

Le Journal de Shanghai

法商賽跑場　犬競爭場

Champ de Courses Française (Canidrome)

中央運動場　回力球

Parc des Sports

佛國對支經濟勢力一覽表

昭和十四年末調

在留人口（一九三六年）

北支 男	北支 女	北支 計	中支 男	中支 女	中支 計	南支 男	南支 女	南支 計	(附)香港 男	(附)香港 女	(附)香港 計	計 男	計 女	計 計
1,176	965	2,140	1,338	872	2,210	446	274	720	83	107	190	3,042	2,318	5,360

商社

主要商社分類 (71社)	金融・銀行	交通・運輸	商業・貿易	工業	鑛業	其他
商社數	9	6	25	20	8	3
重要社名	東方匯理銀行, 中法工商銀行, 萬國儲蓄會	聚福洋行, 立興內河輪船局, 法商長途電話公司	立興洋行 (A.S. Racine) 百部洋行 (Baboud) 法國大藥房 (Pharmacie Générale)	上海法商電車電燈公司, 中法求新機器輪船製造廠	鴻基煤礦公司	法文上海月報, 麥瑞, 哈瓦斯通訊社

金融及投資機關

銀行

機關名	Banque de L'Indo-Chine	Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie	Crédit Foncier d'Extrême-Orient	Union Mobilière (Société Française de Banque et de Placements)
支那名	東方匯理銀行	中法工商銀行	義品放款銀行	法商匯源銀行
設立年	1875	1922	1907	1931
本店所在地	巴里	巴里	(白耳義) ブラッセル	上海
資本金	120,000,000 法	50,000,000 法	70,000,000 法	2,000,000 元
拂込資本金	120,000,000 法	[illegible],000,000 法	70,000,000 法	2,000,000 元
支店所在地	上海, 天津, 北京, 漢口, 香港, 廣東, 昆明	北京, 天津, 上海, 香港	天津, 漢口, 上海, 香港	天津
備考	1. 取引銀行: National Provincial Bank, Ltd., Comptoir National d'Escompte de Paris, French American Banking Corporation. 2. 本行ハ鐵道, 鑛業及其他佛國利權活動ノ投資的役割ヲ任務トス 3. 通貨發行ノ特權ヲ有シ, 發行兌換券ハ滇越鐵路沿線並雲南省南部各地ニ流通セリ	1. 企業形態: 佛支合辦 (佛蘭西法律ニ依リ登記) 中國政府出資 10,000,000 法 2. 沿革: 本行ノ前身ハ 191[illegible] 年 7 月 5 日ニ設立サレタル中法實業銀行, 19[illegible] 年 經營難ニ陷リタル同行ハ「中法實業管理公司」ニヨリテ整理サレ後ニ本行ノ成立トナル	1. 企業形態: 佛白合辦 2. 取引銀行: Banque de Paris et des Pays-Bas, Banque Belge pour l'Etrangère, Banque d'Outremer-Société Française de Banque et de Dépôts. 3. 營業種目: 天津, 上海, 漢口其他支那各通商港及香港ニ於ケル不動產金融, 同經營, 設計及建築業, 煉瓦製造業, 火災保險代理業	1. 營業種目: 市場流通性アル有價證券投資ヲ目的トス 2. 天津ニテハ商號ニ「信託」ヲ冠シ「匯源信託銀行」ト稱ス

一般投資機關

機關名	Crédit Franco-Chinois	International Savings Society (Société Internationale d'Epargne)	Foncière et Immobilière de Chine	Société Foncière Franco-Chinoise de Tientsin (Société Anonyme)
支那名	中法銀公司	萬國儲蓄會	中國建業地產公司	天津中法義品房產公司
設立年		1912	1921	
本店所在地	上海	上海	上海	天津
資本金		2,797,202 元		200,000 兩
拂込資本金		2,797,202 元		200,000 兩
支店所在地		天津, 香港, 北京, 廣東, 福州, 漢口, 雲南, 青島, 重慶		
備考	1. 營業種目: 信託	1. 設立: 1867年7月24日ノ佛國政府法ニ依リ 1912年 Public Savings Company, 佛 "Société Anonyme" トシテ組織, 1925 年 2 月 19 日及 1927 年 1 月 17 日, 上海佛國總領事館ニ登記 2. 取引銀行: Banque de L'Indo-Chine, Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie, Hongkong & Shanghai Banking Corporation	1. 營業種目: 不動產代理經營, 家屋ノ建設, 不動產ノ管理及投資並ニ金融	1. 營業種目: 不動產金融 2. 取引銀行: Crédit Foncier d'Extrême-Orient

借款

財政部所管借款

借款名	一九〇八年四分半利付英佛借款	一九一三年五分利付善後借款	一九二五年五分利付中法工商銀行借款	一九一四年中法工商銀行五分利付浦口借款
	佛國引受分	佛國發行分		
起債額	2,500,000 磅 (鹽稅擔保)	6,000,000 磅 (關稅擔保)	17,393,900 米弗 (關稅擔保)	100,000,000 法 (鹽收入擔保)
現在額 (1939年1月)	125,000 磅	5,840,000 磅	24,919,500 米弗	100,000,000 法

鐵道部所管借款

借款名	一九一一年湖廣鐵路五分利付借款	一九三七年湖廣鐵路借款延滯利息整理借款 (無利子)	一九一三年同成鐵路六分利付借款 (未設線)	一九一四年欽渝鐵路五分利付借款 (未設線)	一九三六年成渝鐵路七分利付借款	一九三八年龍州鐵路七分利付借款 (未設線)
	佛國引受分	佛國持分	佛國引受分			
起債額	1,500,000 磅 (鐵路收入擔保 關稅及鹽稅剩餘)	110,419 磅	385,103 磅 2,899,250 法 (正太鐵路財產及收入擔保)	32,115,000 法 (完成後ノ鐵路財產及收入擔保)	34,500,000 元 (本鐵路收入及鐵路建設公債擔保)	150,000,000 法 (鹽稅收入剩餘金及完成後ノ鐵路財產)
現在額 (1939年1月)	1,414,000 磅	110,419 磅	288,588 磅 2,125,780 法	12,859,270 法	34,500,000 元	150,000,000 法

一九三九年一月一日現在支那外債中佛國持分

	財政部所管	鐵道部所管	合計
英貨建	5,965,000磅	3,957,107磅	9,922,107磅
佛貨建	100,000,000法	164,985,050法	264,985,050法
米貨建	24,919,500米弗	—	24,919,500米弗
支那貨建	—	34,500,000元	34,500,000元
合計(元換算)	191,051,009元	115,266,513元	306,317,522元

(備考) 借款現在額ノ合計ニ當ツテハ白耳義ノ銀行引受ニナル隴海鐵路外債現在額ノ半分 (2,144,100磅) ハ佛蘭西ノ保有ニ歸セルモノトシテコレヲ加算セリ。元換算合計ニ當リテハ 1938 年 12 月中平均ノ Official rate ニヨル

レーマー調査ニヨル佛國ノ對支投資概況 (香港ノ含ム)

一九二九年ニ於ケル佛國ノ對支投資 (金額單位百萬米弗)

	金額	%
事業投資	95.0	49.1
政府債務	97.4	50.6
合計	192.4	100.0

同事業投資分類

雲南鐵道	32,000,000 米弗
上海ニ於ケル事業投資	35,900,000 〃
上海以外ニ於ケル事業投資	2,400,000 〃
上海ニ於ケル收入ヲ生ム布教財產	19,757,200 〃
上海以外ニ於ケル收入ヲ生ム布教財產	1,910,000 〃
合計	95,007,200 〃

同事業投資ノ地理的分布

地名	金額	%
上海	38,900,000 米弗	94.3
天津	1,200,000 〃	2.9
漢口	600,000 〃	1.4
其他	600,000 〃	1.4
合計	41,300,000 〃	100.0

政府債務ノ分類

支那政府ノ一般目的	76,268,367 米弗
鐵道債務	13,864,892 〃
無擔保借款	424,440 〃
合計	90,557,699 〃

(備考) 獨逸, 露西亞ヨリノ移轉部分ヲ含マズ

ギー・ラカム (Guy Lacam) ノ計算ニヨル佛國ノ在支投資額 (一九三八年發表)

支那財政外債中佛國持分	1,740 百萬法
支那鐵道借款中佛國持分	360 〃
公共事業投資	450 〃
雲南鐵路	1,650 〃
商業投資	200 〃
私人ノ土地所有	600 〃
布教團體ノ土地所有	800 〃
合計	5,800 〃

貿易

對支貿易ニ於ケル佛國勢力

年度	支那ヘ輸出 (千元)	各國輸出總額ニ對スル歩合 (%)	支那ヨリ輸入 (千元)	各國輸入總額ニ對スル歩合 (%)	合計 (千元)	各國輸出入總計ニ對スル歩合 (%)
1935	13,336	1.15	29,243	5.0	42,579	2.85
1936	18,311	1.94	30,385	4.3	48,696	2.96
1937	15,09[illegible]	1.58	32,611	3.8[illegible]	47,73[illegible]	2.66
1938	18,255	[illegible]	20,401	[illegible]	38,656	2.35
1939	11,307	0.86	32,641	[illegible]	43,948	1.86

支那ノ主要港ニ於ケル佛支貿易額及歩合

港名	支那ヨリ輸入 千元	%	支那ヘ輸出 千金單位	%
秦皇島	508	1.40	4	0.01
天津	1,995	2.09	426	0.30
芝罘	462	4.47	10	0.09
威海衛	20	1.23	—	—
青島	663	1.18	16	0.03
上海	28,912	4.80	3,019	1.26
溫州	—	—	2	0.15
福州	—	—	5	0.19
汕頭	—	—	51	0.37
九龍	—	—	3	0.10
廣東	60	1.12	10	0.61
拱北	—	—	6	0.06
雷州	2	0.01	22	4.18
瓊州	—	—	3	0.63
北海	—	—	2	0.20
龍州	—	—	228	1.56
蒙自	—	—	730	8.22

備考 各港ニ於ケル輸出入合計ヲ 100 トシ佛國ノ歩合ヲ示ス

佛國對支重要輸入品

1938年 單位 1,000元

輸入品目	金額	內譯	
紡織纖維	10,373 (6.28%)	生絲	8,100 (24.10%)
		野生絲	1,519 (37.08%)
		繭	256
		ラミー	214
		棉花	237 etc.
畜產品 (皮革, 皮製品ヲ含マズ)	4,213 (3.57%)		
種子	1,500 (7.70%)	落花生	823 (8.61%)
		杏實	677 (16.82%)
植物油	680 (1.28%)	桐油	628 (1.60%)
蔬菜	628 (13.55%)		
茶	311 (0.91%)	綠茶	165
		紅茶	139
皮革・皮製品	306 (1.57%)		
タングステン	293 (0.58%)		
植物染料	79 (0.29%)		
雜品	1,561 (5.03%)	刺繡	1,309 (14.20%)
		タングステン	293 (0.58%)
		麥稈眞田	230
		骨董	46 etc.
其他	160		
合計	20,402		

備考 %ハ當該品目ニツキ各國對支輸入合計額ノ中ニ占ムル佛國ノ歩合ヲ示ス

佛國對支重要輸出品

1938 年 單位 1,000 金單位

輸出品目	金額	內譯	
金屬及礦砂	899 (3.16%)	軌條	298
		條鐵	175
化學製品及藥品	687 (2.77%)		
機械工具	330 (1.35%)		
染料顏料	326 (2.42%)		
車輛船舶	282 (1.91%)		
雜金屬製品	137 (1.06%)		
羊毛及同製品	93 (1.20%)		
雜品	4,485 (9.67%)	品目不明	4,235 etc.
其他	804		
合計	8,046		

備考 %ハ當該品目ニツキ各國對支輸出合計額ノ中ニ占ムル佛國ノ割合ヲ示ス

交通・通信

投資鐵道 路線名	完成	區間	本線	支線	合計	備考
滇越鐵路	1910 年	老開—雲南	465 粁	—	465 粁	佛承辦鐵道, (狹軌)
京漢鐵路	1906 年	北京—漢口	1,213 粁	349 粁	1,562 粁	英, 佛借款
粵漢鐵路	1936 年	漢口—廣東	1,096 粁	89 粁	1,185 粁	英, 米, 獨, 佛四國借款
成渝鐵路	未設	成都—重慶	550 粁	—	550 粁	佛單獨借款
桂越鐵路	工事中	鎮南關—南寧	230 粁	—	230 粁	佛單獨借款 (狹軌)
川滇鐵路	未設	敍州—昆明	720 粁	—	720 粁	佛單獨借款 (狹軌)

電車會社 上海法商電車電燈公司 本店 巴里 支店, 上海佛租界 設立 1906 年 資本 12,000,000 法 (全額拂込) 路線, 有軌九線, 無軌三線 33粁

各港出入佛船總噸數 (1939 年)

	隻數	噸數	合計ニ對スル比率
外國航路	133 隻	803,479 噸	2.69%
內國航路	393 隻	361,970 噸	1.19%
合計	526 隻	1,055,467 噸	2.05%

	會社名	本店	設立	所有船		航路
各國汽船	聚福洋行 Union Franco-Chinoise de Navigation Co.	上海	1921年	2 隻	1,768噸	宜昌—重慶
	立興內河輪船局 Lee Hsin Inland Steam Launch Co.	上海				上海-湖州(4) 上海-平湖(2)
	法國火輪船公司 Compagnie des Messageries Maritime.	巴里				
造船會社	求新機器輪船製造所 Société Franco-Chinoise de Constructions Métalliques et Mécaniques.	上海	1902年	資本		1,200,000兩 (全額拂込)
電話會社	法商長途電話公司 Société Française de Téléphones Interurbains.					

無線電信局	所屬	電力
上海 (佛租界)	佛領事	7 kw.
廣州灣租借地	佛陸軍	5 kw.
雲南	佛陸軍	3 kw.

備考 雲南ニ於テ 50kw. ノ新裝置ヲ以テ佛支合辦會社設置セラレタル筈

鑛工業

業別	電車・電力 2社	機械器具 6社	自動車 2社	食料 5社	土木建築 3社	鑛業 8社
主要商社	Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Eléctriques de Shanghai (上海法商電車電燈公司)	Société Franco-Chinoise de Constructions Métalliques et Mécaniques (通稱 Kiousin Dock, 中法求新機器輪船製造廠)	Grand Garage Français (法大汽車行)	Société Franco-Chinoise Distillerie de Hankou (康成造酒廠)	Foncière et Immobilière de Chine (中國建業地產公司)	Société Français des Charbonnages du Tonkin (鴻基煤礦公司)
	本店 巴里	上海	上海	本店 巴里 支店工場 漢口	上海	

文化事業

カトリック系文化事業 (1937年)

教會

[illegible]	[illegible]
傳道教區	
パリ外國宣教會	12教區
ラザリスト會	6 〃
イエズス會	2 〃
フランシスコ會	2 〃
ピクプス會	1 〃
ベタラム聖心會	1 〃
外人司祭, 助修士, 修道女	1,490人
信者	983,970人

教育事業

教育部門	學校數	學生生徒數
大學・專門學校	2	363人
中學校	17	759 〃
女學校	24	1,705 〃
高等小學校	111	9,167 〃
尋常小學校	894	10,4[illegible]8 〃
公共要理教授	3,675	6[illegible],695 〃

社會事業

種類	院數	收容人員
孤兒院	94	8,579
養老院, 病院	82	67,637
遺棄兒童保護		24,347

圖書館・研究所

名稱	所在
震旦大學圖書館	上海呂班路
徐家匯藏書樓	上海徐家匯
徐家匯天文臺	同上
震旦大學博物館	上海呂班路
北疆博物院	天津特一區
徐家匯博物館	上海徐家匯

一般文化事業

團匪賠償金關係	佛工部局關係		新聞・雜誌	
中法教育文化基金委員會	教育事業		新聞	2 種
自辦事業	佛國人學校	5 校	Le Journal de Pekin	
北京中法大學	支那人學校	3 校	Le Journal de Shanghai	
巴里中國學院	病院	2 院	雜誌	1 種
里昂中法學院	衞生試驗所	1 所	Revue Nationale Chinoise	
中法文化交換出版委員會			(宗教新聞雜誌)	
補助事業			イエズス會ノ機其他多數	
委員會決議ニヨリ每年決定				

リーマー調査佛國舊教布教財產 (1930 年)

上海	19,787,200 弗
天津	1,200,000 〃
漢口	500,000 〃
廣東	200,000 〃
計	21,707,200 弗

〔主要參照資料〕 China Year-Book, Chinese Year-Book, Finance and Commerce, China Hong-List, Shanghai Directory, Foreign Investments in China (Remer); 滿洲及中華民國在留本邦人及外國人人口統計表, 滿洲及支那ニ於ケル歐米人ノ文化事業, 中華民國文化機關要覽, 支那航運 (日本郵船會社), 中國實業名鑑, 支那年鑑; 中國外債彙編, 上海Y銀行, 上海工商業彙編, 中國海關貿易統計, 个莊銀行年鑑等

外務省通商局

昭和十五年六月十七日印刷
昭和十五年六月二十日發行

定價貳圓貳拾錢

不許複製

佛國對支經濟勢力の全貌
日本國際協會叢書
第二百十九輯

編輯兼發行者　土谷正千代
東京市中野區新井町五三八

印刷者　中川二郎
東京市芝區南佐久間町一ノ七

印刷所　研文社
東京市芝區南佐久間町一ノ七

發行所
東京市麴町區丸ノ內二ノ十二
社團法人　日本國際協會
振替東京五五一八三番
電話丸ノ內四六六四番